

付則 10 水道管路図面作成の手引き

水道管路図面作成の手引き

令和 7 年 4 月 1 日改定
いわき市水道局

目 次

1. 総則

1-1 適用範囲	1
1-2 図面様式	
(1) 図面の大きさ	1
(2) 輪郭線	1
(3) 発注図表題	1
(4) 縮尺	2
(5) 線	2
(6) 文字	2
(7) 着色	2
1-3 図面の分類	3
1-4 寸法単位	3
1-5 図面の折りたたみ	4
1-6 環境設定ファイル (Jw-cadを使用する場合)	4

2. 図面作成

2-1 平面図	
(1) 位置図	6
(2) 平面図	7
(3) 縦断略図	8
(4) 標準横断図	9
(5-1) 平面図作成例 (ダクタイル鋳鉄管の場合)	11
(5-2) 平面図作成例 (配水用ポリエチレン管の場合)	12
(6) 詳細平面図 (配管詳細図) 作成例	13
2-2 縦断図	14
2-3 標準横断図及び横断図	15
(1) 標準横断図作成例	15
(2) 横断図作成例	16
2-4 管割図	
(1) 【HPPE管路】	17
(2) 【DIP管路】	18
(3) HPPE管割図 作成例	20
(4) HPPE 管路設計標準図	21
(5) DIP管割図 作成例	22

2-5 土工図	23
2-6 コンクリート防護工図	24
2-7 異形管詳細図	25
2-8 付帯施設構造図	26
附帯施設構造図作成例(流量計室詳細図)	27
2-9 復旧工図及び仮設図	28
舗装本復旧平面図作成例	29
舗装本復旧展開図作成例	30
2-10 給水管切替標準図	31

3. 変更設計

3-1 表題欄の表記	34
3-2 変更内容の記載方法	34

4. 管種別配管設計要領

4-1 HPPEの設計	37
4-2 DIP-GX・NSの設計	42
4-3 DIP-S50の設計	46

5. 参考 (平面線形決定、仕切弁配置計画) 48

1. 総則

1 - 1 適用範囲

水道管路工事の設計図面作成（業務委託を含む）に適用する。

工事受注者が局に提出する工事竣工図の作成要領は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】 第6章 その他 付則6 工事竣工図作成要領による。

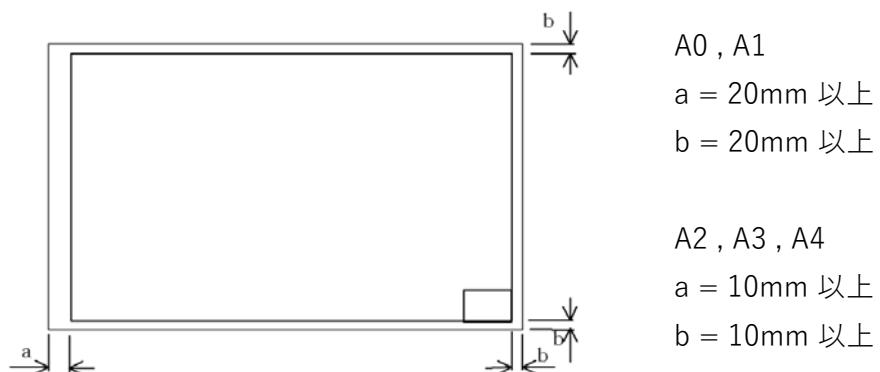
1 - 2 図面様式

(1) 図面の大きさ

図面の大きさは、A1判を標準とする。（設計図面について、平面、縦断図以外はA-3版（A-1縮小版）も可。図面縮小した場合には、縮小した旨を明記する。）

(2) 輪郭線

輪郭線は実線、線の太さ0.5mm以上とし、輪郭の幅は用紙の大きさがA0またはA1のときは20mm以上、A2,A3又はA4のときは10mm以上とする。



(3) 発注図表題

表題は、図面の右下隅輪郭線に接して記載する。

令和 年度	工事番号	第	号
○道〇〇〇〇線		いわき市〇〇字〇〇地内	
工事			
図			
縮 尺		図 面 番 号	○ / ○
測 量	入札資料の配布時は 記入しない	年月日	主 任 技 術 者
設 計	入札資料の配布時は 記入しない	年月日	管 理 技 術 者
い わ き 市 水 道 局			

(4) 縮尺

土木製図基準では、1:Aにおいて、Aは $1 \times 10n$ 、 $2 \times 10n$ 、 $5 \times 10n$ (nは整数)をなるべく優先し、 $1.5 \times 10n$ 、 $2.5 \times 10n$ 、 $3 \times 10n$ 、 $4 \times 10n$ 、 $6 \times 10n$ を次善としていることから、次の縮尺を標準とする。

1:3、1:5、1:10、1:20、1:30、1:50、1:100、1:200、1:250、1:300、1:500、1:1,000

※A3版で縮小印刷時に判読できるよう(特に管路記号)作図するものとする。

(5) 線

線種は、原則として実線、破線、一点鎖線、二点鎖線の4種類とし、太さは細線、太線、極太線の3種類を使用する。

線種と主な用途は次表のとおり。

線種	線形	用途
実線	——	外枠、表題欄、材料表、現況地物、構造物、設計路線・管路、寸法及び寸法補助線、旗揚げ
破線	-----	既設水道管、見えない部分を示す線
一点鎖線	- - - - -	基準線
二点鎖線	- - - - - -	他企業の埋設物(電気、ガス、下水道、NTT等)

(6) 文字

文字フォントはMSゴシック、フォントサイズは1.8、(2.5)、(3.5)、(5)、(7)、(10)、14、20mmを標準とする。※()内のサイズを主に使用すること。

(7) 着色

1) 原設計

原設計図面は、当該工事区間を旗揚げ(施工延長工事区間)のうえ、旗揚げ及び実施区域を赤着色(赤色表現)するものとする。

2) 変更設計

変更設計図面は、原設計で赤着色したものに対し、変更増は赤着色に「変更増」、変更減は青着色に「変更減」と記載する。

図面の着色

		設計書添付図面	備考
原設計		赤	
変更設計	変更なし	赤	
	変更増	赤に「変更増」	
	変更減	青に「変更減」	

※原設計と変更設計を対比して作図する場合は、原設計を黒着色とし「原設計」と記載する。

1 - 3 図面の分類

全ての図面は、作図目的と機能から、次表のように分類される。

分類名	目的	作図図面
【1種】 案内図	工事箇所を特定し、既存の施設との関係を明示する図面	位置図
【2種】 説明図	工事区域内で使用される座標系、測点による工事の全体の形状、含まれる工種の全貌を示す図面。	平面図、縦断図、標準横断図、横断図、復旧工図、管割図、土工図、仮設工図
【3種】 構造図	個別の構造物の形状、組合せ、寸法、材質、仕上げ精度などを示す図面。	標準断面図、付帯施設構造図
【4種】 詳細図	単一の部材の形状・寸法、数量を示す。 またその組合せで複数の部材を表現する図面。	コンクリート防護工図、異形管詳細図、仮設図

1) 仮設工についても、図面の性格により、全体を説明する図、構造形態を表す図、数量算出根拠となる図面に区分される。

2) 付帯施設構造物とは、各種弁室、流量計室をいう。

1 - 4 寸法単位

単位には、次の例に従って記号を用いる。

mm, cm, mm2, cm2, m2, m3, kg, N・m, N/mm2, kg/m3, 60°

寸法単位は原則として「mm」とし単位をつけない。ただし、布設及び撤去延長は「m」表示（平面図の場合は、少数第1位まで表示）、消火栓及び流量測定用ピット等の設置工事は「基」とする。なお、表示図面における少数位表示は、次表のとおりとする。

図面の種別	表示の種別	表示単位	備考	
平面図	管布設工、管撤去工	0. 1 m		
	弁類設置工	1基		
	土被り	0. 0 1 m		
	測点 ※注1	No.0 (+0. 1)		
	土工延長	0. 1 m		
	舗装面積（各部）	0. 0 1 m 2		
縦断図	測点 ※注2	No.0 (+0 0 0. 1)		
	単距離	0. 0 1 m		
	追加距離	0. 0 1 m		
	管頂高	0. 0 0 1 m		
	掘削深	0. 0 1 m		
	土被り	0. 0 1 m		
管割図	地盤高	0. 0 1 m		
	管布設工、管撤去工	0. 0 0 1 m		
	管材料寸法	1 mm 0. 0 0 1 m	DIP HPPE	
舗装図	舗装面積（合計）	0. 1 m 2		
	舗装版厚	1 mm		
その他		1 mm		

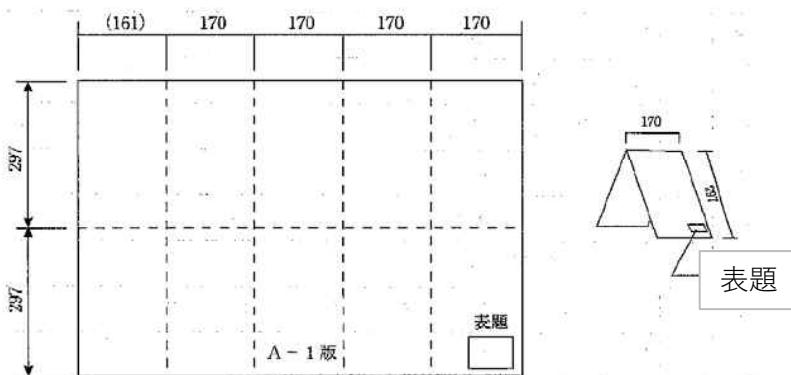
※表示値未満は四捨五入とする。

※注1 平面図における位置表示は、NO.0+0.0（プラス表示は0.1m単位）とする。

※注2 縦断図における位置表示は、NO.0+0.000（プラス表示は0.001m単位）とする。

1 - 5 図面の折りたたみ

A1版図面の折りたたみは、縦297mm、横170mmとする。



1 - 6 環境設定ファイル(Jw-cadを使用する場合)

Jw-cadを使用し管路工事図面を作成する場合は、次の環境設定ファイルを使用する。

→ T:¥241_ 工事検査担当【総務】¥03_水道工事共通仕様書

線種、線色について

用途	線色	線種	線属性	備考
新設配水管	赤	実線 極太線	jww	6
新設給水管	赤	実線 太線	jww	5
既設水道管	青	破線 細線	jww	8
計画水道管	薄緑	二点鎖線 細線	sfx	lightgreen
今回施工の引出し線	赤	実線 細線	jww	4
NTT	黄	二点鎖線 細線	sfx	yellow
下水道管	茶	二点鎖線 細線	sfx	brown
ガス管	緑	二点鎖線 細線	jww	7
電力ケーブル	橙	二点鎖線 細線	sfx	orange
共同溝	暗灰	実線 細線	sfx	lightgray
他企業埋設物等	任意	任意		
現況地物	黒	実線 細線	jww	1
計画地物	黒	実線 太線	jww	2

jww



印刷表示色

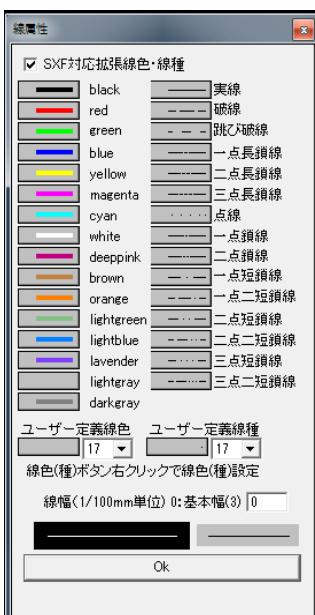
線種 1～3 黒色

線種 4～6 赤色

線種 7 緑色

線種 8 青色

sfx



文字について

文字種	サイズ	印刷色
文字種(1)	1.8mm	黒色
文字種(2)	2.5mm	黒色
文字種(3)	3.5mm	黒色
文字種(4)	5.0mm	黒色
文字種(5)	7.0mm	黒色
文字種(6)	2.5mm	赤色
文字種(7)	3.5mm	赤色
文字種(8)	5.0mm	赤色
文字種(9)	3.5mm	緑色
文字種(10)	3.5mm	青色



サイズ	主な用途
2.5mm	平面図内文字、鉄筋番号、表題や材料表内の縮小文字等
3.5mm	寸法文字、引出し線文字、表題や材料表文字、注記等
5mm	引出し線文字、表題文字、サブタイトル文字(1)
7mm	サブタイトル文字(2)
10mm	図面タイトル文字
14,20mm	その他のタイトル文字

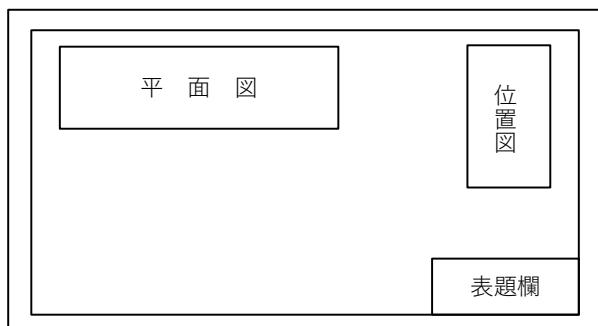
2. 図面作成

2-1 平面図

平面図のレイアウトは以下のとおりとする。

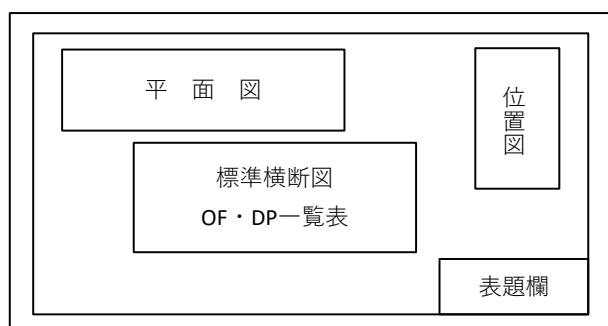
図面右上に位置図を配置すること。

- ① 【ダクタイル鋳鉄管新設・改良工事 又は 管種に関わらず設計委託】



※設計委託の成果品は、管種口径に関わらず①の配置とする。

- ② 【 ϕ 150以下 の配水用ポリエチレン管】



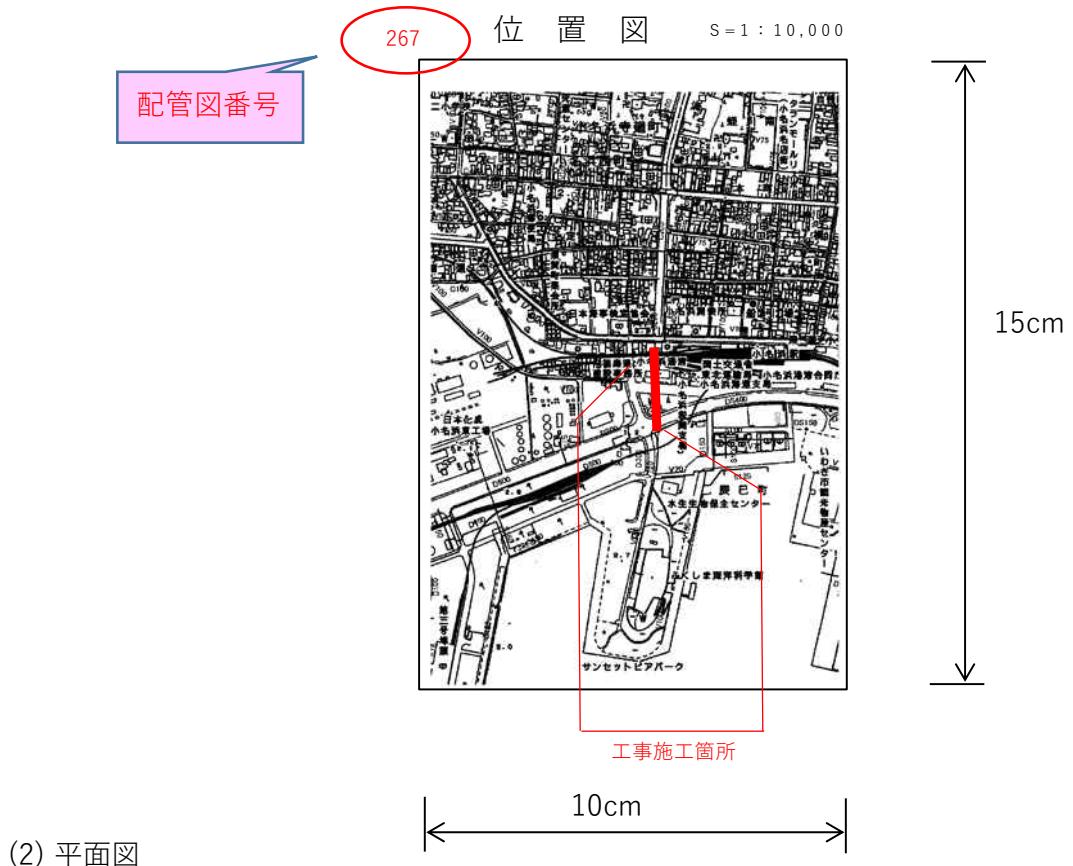
※局直営設計による配水用ポリエチレン管の設計図面は、②の配置とする。

(1) 位置図

位置図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	基本となる地形図は、S=1:10,000の配水管網図とし、大きさは縦15cm×横10cm以上とする。 ※区画整理事業等で配水管網図に地形等が反映されていない場合は、他事業作成の地形図を使用することができる。
記載事項	工事路線または地点の起終点より引き出し線を出し、「工事施工箇所」と記入する。また、配管図番号を左上に記入する。
備考	方位は図面の上側を北とする。

位置図の作成例



平面図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1 : 500 (標準) または1 : 250とする。
記載事項	<p>(1)測量段階で示される項目 地形、方位、工事に関連する仮水準点の位置及び高さ、町字名と家屋所有者名、道路名及び至る先、電柱番号、鉄道、河川名及び流向 等</p> <p>(2)設計段階で示される項目 管路線形(管路中心線)、仕切弁等の付属設備、測点及びIPの位置、対象管路の口径、管種、延長、(施工年度)、土工タイプの区分、工事起終点及びその前後の状況</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 平面図における主要構造物（管路）は、実線で表示する。弁類は共通仕様書に定める記号で表示する。 ※平面図は、配管図修正に使用することを念頭に置き、弁栓等の配置を明確に作成する。 既設埋設物は、管理者・管径・管種等を旗揚げして記載する。 給水管は切替箇所（第1止水栓）まで実線表示とし、メータ位置までは想定ラインを点線で記入する。切替箇所に番号を付番し、口径・管種を表示する。

1) 平面線形の表現方法

1) 測点は原則20m毎とし、No.0、No.1、No.2、No.3、・・・と記載する。

2) 測点は管路中心線に配置する。

3) 測点は起点から終点に向かって追番号とする。

4) 測点の配列方向は、原則として図面の左端を起点とし、右方に配列する。

※他事業との同時施工等で、他事業の図面をそのまま使用した方がよい場合はこの限りでない。

2)旗揚げの表現方法

- 1)旗揚げ角度は他の旗揚げと重ならないように任意の角度をつけるものとする。
- 2)旗揚げは、「施工年度、使用用途(導水管、送水管、配水管、排水管の別) 口径・管種ごとの管路実延長（水平延長ではない。）、分岐管等実延長、撤去、土留め等の補助工法、土工タイプ・延長、必要に応じて昼夜間の施工」を記載する。なお、これらの記載項目間にスペースを入れること。
- 3)縦断方向に設置される構造物の旗揚げは、中心線に近い構造物から順に外側の構造物へと記載する。
- 4) $\phi 150$ 以下の局直営設計については、舗装本復旧の幅、延長、面積等についても旗揚げする。この場合、舗装本復旧展開図は設計段階では作図しなくてもよい。
→竣工図では、舗装展開図を受注者が作成し出来高（出来形）確認を行うものとする。

3)詳細平面図(配管詳細図)の作成

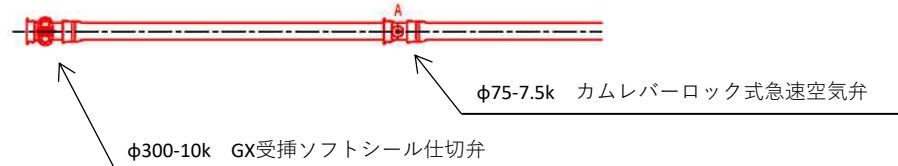
詳細平面図(配管詳細図)(1:50～1:250)は、主要な地下埋設物輻輳箇所、配管が複雑で後年度の維持管理に支障をきたすと判断される箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等の横断箇所等の詳細図を特に必要とする場合、平面図とは別に作成する。

平面図(S=1:250～1:500)での管路表記



詳細平面図(配管詳細図)(S=1:50～1:250)での管路表記

※詳細平面図では、弁栓類の区別がつかないため、弁栓名称を旗揚げする。



平面図での管路表記は、共通仕様書【土木工事編)
付則5 2-2管路記号によること。

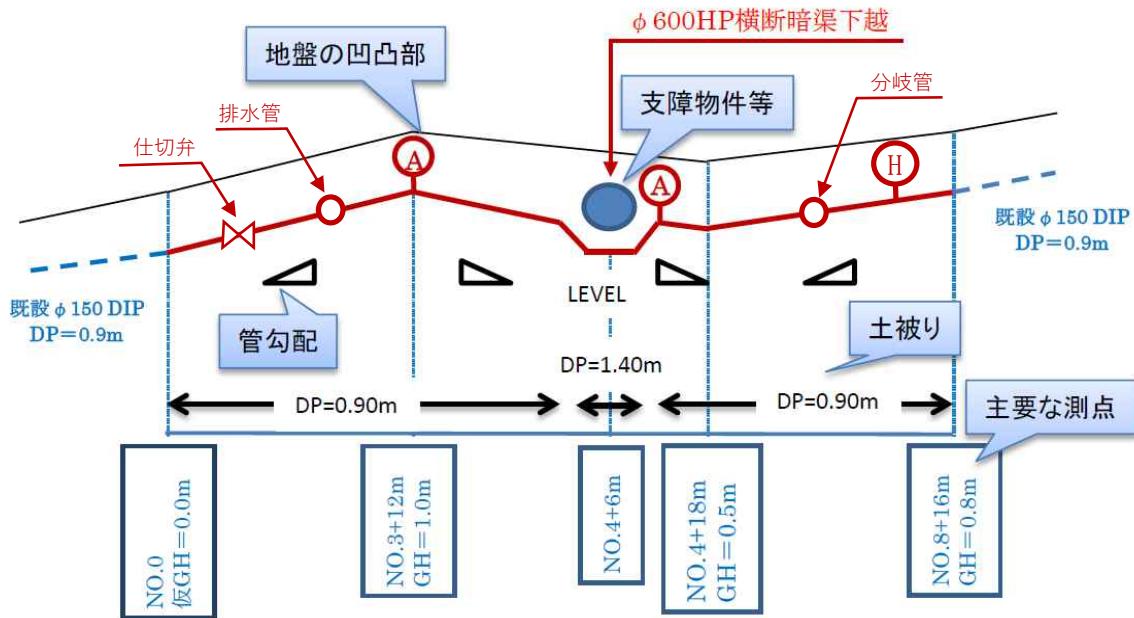
(3) 縦断略図 ($\phi 150$ 以下の局直営設計に適用)

縦断略図の作成は基本的に必要としないが、縦断計画の根拠として作図する場合は、以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	FREEとする。(大きさは任意とする。)
記載事項	(1)測量段階で示される項目 地盤高さは、配管図、道路(下水道)台帳を利用し要所(地盤の凹凸箇所等)、暗渠等の支障物件等 (2)設計段階で示される項目 管路線形(勾配)、仕切弁、空気弁、消火栓、分岐管、排水管等の付属設備、要所(地盤の凹凸箇所等)の測点及びIPの位置、土被り

1) 縦断略図の作成例

縦断略図 S=FREE



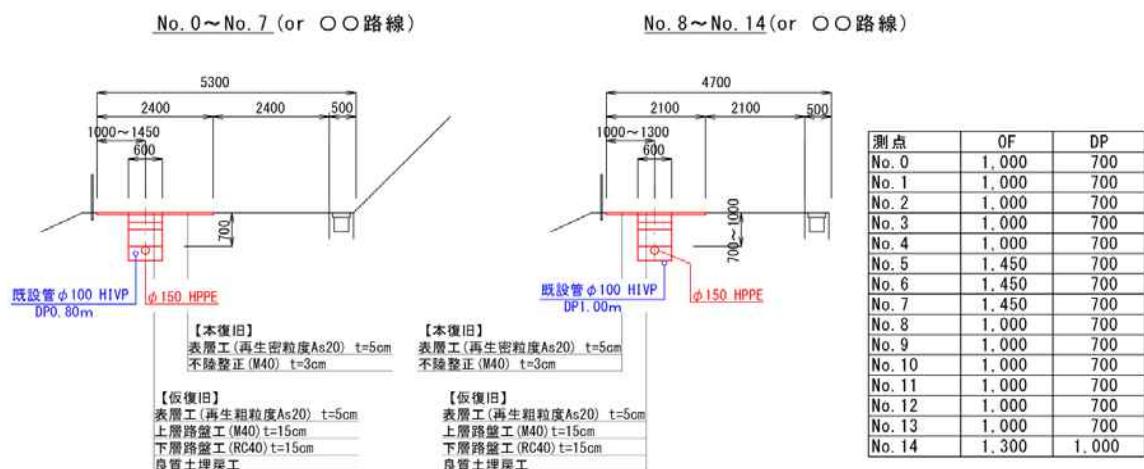
(4) 標準横断図 ($\phi 150$ 以下の局直営設計に適用)

標準横断図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1:100(標準) とする。
記載事項	適用工事区間(原則路線ごと 又は 変化点ごと)、管中心線、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係、用地境界杭(線)、掘削幅、舗装本復旧幅、D P・O F一覧表

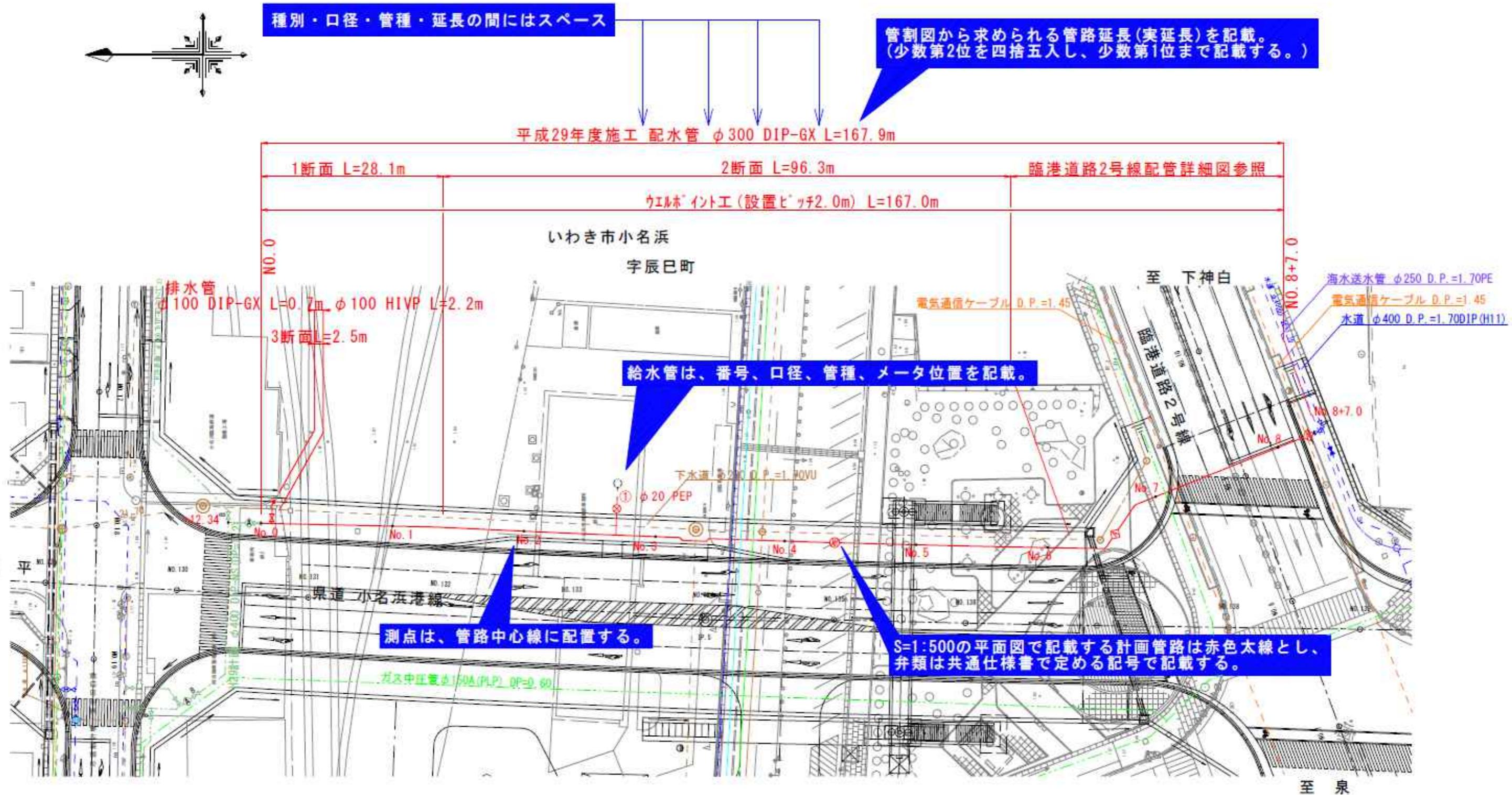
1) 標準横断図、OF・DP一覧表の作成例

標準横断図 S=1:100



- (5-1) 平面図作成例（ダクトイル鉄管の場合） P.11
- (5-2) 平面図作成例（配水用ポリエチレン管の場合） P.12
- (6) 詳細平面図（配管詳細図）作成例P.13

平面図 S=1:500



平面図 $\times 1:500$

S=1500

位 置 図

进入 1980 年代

標準横断図 S=1:100

The figure consists of two parts: a technical floor plan and a table of room dimensions.

Floor Plan A-A: Shows a rectangular room divided into sections labeled 2300, 2400, and 2500. A red dashed line highlights a central vertical partition. Labels include '北' (North), '南' (South), '西' (West), and '东' (East). Below the plan, there are two tables:

- Table 1 (Left):** Room dimensions (m).
- Table 2 (Right):** Room dimensions (m).

Floor Plan B-B: Shows a rectangular room divided into sections labeled 2300, 2300, and 2500. A red dashed line highlights a central vertical partition. Labels include '北' (North), '南' (South), '西' (West), and '东' (East). Below the plan, there are two tables:

- Table 3 (Left):** Room dimensions (m).
- Table 4 (Right):** Room dimensions (m).

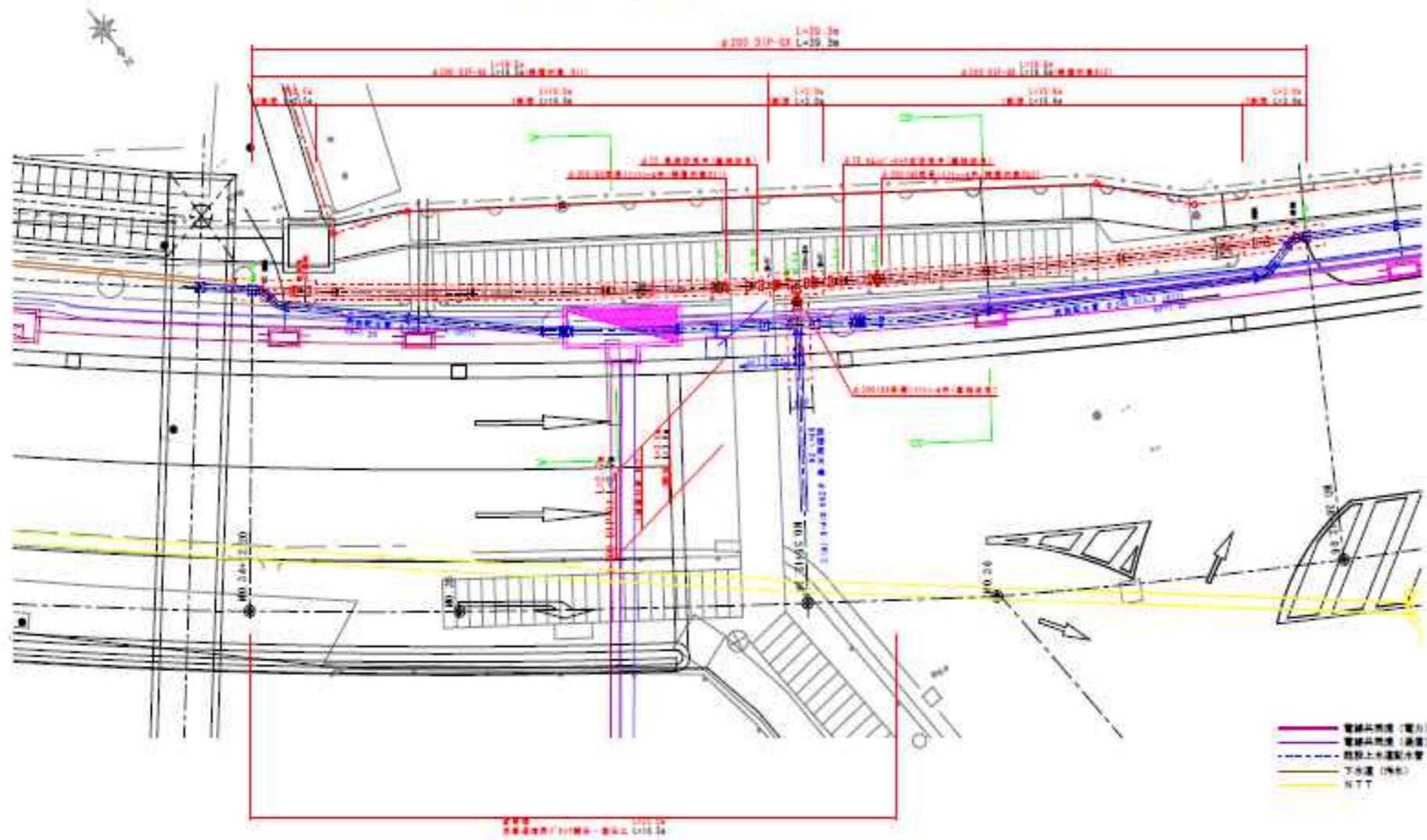
Table of Room Dimensions:

Room	DF	DF
Ro. 0	1,000	700
Ro. 1	1,000	700
Ro. 2	1,000	700
Ro. 3	1,000	700
Ro. 4	1,000	700
Ro. 5	1,400	700
Ro. 6	1,400	700
Ro. 7	1,400	700
Ro. 8	1,000	700
Ro. 9	1,000	700
Ro. 10	1,000	700
Ro. 11	1,000	700
Ro. 12	1,000	700
Ro. 13	1,000	700
Ro. 14	1,300	1,000

※土工断面は、1断面、2断面、3断面・・・とする。
※舗装工の平面圖記載は、少數第2位とし数量計算書で合計する。

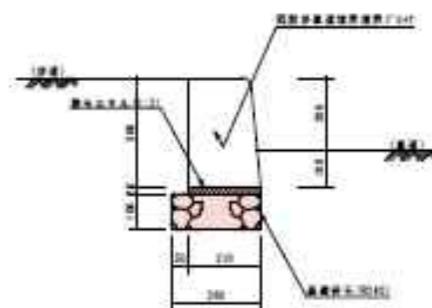
平成〇〇年度 工事番号 〇〇工〇〇〇号			
本店 〇〇番	小山支店平野支店久喜支店内		
平野支店久喜支店 〇〇H-15号 仮設工事			
平面図、構造図提出			
施 工	担当	監 督 号	主 任
監 督		主 任 指揮者	
監 督		管 球 指揮者	
引 手 事 業 事 務			

配管詳細図(1)



歩道塊界ブロック復旧工

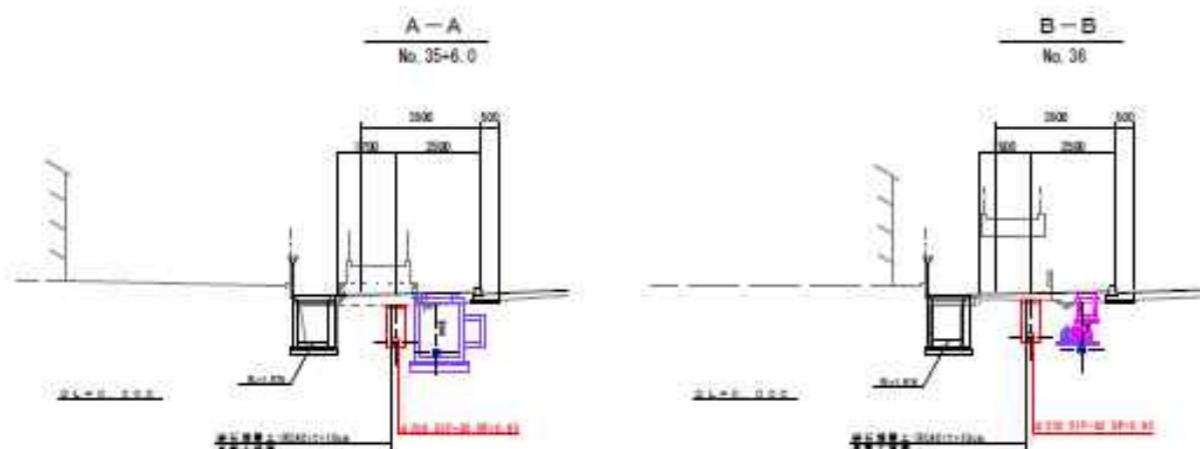
第 110



測量 距離	10.0 cm 遠近用測量
標準距離 (10.0 m)	標準距離 (4.0~4.9) ($L = 10.0 \text{ cm}$)
0.0~0.9 m ²	三、四合 μm^2

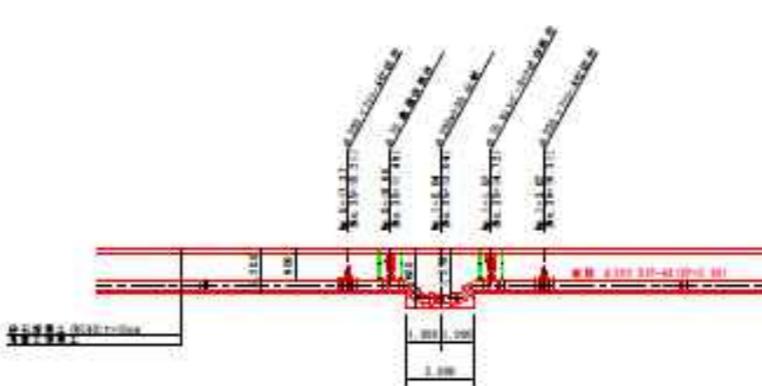
横断圖

原稿料



分岐部配管断面図

藤原詩どおり



愛更設計
原創設計

平成〇〇年度 江戸堀町〇〇番地〇〇号			
高さ(メートル)	1.10±0.00		
〇〇號地〇〇木造會(第〇〇-〇〇)等級耐震工事			
監査官認定日			
監査員	SH-100	監査官番号	1 / 1
決算		年 月 日付	
監査		年 月 日付	
江 戸 堀 町 木 造 屋			

本工事は電線共同溝による移設被覆であるため、共同溝を当手引きによる暗灰色ではなく依頼事業者の揚色により表記している。

2-2 縦断図（ダクトイル鉄管の設計に適用）

縦断図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	H=1:500 V=1:100 を標準とする。
記載事項	<p>(1)縦断表帯部は次の事項を記載する。</p> <p>1)勾配 (空気弁設置箇所の根拠となる。) 2)地盤高 3)土被り 4)掘削深 5)管頂高 6)追加距離 7)単距離 8)測点</p> <p>(2)製図領域部の記載事項</p> <p>管中心線、構造物及び同測点、工事起終点及びその前後の関連性、計画縦断勾配変化点の位置、既設道路・暗渠等の交差位置、管路付属設備（仕切弁、空気弁等）及び分岐管・排水管の位置及び測点</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 平面図と同一記号を用いて記載する。 上記の縦・横の尺度は標準的なものであり、高低差・延長等の要因から尺度の変更も可能とする。

(1)縦断表帯部の表示はm単位で小数第2位まで表示する。

なお、管頂高はm単位で小数第3位まで表示する。

(2)縦断図に土工断面タイプ毎の測点及び範囲を示す。

また、必要な場合にはボーリング柱状図を描き、土質区分及び境界線、地下水位等を記載する。

(3)旗揚げの表現方法

1)旗揚げは、図面の上方向に引き出し、その測点等を記載する。

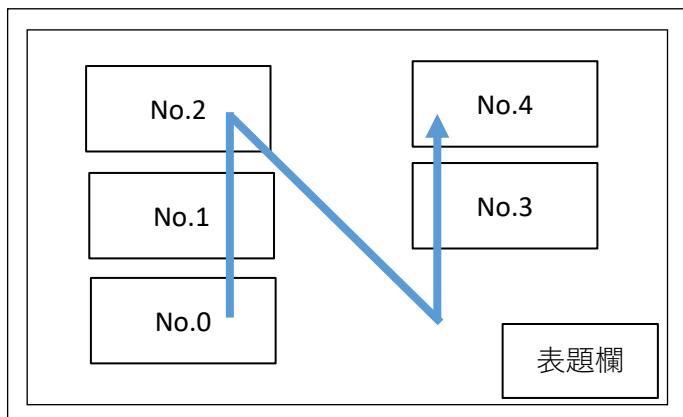
2)既設横断構造物の旗揚げは、図面の上方向に引き出し、その構造の種類、形式、延長及び測点を記載する。

【縦断表帯部の書式例】

勾配	
地盤高	
土被り	
掘削深	
管頂高	
追加距離	
単距離	
測点	

2 - 3 標準横断図及び横断図（ダクトイル鉄管の設計に適用）

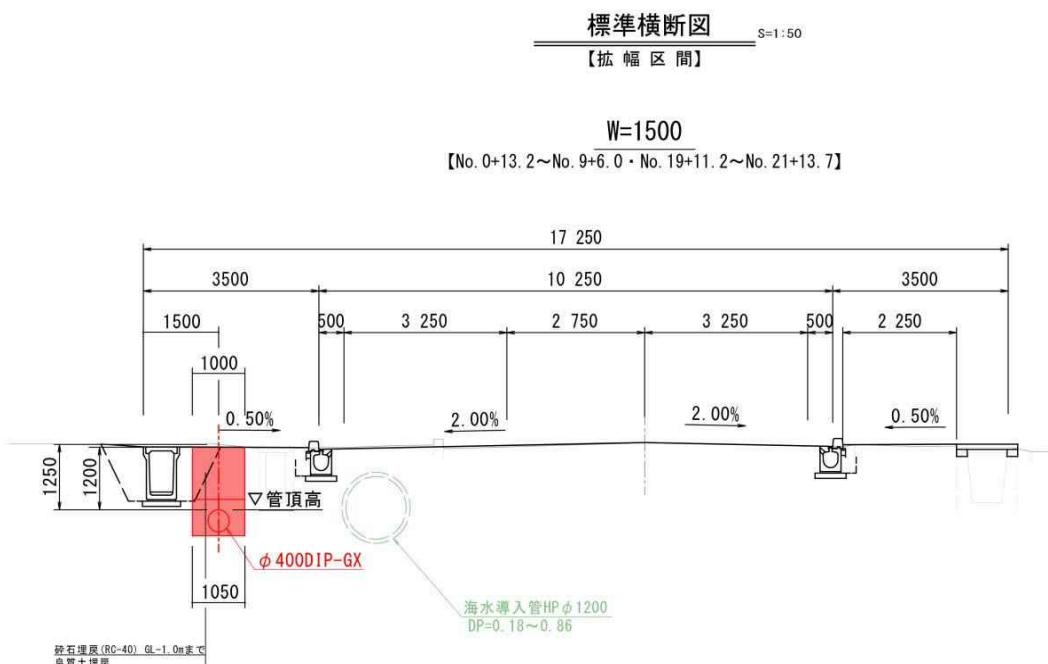
横断図のレイアウトは以下のとおりとする。



標準横断図、横断図の作成は以下のとおりとする。

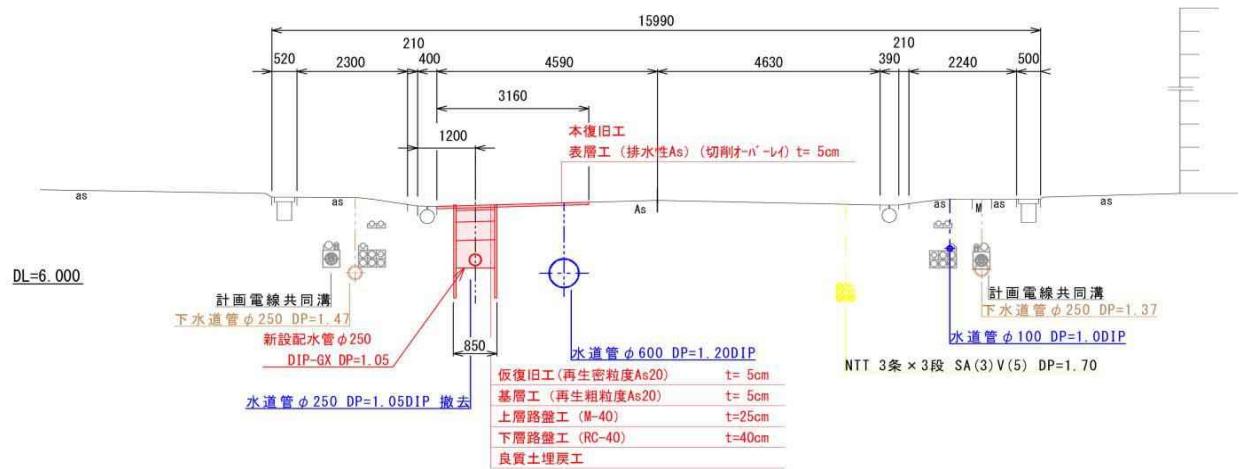
項目	内容	
尺度	標準横断図は1:50または1:100を標準とする。 横断図は1:100または1:200を標準とする。	
記載事項	標準横断図	適用工事区間、管中心線、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係(土被りDP、布設位置W)、掘削幅、舗装本復旧幅、用地境界杭(線)
	横断図	測点毎に管中心線、測点・地盤高GH・管頂高FH、現況地盤線及び現況地物、管材・基礎材・埋戻材の規格形状寸法、付帯構造物等、構造物(地下埋設物)相互の位置関係(土被りDP、布設位置W)、掘削幅、舗装本復旧幅、用地境界杭(線)、土質区分及び土質境界線

(1)標準横断図作成例



(2)横断図作成例

NO. 4
GH=7.731



※工事目的物である水道管を赤色、既設水道管を青色、他企業の埋設物を

1 - 6 環境設定ファイル(Jw-cadを使用する場合) で示す埋設物の線色で作図する。

2-4 管割図

管割図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	FREE
記載事項	管記号、管種、口径、使用資材名称(継手形式・フランジ規格・外面、内面塗装の種別)、主要測点、接続既設管の配管図番号・管路番号・施工年度・想定土被り、管路延長及び区間延長

(1) 【HPPE管路】

1) 使用する管の継手構造等の種類に応じた管記号を組合せ作成する。

※材料の記入方法は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】付則6 工事竣工図作成要領による。

2) 管種口径別にIP測点や主要な構造物地点毎に区切り、管種、口径、測点及び区間延長等を旗揚げし表示する。

3) 延長の表示は管路中心距離(m単位)を基本とし、主要な測点間については水平距離をカッコ書きで併記し、図中にその旨の注釈を明記する。

4) 必要に応じて、外面特殊塗装以外の塗装仕様など、適宜必要と判断される事項を記載する。

5) 支障となる、もしくは近接する構造物等を記載する。

例) 既設暗渠工 ϕ 500 HP DP=1.20

6) 直管数量の算出根拠となる異形管類の控除対象は、

EFペンド、EFチーズ、EFレデューサ、仕切弁、F付T字管、F付T字管台付のみとし、管記号脇に0.000(m単位)で表示する。

なお、仕切弁及び不断水割T字管、伸縮可とう管等の延長は管布設工(労力)の対象としない。

(仕切弁設置工及び不断水連絡工、伸縮可とう管設置工で計上)

7) 直管数量の算出は、6)で記載した控除合計延長を管路設計延長から減じ、5mで除する。

算出例) ϕ 150 HPPE L=200.00m 控除延長 L=8.35m

$$200.00 - 8.35 = 191.65\text{m}$$

$$191.65 / 5.0 = 38.33 \approx 39\text{本} \quad (\text{EF受口付直管の設計計上本数})$$

8) 配管本線には、原則としてフランジ継手を使用しない。

ただし、空気弁等の立上り配管、排水弁、管種変更部、分岐部、不断水分岐部等は除く。

9) 耐震管以外の既設管との接続箇所には、災害時の通水機能確保の為、新設管側に仕切弁を必ず設ける。

(2) 【DIP管路】

1) 使用する管の継手構造等の種類に応じた管記号を組合せ作成する。

※材料の記入方法は、水道施設工事共通仕様書【土木工事編】 付則6 工事竣工図作成要領による。

2) 管種口径別に 1P 測点や主要な構造物地点毎に区切り、管種、口径、測点及び区間延長等を旗揚げし表示する。

3) 延長の表示は管路中心距離(mm単位)を基本とし、主要な測点間については水平距離をカッコ書きで併記し、図中にその旨の注釈を明記する。

4) 必要に応じて、押輪、G-Link等の接合部品の他、外面特殊塗装以外の塗装仕様など、適宜必要と判断される事項を記載する。

5) 支障となる、もしくは近接する構造物等を記載する。

例)既設暗渠工 ϕ 500 H P DP=1.20

6) 仕切弁・バタフライ弁及び不斷水割T字管、伸縮可とう管等は、管布設工（労力）の対象としない。

(仕切弁、バタフライ弁設置工及び不斷水連絡工、伸縮可とう管設置工で計上)

7) 配水管本線には、原則としてフランジ継手を使用しない。

ただし、空気弁等の立上り配管、排水弁、不斷水分岐部等は除く。

なお、DIP管路に限りフランジ継手の呼び圧力を材料名称に付記すること。

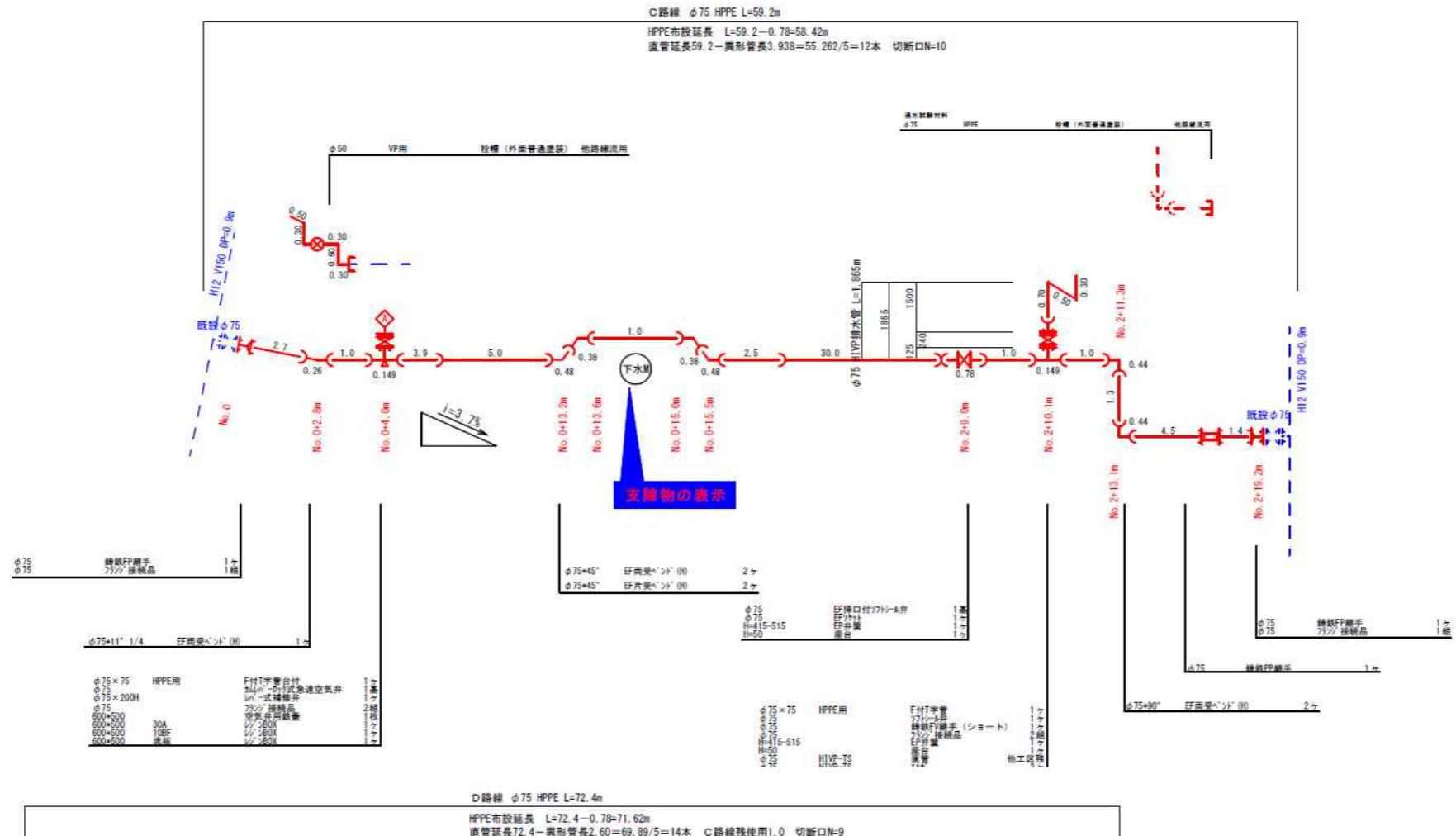
また、一体化長さ算定の根拠となる設計水圧を、管割図に表記すること。

8) 耐震管以外の既設管との接続箇所には、災害時の通水機能確保の為、新設管側に仕切弁を必ず設ける。

- (3) HPPE管割図 作成例P.20
- (4) HPPE管路設計標準図P.21
- (5) DIP管割図 作成例P.22

HPPE管割図作成例

S=free

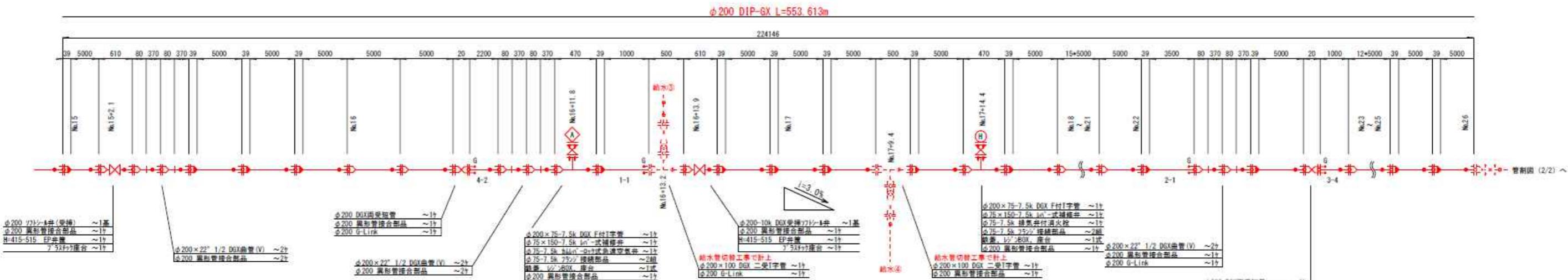
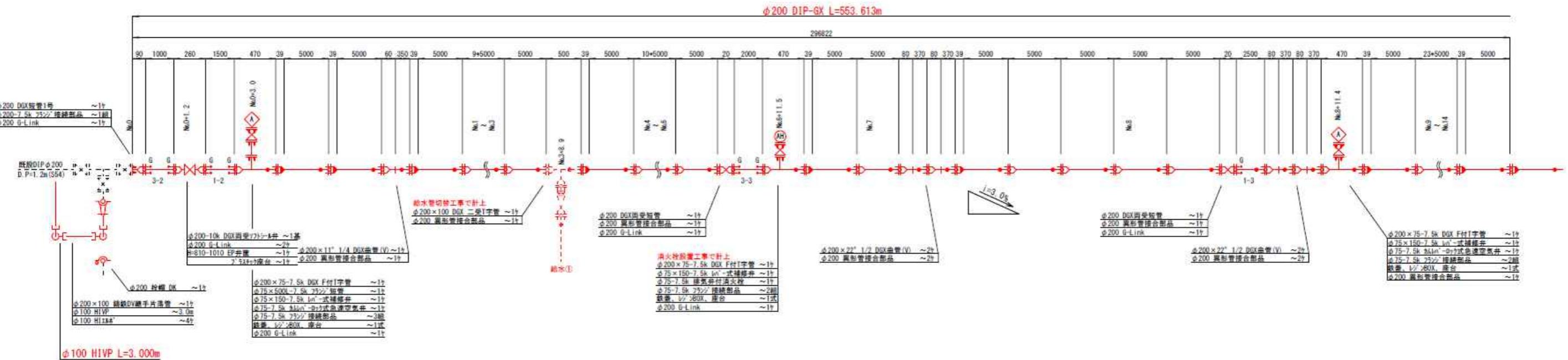


井戸〇〇井戸 工事番号 〇〇〇工事 〇〇〇		いわき市〇〇地区	
○道 ○道		いわき市〇〇地区	
○○配水管(東)〇〇水(改修工事)		いわき市〇〇地区	
HPPE管割作成用		いわき市〇〇地区	
面積	0.00mm	面積	0.00mm
質量		本数	技術者
敷計		管種	技術者
- 54 在来雨水道			

HPPE 管路設計標準図

HPPE 管路設計標準図																																													
φ150~50 曲管	φ150~50 水平T字管	φ150~75 F付T字管	φ150~50 仕切弁	φ150~50 鋳鉄異形管																																									
<p>マンホール等の迂回配管 土被り変更等</p> <p>φ150×45° EF面壁ハンドル(H)～4ヶ φ100×45° EF片壁ハンドル(V)～2ヶ</p>	<p>T字管は、EF-T-X' (JWWA K145) を使用する。</p> <p>新設 HPPE EF-T-X'</p> <p>新設 HPPE EF-T-X'</p> <p>新設 HPPE EFリケット 及び EF挿口付ワットレーベル仕切弁</p>	<p>フランジ形仕切弁(排水井に限る)を直接カシマ付T字管に接合する場合は、鋳鉄製フランジ付T字管を使用する。※配水管口径φ75以上に通用</p> <p>φ75 鋳鉄FV締手 φ75 ワットレーベル仕切弁(FF) φ100×75 HPPE用F付T字管</p> <p>EFリケット EF挿口付ワットレーベル仕切弁</p>	<p>配水管本線に設置する仕切弁は、EF挿口付ワットレーベル仕切弁の使用を基本とするが、水槽施工となる場合などEF接合が出来ない場合みは、両側受口付ワットレーベル仕切弁を使用することができる。なお、配水管口径がφ75以上の場合は接水井として使用する仕切弁は、フランジ形ワットレーベル仕切弁とする。</p> <p>EFリケット EF挿口付ワットレーベル仕切弁</p> <p>鋳鉄PP締手 鋳鉄 PP仕切弁</p> <p>新設 HPPE 新設 HPPE</p>	<p>配用水用ポリエチレン管の管路には、次の異形管を使用することができる。 なお、本体と押輪の接合方式は自動ロック式（鋳鉄管接続の押輪を除く）とする。</p> <p>鋳鉄 PV 締手 : HPPEとVP・HIVP・φ50PEPとの接続 鋳鉄 PD 締手 : HPPEとDIPの接続 ※φ50は、DIP-S50形との接続に使用する。 鋳鉄 PP 締手 : HPPE用の締手（既設管接続にのみ使用） 鋳鉄 FP 締手 : HPPEとフランジ締手の接続 ※既設管との接続もしくは管種変更に伴う仕切弁設置箇所に使用する。 鋳鉄 PPハンドル : HPPE用の鋳鉄製曲管（既設管接続にのみ使用）</p>																																									
<p>既設施工により、EF接合が不可能な場合</p> <p>鋳鉄PP締手 または 鋳鉄PD締手 または 鋳鉄PV締手</p> <p>既設 HPPE 鋳鉄PPハンドル(HV)～2ヶ</p>	<p>EF接合が可能な場合</p> <p>既設 HPPE 鋳鉄PP締手 または 鋳鉄PD締手 または 鋳鉄PV締手</p> <p>新設 HPPE EF片壁ハンドル～2ヶ</p>	<p>PTC G31規格品を使用する。</p> <table border="1"> <tr><td>φ 50 × 50</td><td>仮付け</td></tr> <tr><td>φ 75 × 50</td><td>仮付け</td></tr> <tr><td>φ 75 × 75</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> <tr><td>φ 100 × 50</td><td>仮付け</td></tr> <tr><td>φ 100 × 75</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> <tr><td>φ 100 × 100</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> <tr><td>φ 150 × 50</td><td>仮付け</td></tr> <tr><td>φ 150 × 75</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> <tr><td>φ 150 × 100</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> <tr><td>φ 150 × 150</td><td>ワットレーベル仕切弁付</td></tr> </table>	φ 50 × 50	仮付け	φ 75 × 50	仮付け	φ 75 × 75	ワットレーベル仕切弁付	φ 100 × 50	仮付け	φ 100 × 75	ワットレーベル仕切弁付	φ 100 × 100	ワットレーベル仕切弁付	φ 150 × 50	仮付け	φ 150 × 75	ワットレーベル仕切弁付	φ 150 × 100	ワットレーベル仕切弁付	φ 150 × 150	ワットレーベル仕切弁付	<p>多目的仕切弁は重量物であり、規格がフランジ形のみであることを考慮し、接続はGX形短管1号及び鋳鉄PD締手を採用し配管すること。</p> <p>DIP-GX切替 DGX 短管1号 EF 多目的仕切弁</p>	<p>給水管分岐材は、次表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>分岐口径</th> <th>使用材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>φ50</td><td>×20～25</td><td>EFリケット付分水栓</td></tr> <tr><td></td><td>×30～40</td><td>φ50×40 (HPPE×PEP) 変換T-X' (PTC B-21、銅金製)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>※φ30分岐の場合、φ40×30異形Tカット(JWWA B116、銅金製)を併用する。</td></tr> <tr><td></td><td>×50</td><td>EF-T-X'</td></tr> <tr><td>φ75～150</td><td>×20～40</td><td>EFリケット付分水栓</td></tr> <tr><td>φ150×50</td><td>×50</td><td>HPPE用ワットレーベル付T字管</td></tr> </tbody> </table> <p>φ20～40の給水管分岐については、EFリケット付分水栓の使用を原則とする。 なお、EF接合は冷却完了から1時間経過後でないと水圧試験が実施できないことから、既設HPPE配水管からの分岐工事においてはこの限りでない。</p>	配水管口径	分岐口径	使用材料	φ50	×20～25	EFリケット付分水栓		×30～40	φ50×40 (HPPE×PEP) 変換T-X' (PTC B-21、銅金製)			※φ30分岐の場合、φ40×30異形Tカット(JWWA B116、銅金製)を併用する。		×50	EF-T-X'	φ75～150	×20～40	EFリケット付分水栓	φ150×50	×50	HPPE用ワットレーベル付T字管
φ 50 × 50	仮付け																																												
φ 75 × 50	仮付け																																												
φ 75 × 75	ワットレーベル仕切弁付																																												
φ 100 × 50	仮付け																																												
φ 100 × 75	ワットレーベル仕切弁付																																												
φ 100 × 100	ワットレーベル仕切弁付																																												
φ 150 × 50	仮付け																																												
φ 150 × 75	ワットレーベル仕切弁付																																												
φ 150 × 100	ワットレーベル仕切弁付																																												
φ 150 × 150	ワットレーベル仕切弁付																																												
配水管口径	分岐口径	使用材料																																											
φ50	×20～25	EFリケット付分水栓																																											
	×30～40	φ50×40 (HPPE×PEP) 変換T-X' (PTC B-21、銅金製)																																											
		※φ30分岐の場合、φ40×30異形Tカット(JWWA B116、銅金製)を併用する。																																											
	×50	EF-T-X'																																											
φ75～150	×20～40	EFリケット付分水栓																																											
φ150×50	×50	HPPE用ワットレーベル付T字管																																											
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>分岐材料をEFリケット付分水栓とし、排水口径をφ25とする。</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分岐工(既設管接続)</p>	<p>φ50×25 空気弁</p>	<p>φ25 小型空気弁 (φ25 カムレーベル式急速空気弁) 32A×25A SUS304異形チルトソケット</p> <p>φ25 (ech40e) SUS304直管 (25A SUS304直管) 25A SUS304アーチソケット</p> <p>φ25 鋼管用ノーリング</p> <p>EFリケット付分水栓 H=101 小型空気弁 H=221 カムレーベル式急速空気弁 H=286とした場合。</p> <p>EFリケット付分水栓の寸法について、メーカーによって差異があるので注意すること。</p> <p>※参考 SUS直管の寸法</p> <table border="1"> <tr><td>φ25</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>φ25 小型空気弁</td><td>250</td><td>50</td></tr> <tr><td>φ25 カムレーベル式急速空気弁</td><td></td><td></td></tr> </table>	φ25	300	100	φ25 小型空気弁	250	50	φ25 カムレーベル式急速空気弁																																		
φ25	300	100																																											
φ25 小型空気弁	250	50																																											
φ25 カムレーベル式急速空気弁																																													
<p>φ150～50 管末排水管</p>	<p>φ50×25 (中間) 排水管</p>	<p>φ50×50 分</p>																																											

D I P 管割図作成例



切管組み合わせ表				DIP-5X φ200(5.0m/本)		
NO	切管組み合わせ			総管長	切口数	
1	#1000 1-1	▽ 1500 1-2	▽ 2500 1-3	0	2	
2	#3500 2-1	▽ ▽ 2-2	800	700	2	
3	#1000 3-1	▽ 1000 3-2	▽ 2000 3-3	▽ 1000 3-4	0	3
4	#1500 4-1	▽ ▽ 4-2	2200	1300	2	
計				2000	9	

起點・仕切弁・空気弁・曲管の配慮箇所には測点を表示する。

DIP管路にフランジ継手を使用する場合は、使用材料のフランジ規格を表示する
(空気弁等の立上り配管、排水管、不断水分岐部)

着路施工延長を引き出し端により表示する。

曲管、ペンドの配置状態を、使用材料の末尾に () 曲書きで表示する
H: 水平 [Horizontal]
V: 垂直 [Vertical]
HV: ひねり [Horizontal+Vertical]

設計水压 1.3Mpa(静水压 0.75Mpa + 水撃压 0.55Mpa)

工步加工量		
φ200 DIP-0X	L=296.822+224.146+22.148+10.49=	553.613m
φ150 DIP-0X	L=32.046+2.109+2.440+3.400+13.237+4.749+4.029+4.73=	67.840m

中華人民共和國		工資編號	00000	00000
口頭	○○歲	計時工作○○ 地點		
○○薪水者(第○○—○○)：姓名工作				
D—P 薪資開示或稱				
職員	S—H號	薪資編號	000/00	
職責		主 任 辦 公 室		
職能		管 理 辦 公 室		
印 收 款 本 款 額				

2 - 5 土工図

土工図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	FREE もしくは 1:20、1:30 を標準とする。
記載事項	構造図は略図とし、主たる構造物及び現況地盤線、土質区分及び土質境界線、掘削線、埋戻材等必要と判断される事項を記載する。 断面の名称(導送配排水管の土工)は、1断面、2断面・・・と記載する。
備考	数量算定の基礎となる断面毎の寸法または必要に応じて面積の値を表示する。

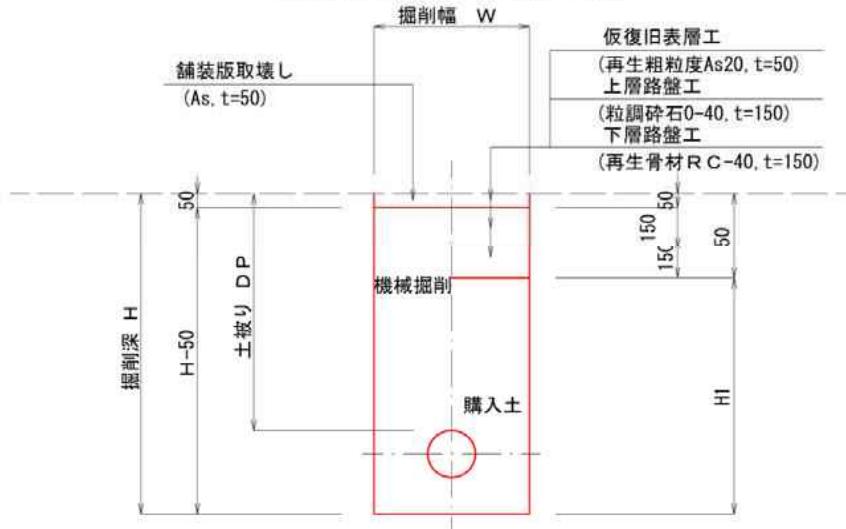
土工図の作成例

※掘削幅、掘削深のみが変更になる断面図では、それぞれの作図を省略し、次に示す表を添付する。

標準土工図 S=FREE

市道(車道)As舗装部

(掘削) (復旧)



断面	管種	呼び径	土被り DP	掘削深 H	掘削幅 W	H1
1	HPPE	Φ75	700	900	600	550
2	HPPE	Φ75	900	1100	600	750
3	HPPE	Φ75	700	900	1000	550
4	HPPE	Φ100	700	900	1000	550
5	HPPE	Φ75	900	1100	1000	750
6	HIVP	Φ75	700	900	600	550
7	HIVP	Φ50	700	900	600	550
8	HIVP	Φ75	900	1100	1000	750
公道給水管	PEP	Φ50以下	700	800	550	450

2-6 コンクリート防護工図

コンクリート防護工図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1:20～1:50を標準とする。
記載事項	測点(IP)、コンクリート防護の平面・断面形状及び規格寸法、管種、管中心線、管外径、屈曲部の角度、その他関連構造物

コンクリート防護工図は、コンクリート防護が必要な屈曲部毎に平面図及び断面図を作成することを標準とし、設置箇所数が多く断面形状等によるタイプ分けが容易な場合には、タイプ毎に平面図及び断面図を作成し、一覧表により各諸元を示すことも可能とする。

- (1)コンクリート防護の規格・寸法の他、必要に応じて基礎材及び補強材等の規格・寸法(mm単位)を示す。
- (2)描画するコンクリート防護の屈曲タイプ(水平角・縦断角・合成角)が混在する場合には種別を示す。
- (3)コンクリート防護断面内及び近隣に構造物が入る場合には、関連構造物との位置を破線で示す。

その他、必要に応じて設計条件(設計水圧・土被り等)などの参考数値を併せて表示する。

2 - 7 異形管詳細図

異形管詳細図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	1:10～1:50を標準とする。
記載事項	測点、異形管の平面・断面形状及び規格寸法、屈曲部の角度、溶接・塗装の種別仕様、その他

異形管詳細図は、当該工事の施工に伴い既製品以外の特殊管及び弁類の制作を必要とする場合に作成する。また、異形管が必要な箇所毎に平面図及び断面図を作成することを標準とし、設置箇所数が多く形状等によるタイプ分けが容易な場合には、タイプ毎に平面図及び断面図を作成し、一覧表により各諸元を示すことも可能とする。

(1)異形管の設計水圧、材料規格・寸法の他、必要に応じてフランジ及び接合材等の規格・寸法を示す。

(2)屈曲部が含まれる場合には、水平角・鉛直角・合成角を示す。

(3)溶接及び塗装についての種別（工場・現場）及び仕様を示す。

(4)溶接部の開先加工・受口挿口加工及びフランジ等の構造を指示する必要がある場合には、詳細図により示す。

その他、必要に応じて設計条件（設計水圧・土被り等）などの参考数値を併せて表示する。

異形管詳細図作成例

ステンレス管詳細図 S=1:30 材質：SUS316

A 2 橋台側



△は現場溶接箇所を示す。（熱収縮チューブを施工のこと。）

2-8 付帯施設構造図

付帯施設構造図（各種弁室、流量計室）の作成は以下のとおりとする。

項目	内容	
尺度	構造図は1:20～1:100程度、配筋図は1:50を標準とする。	
記載事項	構造図	各構造物について (1)構造物名・尺度 (2)構造物詳細形状(平面図・側面図・断面図)及び規格・寸法 (3)基礎及び関連構造物の形状及び規格・寸法 (4)上記以外の特記事項
	配筋図	鉄筋配筋のある構造物毎について、構造寸法、平面図、側面図、断面図、配筋図、鉄筋加工図、鉄筋表、その他特記事項を記載する。

構造物の製図において注意する事項としては、以下の項目がある。

(1)構造図には出来るだけ仕様寸法を書き入れる。

(2)構造物の寸法は原則としてmm単位で表示する。

なお、必要な場合にはボーリング柱状図・地下水位等を記載する。

(3)構造物の位置及び取付方法の説明が必要な場合、平面図・縦断図・横断図を用い明示する。

(4)同種構造物で複数の計画がある工種については、その名称毎に取りまとめる。

(5)尺度は標準的なものであり、構造物の設計に適した尺度を用いるものとする。

(6)コンクリートについては、配合種別を適宜明記する。

(7)伸縮収縮継目等の小構造体については、各部材の形状及び規格・寸法を詳細に表示する。

また、伸縮収縮継目の施工位置について記載する。

(8)特殊工法や施工条件・現場条件等により特に施工順序・方法を指定する必要がある場合で図示した方がよいと判断される場合は、余白部を利用して簡潔に記載する。

配筋図の製図において注意する事項としては、以下の項目がある。

配筋図は、鉄筋の位置やPC鋼材の配置など、主にコンクリートの内部を表現し、鉄筋その他の加工や配置を決める重要な図面である。

配筋図では、切断面に現れた鉄筋を一本の実線で示すことを原則とし、必要に応じて切断面に現れない鉄筋を破線で示すものとする。

鉄筋はその目的に応じて種々の径のものが使用されるが、これらすべてを径に応じた太さの線で表現しなくても良い。

鉄筋の断面は、黒丸（●）で表示することを原則とする。

鉄筋加工図には、鉄筋表も記載する。

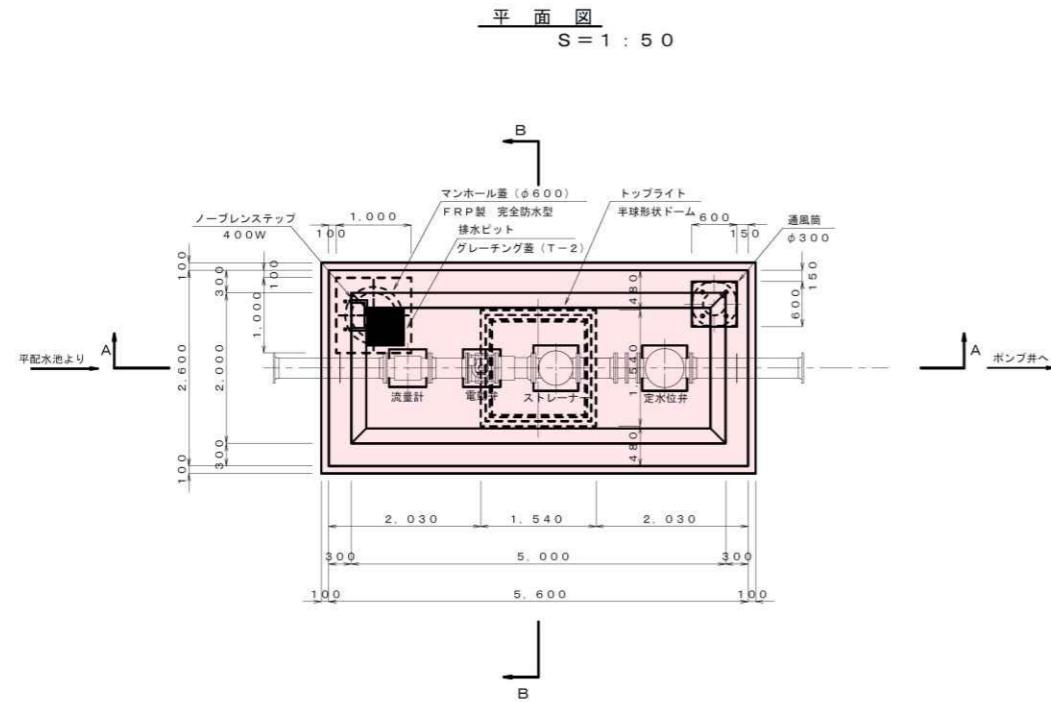
(9)付帯施設構造図作成例P.27

流量計室詳細図

流量計室詳細図

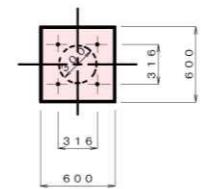
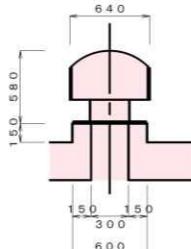
平面図

S = 1 : 5 0



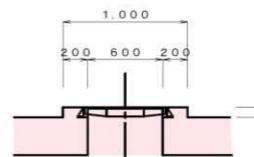
通風筒
 $S=1:30$

アルミ合金製、φ300



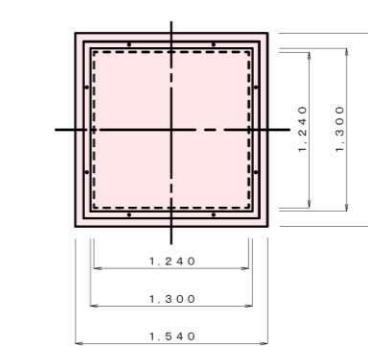
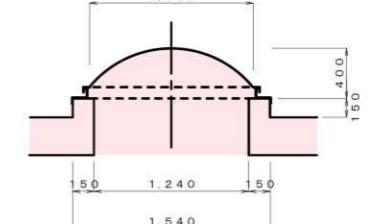
マンホール蓋 S=1 : 3

F R P 製、完全防水型



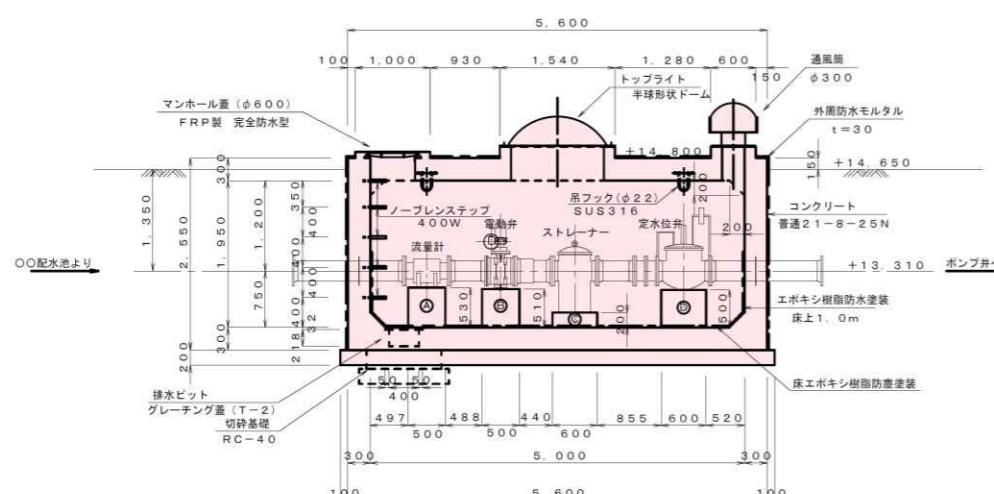
トップライト S=1 : 30

半球形状ドーム（ボルトレス型）
角型 1300×1300（ステンレスフレーム）



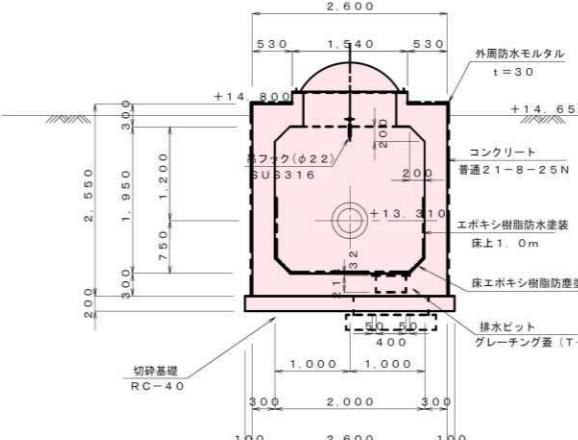
A-A 断面図

S = 1 : 50



B-B断面図

S = 1 : 50



平成〇〇年度		工事番号 〇〇第〇〇〇〇号	
いわき市〇〇地内			
〇〇ポンプ場新設工事（土木建築）			
流量計室詳細図			
縮 尺	S=1:50	図面番号	〇 / 〇
測 量		主任 技術者	
設 計		管理 技術者	
い わ き 市 水 道 局			

2 - 9 復旧工図（ダクタイル鋳鉄管の設計に適用）及び仮設図

復旧工図及び仮設図の作成は以下のとおりとする。

項目	内容
尺度	平面図：平面図の縮尺を使用することを標準とする。 その他：付帯施設構造図に準ずる。
記載事項	適宜

復旧工図及び仮設図は、個々の施工位置を示す平面図と施工範囲に応じた図面を合わせて作成される。

このため、平面図を活用して個々の施工位置を示すことを基本とする。

また、構造図については施工対象物の種類が特定できないため「尺度」や「記載事項」を明示することが困難であることから付帯施設構造図に準じ作成する。

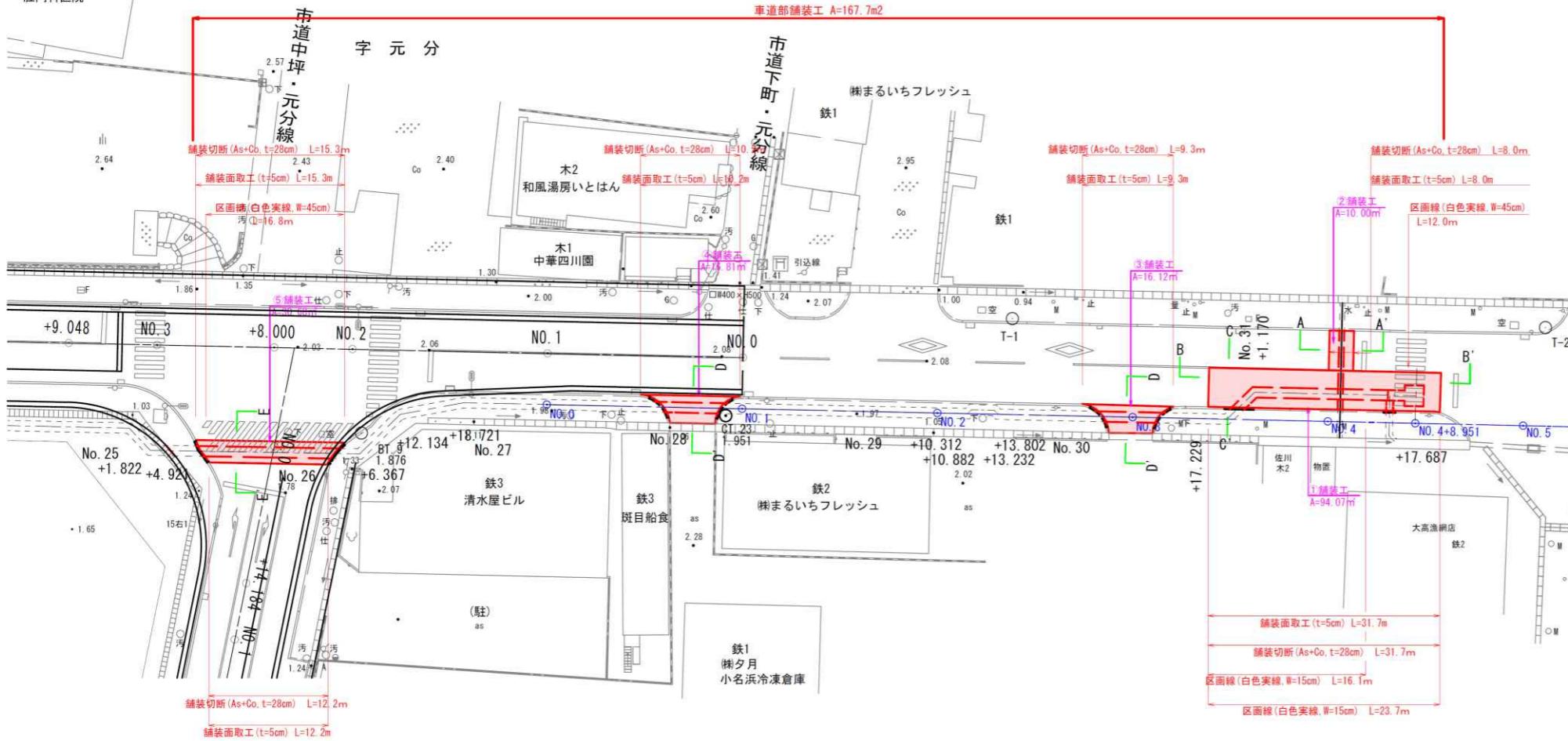
なお、復旧工図において、（断面×延長）で扱える構造図については、施工位置を示す平面図に施工延長を示し、施工断面図を示すことを原則とする。

(9)復旧図作成例

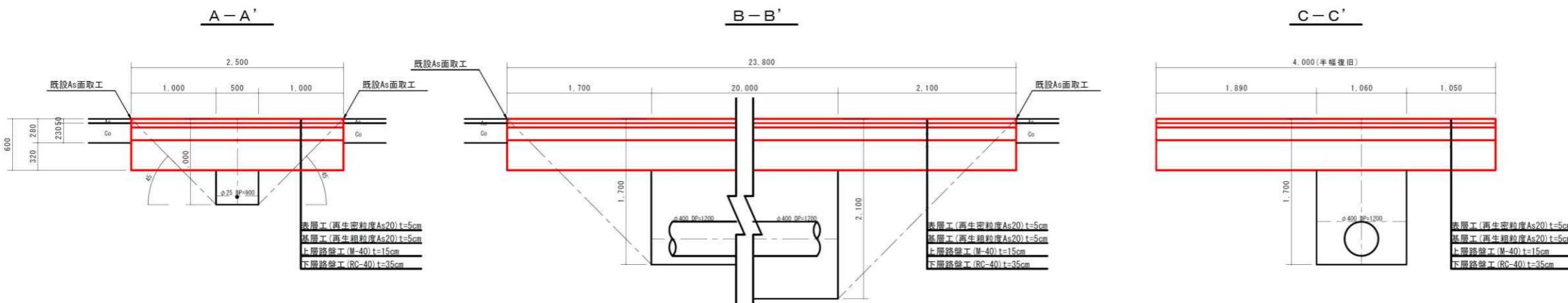
- | | |
|----------|------|
| 舗装本復旧平面図 | P.29 |
| 舗装本復旧展開図 | P.30 |

舗装復旧平面図 縮尺 S = 1 : 300

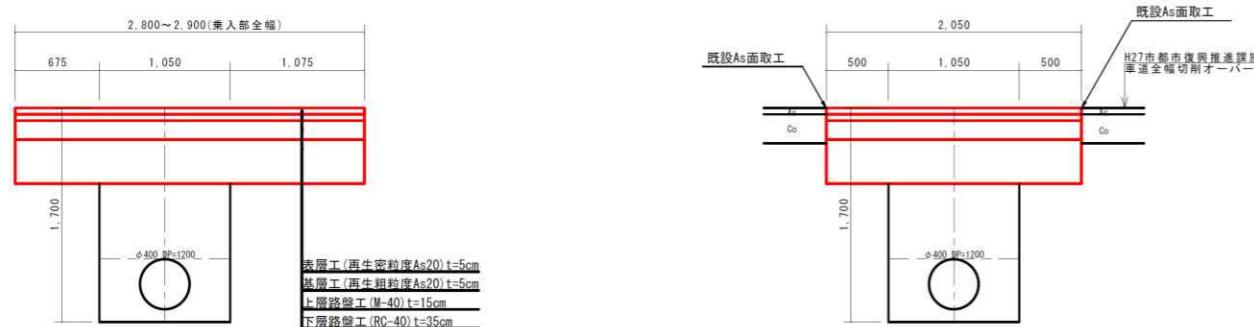
鉄3
小林胃腸科
肛門科医院



舗装復旧断面図



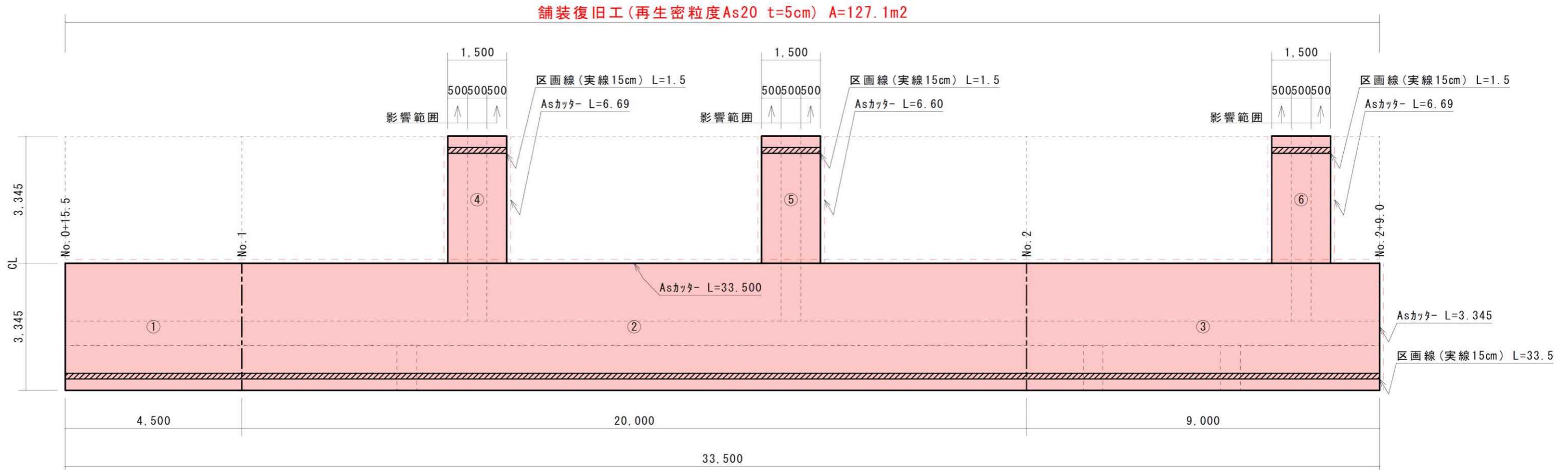
D - D'



29

平成00年度 工事番号		000000第0000号
県道 000000線		いわき市000000000000地内
000000配水管(第000-000号)改良工事		
舗装復旧平面図		
縮 尺	図 示	面番号
測 量		主任 技術者
設 計		主任 技術者
いわき市水道局		

舗装本復旧展開図 S=1 : 100



2-10 給水管切替標準図

給水管切替標準図の作成は以下のとおりとする。

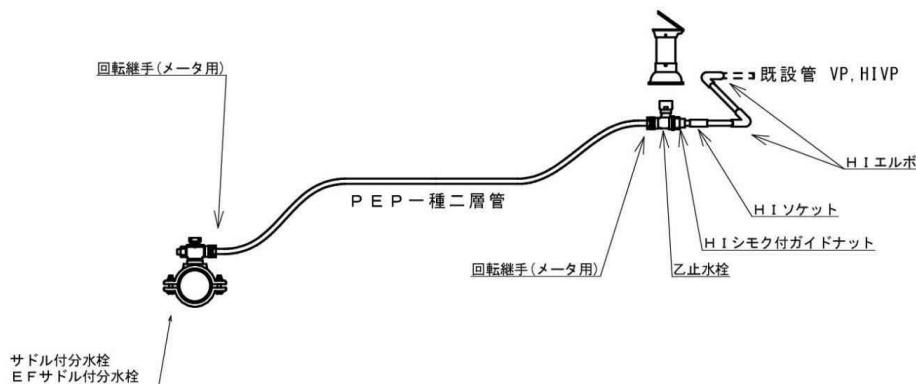
項目	内容
尺度	FREE
記載事項	適宜

給水管切替標準は、一般的な埋設での $\phi 40\text{mm}$ 以下の給水管切替を計画する場合に作図することを原則とする。

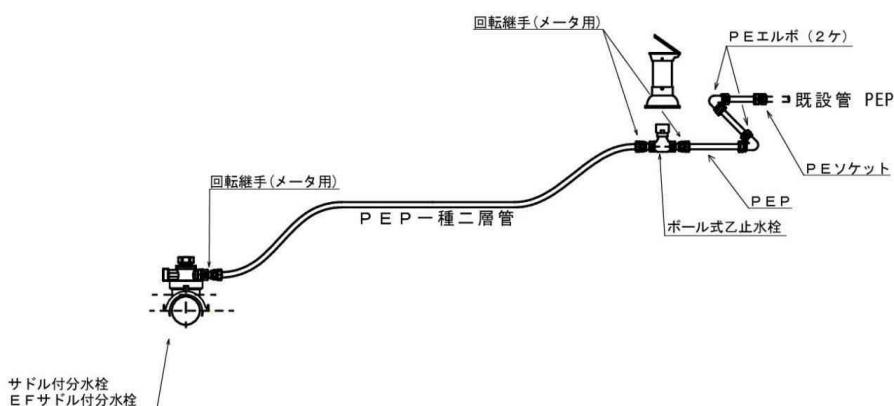
このため、 $\phi 50\text{mm}$ 以上及び水路架渡部等の特殊配管においては、別途詳細図を作成する。なお、各切替箇所ごとの使用材料等が明確となるように材料等の数量表を作成することを原則とする。

(1) 給水管切替標準図作成例

既設管がVPの場合



既設管がPEPの場合



(2) 給水管数量表作成例

材料表

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
EF#トル付分水栓	φ150×50									0
	φ150×40									0
	φ150×30	1		1	1		1	1		5
	φ150×25		1				1			1
	φ150×20					1			1	2
PEP	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1.5		2.5	1.5		1.5	1.5		8.5
	φ25		1.5							1.5
	φ20					5.8			5.8	11.6
HIVP	φ50									0
	φ40									0
	φ30	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5		2.5
	φ25		0.5							0.5
	φ20					0.5			0.5	1
回転継手	φ50									0
	φ40									0
	φ30	2		2	2		2	2		10
	φ25		3							3
	φ20					2			2	4
PEソケット	φ50									0
	φ40									0
	φ30									0
	φ25									0
	φ20					1			1	2
PEエルボ 90°	φ50									0
	φ40									0
	φ30									0
	φ25									0
	φ20									0
カーネットナットシモク	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
HIソケット	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
HIエルボ	φ50									0
	φ40									0
	φ30	2		2	2		2	2		10
	φ25		2				2			2
	φ20					2			2	4
乙止水栓	φ50									0
	φ40									0
	φ30	1		1	1		1	1		5
	φ25		1							1
	φ20					1			1	2
止水栓蓋	宅内用	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	公道用									0

土工延長

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
公道		1.5	1.5	2.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	16.0
宅内	As舗装									1.0
宅内	未舗装					1.0				1.0

労務集計表

名称	規格	給水管番号								計
		1	2	3	4	5	6	7	8	
分水栓建込工 (HPPE)	φ 150 × 50									0
	φ 150 × 40									0
	φ 150 × 30	1		1	1		1	1		5
	φ 150 × 25		1							1
	φ 150 × 20					1			1	2
PEP布設工	φ 50									0
	φ 40									0
	φ 30	1.5		2.5	1.5		1.5	1.5		8.5
	φ 25		1.5							1.5
	φ 20					5.8		5.8		11.6
HIVP布設工	φ 50									0
	φ 40									0
	φ 30	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5		2.5
	φ 25		0.5							0.5
	φ 20					0.5		0.5		1
ポリ管継手工	φ 50									0
	φ 40									0
	φ 30	2		2	2		2	2		10
	φ 25		3				2			3
	φ 20						2		2	4
ビニル管継手工 (T S)	φ 50									0
	φ 40									0
	φ 30									0
	φ 25									0
	φ 20					1			1	2
止水栓取付工 (PP)	φ 50									0
	φ 40									0
	φ 30	1		1	1		1	1		5
	φ 25		1				1			1
	φ 20						1		1	2
ポリスリーブ 被覆工(m) (サドル部)	φ 150	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	16.0
埋設シート工		1.5	1.5	2.5	1.5	3.0	1.5	1.5	3.0	16.0

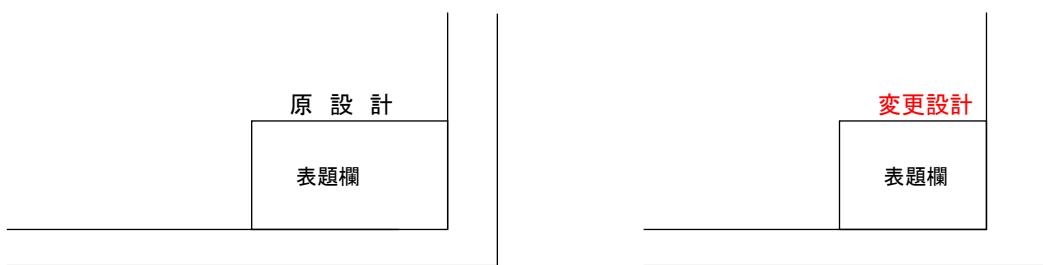
3. 変更設計

3-1 表題欄の表記

- (1) 変更設計にかかる図面は、原設計図面に対照し作成することを基本とし、その場合は表題欄上に「原設計」を黒色で、「変更設計」を赤色で明示する。

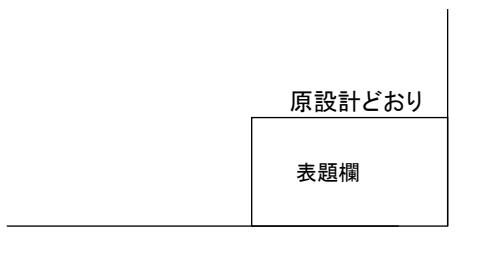


- (2) 構造に著しい変化があり、原設計図を使用することが不適当な場合は、新しい図面を作成し、原設計図面及び変更設計図目には、それぞれ「原設計」を黒色で、「変更設計」を赤色で明示する。



- (3) 変更が複数回に渡る場合は、「第〇回変更設計」と表記する。

- (4) 変更設計に該当しない設計図面は、「原設計どおり」と表記する。



- (5) 変更設計書には、変更設計に該当しない設計図面も含めて添付することを原則とする。

3-2 変更内容の記載方法

- (1) 旗揚げは、2段書きとし変更設計数量を上段(赤色)、原設計数量を下段(黒色)に記載する。

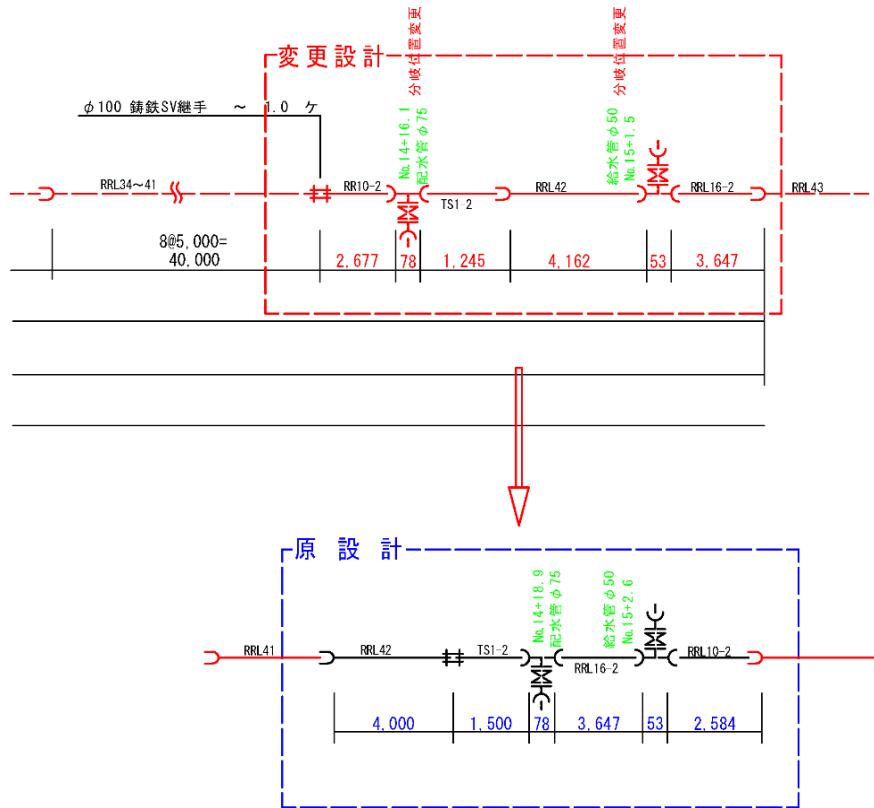


(2) 数量表等は、2段書きとし変更数量を赤色で記載する。また、変更増数量には変更増(赤色)を、変更減数量には変更減(青色)を付記する。

材料表(単独改良)

名称・規格	数量
φ200*5000L DGX 直管(S種)	~ 2 本
φ200*45° DGX 曲管	~ 2 ケ
φ200*45° DGX 両受曲管	~ 4 ケ
φ200 DGX 繋輪	~ 2 ケ
φ200*75 DGX F付T字管	~ 1 ケ
	~ 2 ケ
	~ 2 ケ

(3) 管割図等の一部が変更となった場合は、次のとおり作図する。



4. 管種別配管設計要領

- 4-1 HPPEの設計
- 4-2 DIP-GX・NSの設計
- 4-3 DIP-S50の設計

4-1 水道配水用ポリエチレン管(HPPE)の配管設計要領

1 管種の表記

設計図書、予算書等に記載する管種表記は、HPPE とする。

2 HPPE設計の留意点

HPPEの使用は、使用圧力(静水圧)0.74MPa以下の管路とし使用口径は、 $\phi 50\sim 150\text{mm}$ とする。

配水用ポリエチレン管は、耐震管であるから次の点に留意し管路設計を行う。

- ① 配水管本線上には、E F接合継手(仕切弁含む)及びメカニカル継手(F付T字管、F付T字管台付)の使用を標準とし、地震時に被害が予想されるフランジ継手は使用しないことを基本とする。
- ② 既設管接続箇所においては、施工方法等を工夫し、出来る限りE F接合継手を使用すること。しかしE F接合は水場施工が不可能であるため、そのような箇所においてはメカニカル継手を使用することができる。
- ③ 配水用ポリエチレン管は、管体自体に柔軟性があり曲げ配管が可能であるが、曲げ配管は次の表に示す最小半径内とする。

曲げ配管の最小半径

呼び径	50	75	100	150
最小半径(m)	5.0	7.0	9.5	13.5

参考：曲げ角度に必要な直管長さ

単位：m

曲げ角度	呼び径	50	75	100	150
11.25°		1.0	1.4	1.9	2.7
22.5°		2.0	2.8	3.8	5.3
45°		4.0	5.5	7.5	10.6
90°		7.9	11.0	15.0	21.2

※ 長さが5.0mを超える場合は、複数本接合し全体で緩やかに曲げること。

:人力により生曲げ施工できる目安

- ④ $\phi 40$ 以下の給水管分岐に用いる管種は、水道用ポリエチレン1種2層管とし、接続する既設給水管がP E Pの場合は、第一止水栓の2次側でもP E Pを使用することを基本とするが、施工箇所が狭隘でP E Pで接続できない場合はH I V P (T S)を使用できることとする。

※④については、DIP配水管でも同様

3 直管の規格

水道配水用ポリエチレン管 EF受口付直管 (JWWA K 144) の使用を原則とするが、切管により区間距離を調整する箇所は、直管【両プレーンエンド】 (JWWA K 144) を使用することができる。

4 異形管の基準

P. 21のHPPE管路設計標準図を参照すること。

5 既設管接続

P. 21のHPPE管路設計標準図を参照すること。

6 溶剤浸透防護スリーブ

ガソリンスタンドやクリーニング工場に面する道路に水道配水用ポリエチレン管をやむを得ず布設する場合は、溶剤浸透防護スリーブ（配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 PTC K 20）を被覆する。

なお、施工要領は共通仕様書 その他 付則4配管工事標準図集 ポリエチレンスリーブ施工要領に準拠する。

また、溶剤浸透防護スリーブには水道等の表示がしてあるため、溶剤浸透防護スリーブ被覆区間については、管明示テープは貼り付けしない。

H P P E直管、バンド、チーズ等の樹脂管類 ・・・ 1枚巻き

鉄製異形管、仕切弁等の鉄製品 ・・・ 2枚重ね巻き

※工業団地地帯は、その全域で溶剤浸透の恐れがあるため、配水用ポリエチレン管を使用しないこととする。

7 弁類の基礎

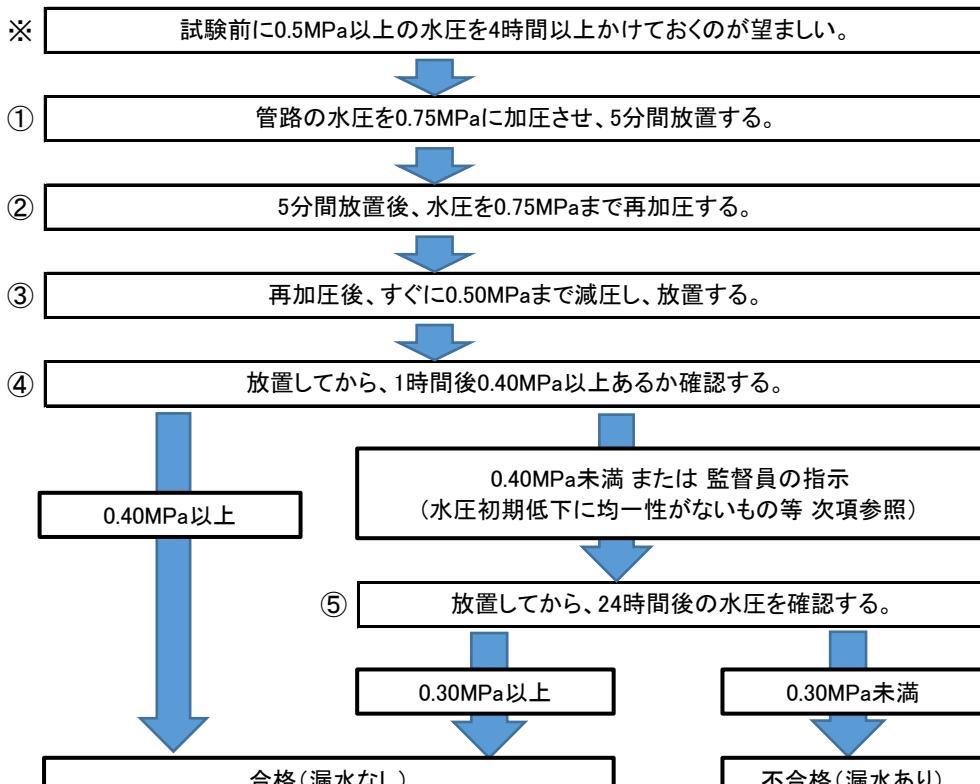
配水用ポリエチレン管自体に柔軟性があるが、弁類は重量物であるため沈下が生じないようコンクリート板（ゴムシート付）を弁あるいはT字管下部に設置すること。

※ $\phi 50 \times 25$ E F サドル付分水栓による空気弁設置には適用しない。

なお、施工要領は共通仕様書 その他 付則4配管工事標準図集 による。

8 水圧試験

水圧試験の1区間の最大距離は500mまでとし、E F 継手接合完了後1時間以上経過してから充水を行うこととする。また、水圧試験の方法は次のとおりとする。



写真撮影（監督員立会）

④で0.40MPa以上の場合 ②、④

自記録チャート紙の記録

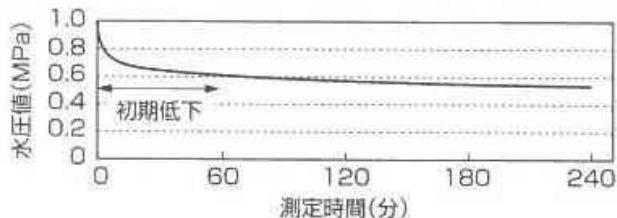
④で0.40Mpa未満の場合 ②、④及び⑤

④で0.40Mpa以上の場合 ③～④の1時間

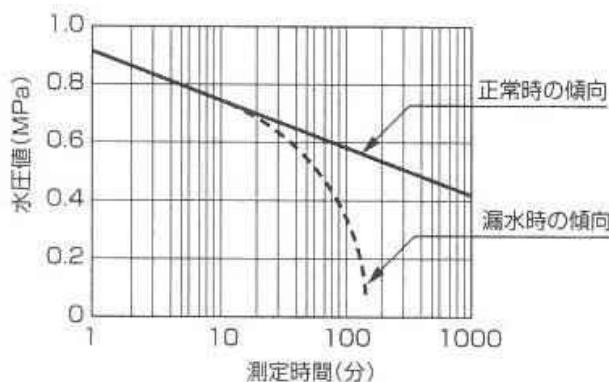
④で0.40Mpa未満の場合 ④～⑤の24時間

なお、漏水がない場合もプラスチック材料特有の初期膨張による水圧値の初期低下がみられるので注意すること。

配水用ポリ管の水圧試験の例



片対数グラフ表示にすれば、正常時は直線近似され、漏水がある場合は直線から大きく外れ曲線となる。



9 材料仕様

材料は、特に指定のない限り、日本水道協会規格（JWWA K144、145、G 114）、及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC K03、PTC K13、PTC G30、PTC G31、PTC B20、PTC B21、PTC B22）の仕様に準拠したものであること。

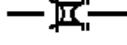
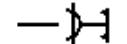
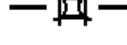
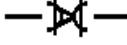
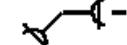
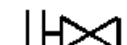
なお、使用する資材一覧を次項以降に示す。

HPPE配管資材一覧表(1/2)

材料名称	図示記号	呼び径 枝呼び径等					規格等
			50	75	100	150	
直管	—		○	○	○	○	JWWA K144
EF片受直管	—○—		○	○	○	○	JWWA K144
EFソケット	-×-		○	○	○	○	JWWA K145
EFチーズ	-○L○-	X 50	○	○	○		JWWA K145
		X 75		○	○	○	
		X 100			○	○	
		X 150				○	
E F 継 手	EF両受ペンド	90°	○	○	○	○	JWWA K145
		45°	○	○	○	○	
		22° 1/2	○	○	○	○	
		11° 1/4	○	○	○	○	
手	EF片受ペンド	90°	○	○	○	○	JWWA K145
		45°	○	○	○	○	
		22° 1/2	○	○	○	○	
		11° 1/4	○	○	○	○	
EF片受 レデューサ	-○△-	X 50		○	○		JWWA K145
		X 75			○		
		X 100				○	
ソ フ ト シ ー ル 弁	EF挿口付ソフトシール仕切弁	—○○—	○	○	○	○	PTC B22
	メカ受口付ソフトシール仕切弁	-○△○K-	○	○	○	○	メカニカル接合方式は、自動ロック式とする。
鑄 鉄 異 形 管 類	F付T字管	X 50		○	○	○	PTC G30 使用用途は、φ50以上の給水管接続及び排水管設置とする。
		X 75		○	○	○	
		X 100			○	○	
		X 150				○	
F付T字管 台付	-○T○-	X 75		○	○	○	PTC G30 使用用途は、空気弁、消火栓のT字管とする。
鑄鉄PV継手 (HPPE × VP)	-II-		○	○	○	○	PTC G30 既設管接続時ののみの使用とする。

※網掛の材料による配管設計、積算を基本とする。

HPPE配管資材一覧表(2/2)

材料名称	図示記号	呼び径 枝呼び径等	50	75	100	150	規格等
鉄異形管類	- 	呼び径 枝呼び径等	○	○	○	○	JWWA G 114、PTC G30 既設管接続時ののみの使用を原則とする。 ※ $\phi 50$ のDIP接続は、S50形に限る。
	— 	呼び径 枝呼び径等	○	○	○	○	JWWA G 114、PTC G30 既設管接続時及び管種変更による仕切弁設置のみの使用を原則とする。
	- 	呼び径 枝呼び径等	○	○	○	○	PTC G30 既設管接続時ののみの使用を原則とする。
不斷水材料	- 	X 50		○			PTC G30 既設管接続時ののみの使用を原則とする。
		X 75			○		
		X 100				○	
	— 	90° 45° 22° 1/2 11° 1/4	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	PTC G31 ソフトシール弁以外は外面特殊塗装品とする。Φ50分岐弁は仮弁とする。
分水栓		X 50	○	○	○	○	
		X 75		○	○	○	
		X 100			○	○	
		X 150				○	
その他	不断水簡易弁	- 		○	○	○	外面特殊塗装品とする。
その他	EFサドル付分水栓	$\times \phi 20$	○	○	○	○	PTC B20
		$\times \phi 25$	○	○	○	○	
		$\times \phi 30$		○	○	○	
		$\times \phi 40$		○	○	○	
		$\times \phi 50$		○	○	○	
	サドル付分水栓	$\times \phi 20$	○	○	○	○	JWWA B 136 既設管からの分岐工事に限り適用できる。
		$\times \phi 25$	○	○	○	○	
		$\times \phi 30$		○	○	○	
		$\times \phi 40$		○	○	○	
		$\times \phi 50$		○	○	○	
その他	変換チーズ	$\times \phi 40$	○				PTC B 21
※ $\phi 50$ HPPE配水管から $\phi 40$ PEPを分岐する砲金製チーズ。ただし、PEP分岐部は、JWWA B 116による。							

※ 網掛の材料による配管設計、積算を基本とする。

4-2 DIP-GX・NSの配管設計要領

1 管種の表記

G X形の設計図書、予算書等に記載する管種表記は、D I P - G X とする。

N S形の設計図書、予算書等に記載する管種表記は、D I P - N S とする。

2 管の規格

G X形ダクタイル鉄管の直管はS種管（JWWA G 120）、異形管は（JWWA G 121）の使用を原則とする。

N S形ダクタイル鉄管の直管は ϕ 450以下が1種管、 ϕ 500以上がS種管（JWWA G 113）、異形管は（JWWA G 114）の使用を原則とする。

G X形、N S形ダクタイル鉄管の直管内面は、エポキシ樹脂粉体塗装品（JWWA G 112）とし、既設管接続部に用いるK形ダクタイル鉄管の直管内面は、モルタルライニング（JWWA A 113）とする。

3 ϕ 300以下 G X形ダクタイル鉄管の設計

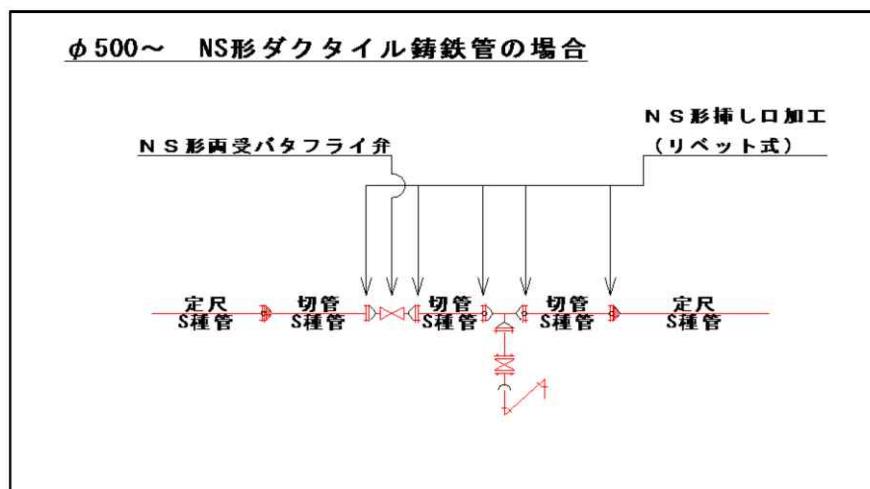
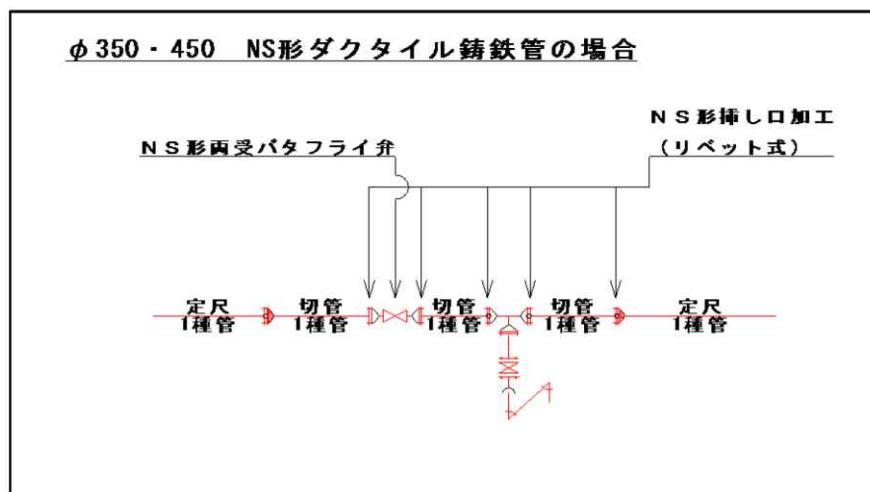
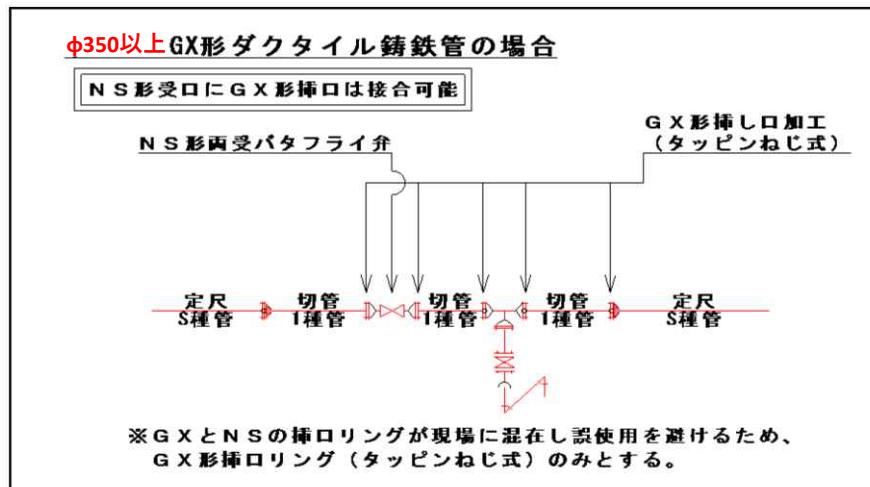
- (1) 日本ダクタイル鉄管協会発行の、GX形ダクタイル鉄管接合要領書の「VI 切管時の施工要領」→「1. P-Linkを用いる場合」及び「2. G-Linkを用いる場合」によることを原則とするが、人孔切廻配管箇所や伏越配管箇所等において、挿し口加工を行った方が配管が容易な場合は、「1種管+挿し口加工（タッピンねじタイプ）」の方法も可とする。
- (2) 管の切断面には、GX形ダクタイル鉄管用管端防食キャップ（JDPA W 19）を取付けるものとする。
切断面の処理、防食材料の取付けは、日本ダクタイル鉄管協会のGX形ダクタイル鉄管用管端防食キャップ施工要領書（JDPA W 19）による。
- (3) 切管組合せによる残管使用時は、両受短管による接合とする。
ただし、せめ配管には使用できないので注意すること。
また、やみくもに残管を使用するのではなく、2m以下の残管は極力使用しないこと。
なお、耐震型の伸縮離脱防止継手管の設計では、伸縮継手の性能を十分に發揮させるため、切管調整は可能な限り異形管等の拘束長付近に配置すること。
- (4) 管路本線に使用する仕切弁は、GX形両受または受挿ソフトシール仕切弁を使用する。

4 ϕ 350以上 G X形及びN S形ダクタイル鉄管の設計

- (1) ϕ 350以上の GX形ダクタイル鉄管は、 ϕ 300以下GX形管路の切管方法(G-Link、P-Link) が規格化されていないため、切管を行う場合は溝切加工及び挿口加工（タッピンねじタイプ）を現場で施工する必要がある。よって、直管の仕様は次のとおりとする。
 - 直管
 - 一般部 S種管（管厚 7.0mm）内面粉体塗装 JWWA G 120
 - 切管部（ ϕ 350）1種管（管厚 7.5mm）内面粉体塗装 JWWA G 120
 - 切管部（ ϕ 400）1種管（管厚 8.5mm）内面粉体塗装 JWWA G 120
 - 異形管 内面粉体塗装 JWWA G 121
- (2) NS形ダクタイル鉄管の挿し口突部形成方法は、リベットタイプとする。
- (3) NS形ダクタイル鉄管及び ϕ 350以上のGX形ダクタイル鉄管には切管端部の防食材料は規格化されていないため、日本ダクタイル鉄管協会技術資料「内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鉄管について JDPA T47」7.2 切管部などの補修方法により切管鉄部用塗料（一液性エポキシ樹脂）を用いて行うこととする。
- (4) 埋設型本線遮断バルブは、耐震性を向上させるためNS形両受両くし歯型バタフライ弁を使用する。ただし、不断水分岐弁、不断水バタフライ弁等の不断水工法によるバタフライ弁及び弁室（ピット）内のバタフライ弁を除く。

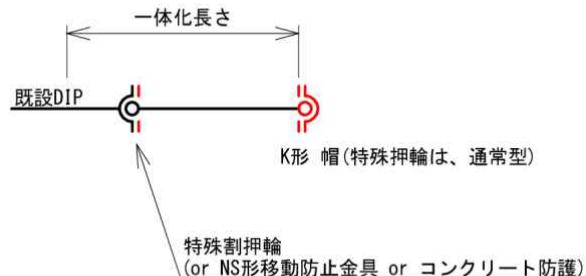
基本仕様

- センターキャップロングスタンド型
- スリップ装置、開度計付
- NS形受口を含む内外面塗装は、エポキシ樹脂粉体塗装品
- 弁箱内面は、ゴムライニング（ただし、NS形受口は含まない）



(5) Φ 350以上のGX形の両受短管の使用については、前項3（3）を適用する。

- (6) ダクタイル鋳鉄管の設計における管栓、栓帽等の接続用押輪は、水道施設設計基準によらず、通常型の特殊押輪を使用する。管末には、地震による管の抜け出し力は無いため、水圧による管の離脱のみ防止することを考慮する。

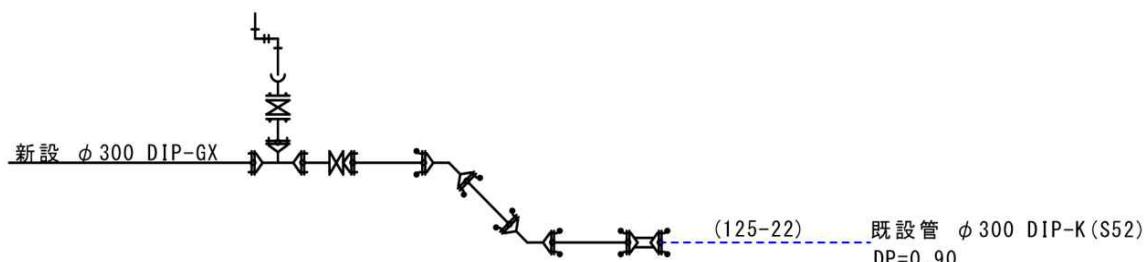


5 フランジ接合

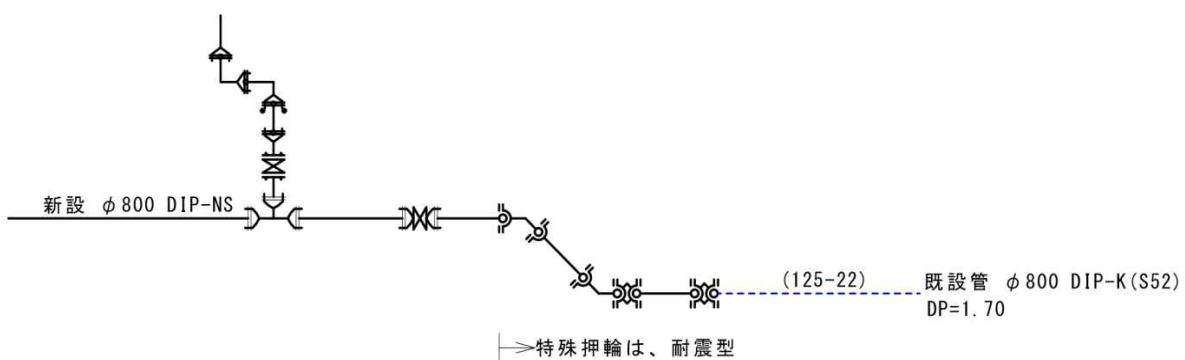
- (1) 排水管分岐部の仕切弁は、フランジ形とする。
- (2) 短管1号、短管2号の使用は、原則として排水管分岐部及び不断水分岐部とする。
- (3) 空気弁、消火栓等は、フランジ接合とする。

6 既設管との接合

- (1) $\phi 300$ 以下の接合
GX形 異形管 + GX形 繼輪による接続とする。



- (2) $\phi 350$ 以上の接合
K形継手（継輪、曲管）+耐震型特殊押輪を用いた接続とする。



7 ダクタイル鋳鉄管のポリエチレンスリーブ被覆

ポリエチレンスリーブの被覆方法は次のとおりとする。

水道施設工事共通仕様書【土木工事編】参照

〔付則3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準〕 〔付則4 配管工事標準図集〕

- (1) 直管部は「1回巻き」とする。
- (2) 継手部、異形管部、仕切弁部は「2重巻き」とする。
なお、直管継手部及びP-Linkのラップ長は「50cm」とする。

8 $\phi 300 \sim 400$ のGX形、NS形の接合

$\phi 300 \sim \phi 400$ ではGX形とNS形の挿し口形状寸法は同じであるため、GX形とNS形の直接接合が可能である。ただし、NS形異形管挿し口とGX形異形管受口の接合は作業上の支障（ロックリングストッパの引き抜き代の不足）が懸念されるため避けること。

4-3 DIP-S50の配管設計要領

1 管種の表記

設計図書、予算書等に記載する管種表記は、DIP-S50とする。
なお、DIP-S50の適用は、最大使用圧力（静水圧）0.74Mpa超の管路とする。

2 管の規格

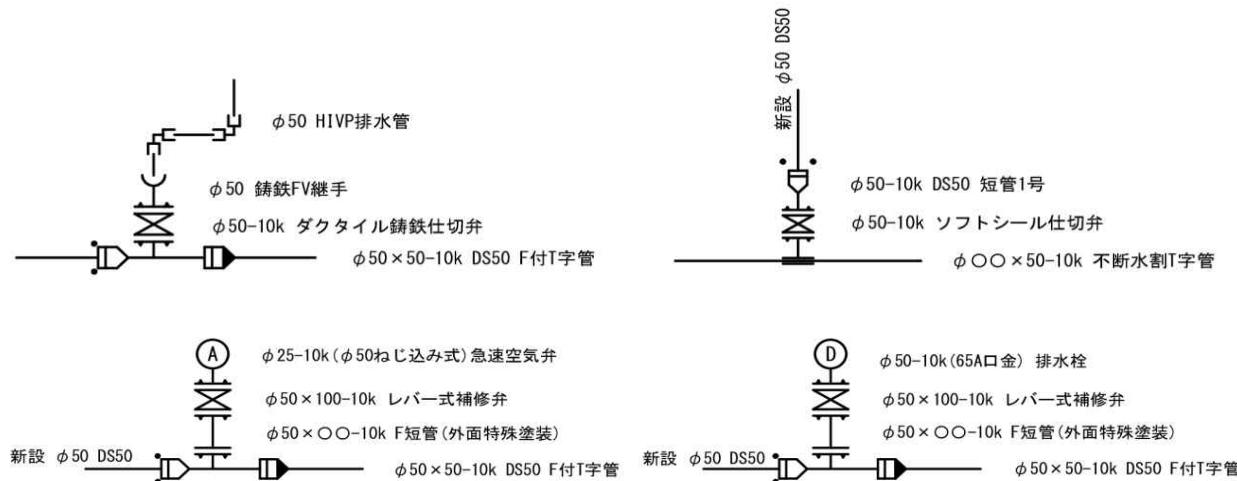
S50形ダクタイル鉄管・異形管は、JDPA G 1052 規格品を使用する。
なお、DGX-DS50 T字管、片落管、短管1・2号は、JDPA G 1052 準拠品を使用する。

3 D I P - S 5 0 の設計

- (1) 切管施工は、日本ダクタイル鉄管協会発行の、S50形ダクタイル鉄管接合要領書の「VI 切管時の施工要領」によることを原則とする。
- (2) 管の切断面は、ダクタイル鉄管切管鉄部用塗料で塗装する。
- (3) 切管組合せによる残管使用時は、両受短管による接合とする。
ただし、せめ配管には使用できないので注意すること。
また、やみくもに残管を使用するのではなく、2m以下の残管は極力使用しないこと。
- (4) 管路本線に使用する仕切弁は、S 5 0 形受挿ソフトシール仕切弁を使用する。
- (5) 直管切管部の抜け止め押輪の使用箇所は伸縮しないため、可能な限り異形管付近の一体化長内に配置すること。
- (6) 旧 J D P A 規格の $\phi 50$ T形ダクタイル鉄管の外径とは、異なるので注意すること。

4 フランジ接合

- (1) 排水管分岐部の仕切弁は、フランジ形ダクタイル鉄仕切弁とする。
- (2) 短管1号、短管2号の使用は、原則として不断水分岐部、排水弁(管末含む)とする。
- (3) 空気弁(排水弁)は、 $\phi 50-10k(16k)$ フランジ短管、 $\phi 50-10k$ レバー式補修弁、 $\phi 25-10k(16k)$ 急速空気弁(排水栓 口金65A)の組合せによるフランジ接合とする。
なお、0.74MPa超の管路で使用する $\phi 50$ 補修弁については、設計基準ではギアキャップ式としているが、現行品ではレバー式しか規格がないため、レバー式補修弁を使用すること。



5 既設管との接続

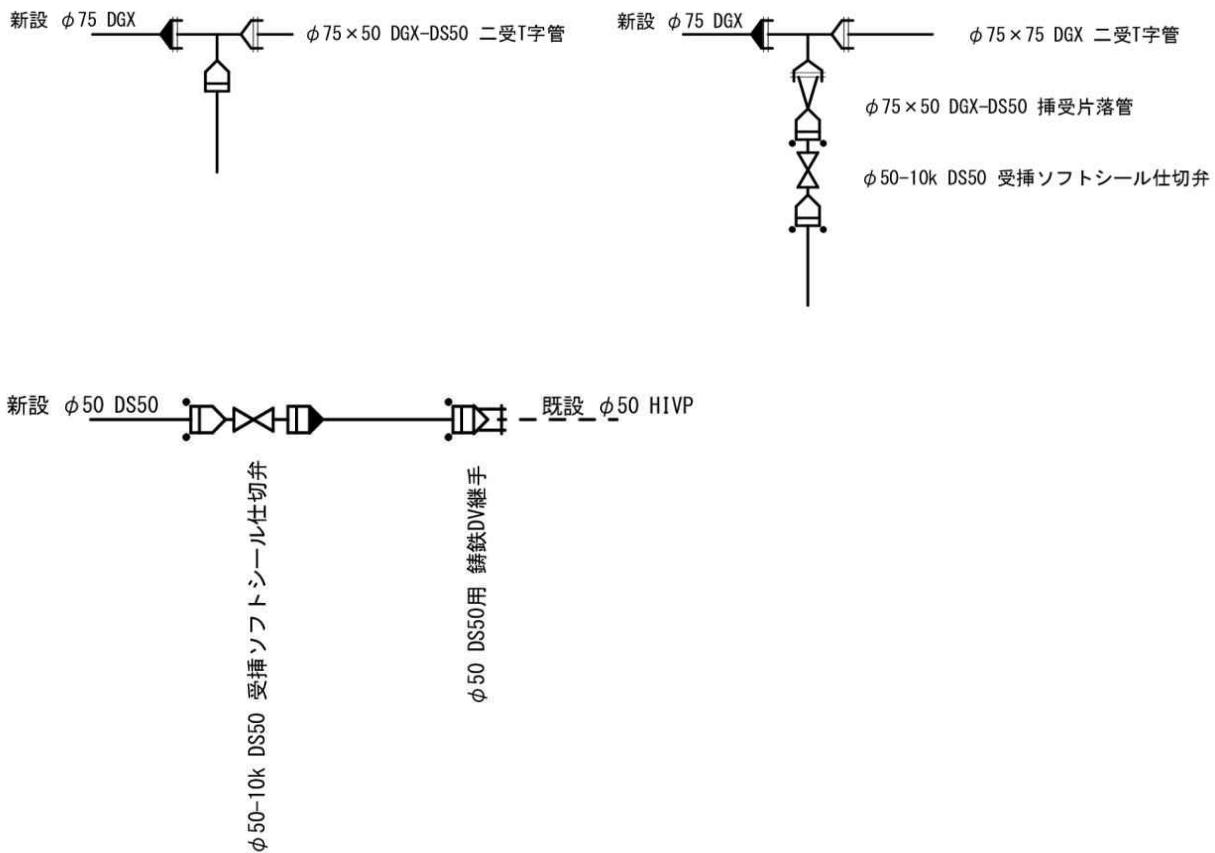
(1) DIP-GXとの接続

GX-S50 二受T字管 もしくは GX-S50 受挿(挿受)片落管 による。

(2) VP もしくは PEPとの接続

S50形用 鋳鉄DV継手 による。

なお、既設管が非耐震管である場合は、接続箇所付近に必ず仕切弁を設置すること。



6 ポリエチレンスリーブ被覆

ポリエチレンスリーブの被覆方法は次のとおりとする。

水道施設工事共通仕様書【土木工事編】参照

〔付則3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準〕

〔付則4 配管工事標準図集〕

(1) 直管部は「1回巻き」とする。

(2) 継手部、異形管部、仕切弁部は「2重巻き」とする。

なお、直管継手部のラップ長は「50cm」とする。

5. 参考(平面線形決定、仕切弁配置計画)

平面線形決定、仕切弁配置計画において考慮すべき事項

- 1 車道or歩道(維持管理を考えれば、歩道部が優先となる。)
舗装復旧の費用(建設コスト)、漏水修理の費用(維持管理コスト)
仕切弁操作、水圧測定の作業を考慮する。
- 2 管延長が短く、継手を極力少なくする設計を！
漏水の原因となるべく減らすため。
- 3 仕切弁等が交差点部にならないように。
交通誘導警備員がいなくても弁操作ができるよう配慮する。
- 4 給水管の切替箇所が道路のどちら側に多いか
給水管の延長も減らせれば、漏水件数も減らせるはず。
- 5 図面が無くても、現場で配管線形がわかるように工夫を！
・仕切弁、空気弁の配置を検討

付則 11 工事検査担当通知

付則 11 工事検査担当通知

- (1) 請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について
(平成24年 7月12日 工事検査担当事務連絡)
- (2) 建設工事における建設業の許可確認フロー
(平成29年 8月31日 工事検査担当事務連絡)
- (3) 水道管改良工事等にともなう水道管の埋設位置について
(令和 2年 6月 4日 工事検査担当事務連絡)

請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について

平成24年7月12日 工事検査担当

受注者より提出される承諾、協議書等については契約約款上の設計図書であることから、
収受印を押印のうえ該当書類(工事打合せ簿等)を設計書に添付願います。

なお、登録及び番号入力は軽易な文書等とみなし省略する。また、受注者からの後日
回答時の受付印については不要。

いわき市水道局工事契約約款(抜粋)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書
(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)、
に従い日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負
契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、……同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる
事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののが、設計図書に定めるところに
より、次に掲げる権限を有する。

(2) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は
協議

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験
若しくは検査(確認を含む。)

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行なわなければ
ならない。

いわき市水道局文書取扱規程(抜粋)

(文書等の收受)

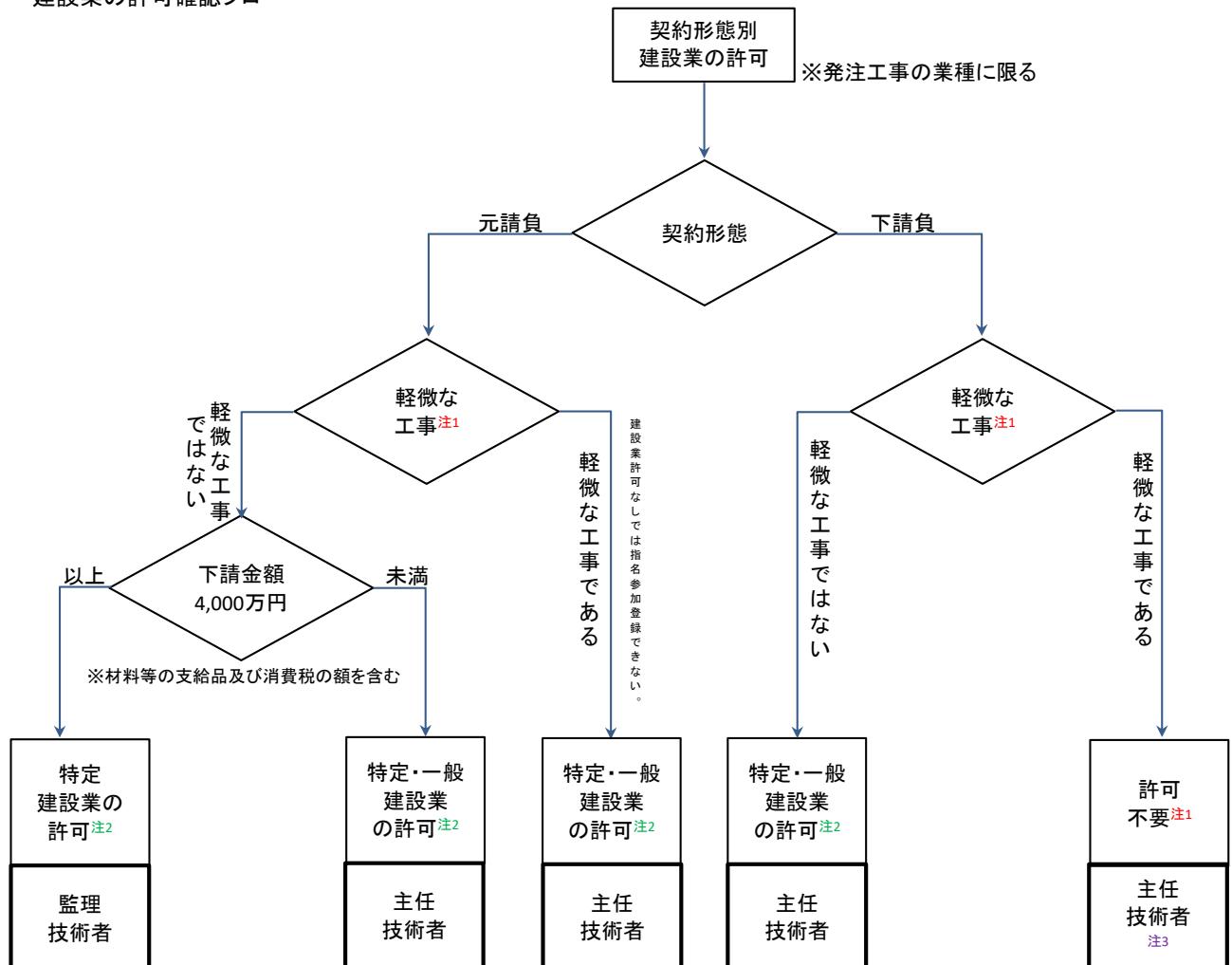
第14条 取扱責任者は、前条の規定により受領及び配布された文書については、次の各号に
掲げる文書の種類に応じ、当該各号に定める方法により收受するものとする。

(2) 当該文書が紙文書であるとき 当該紙文書の余白に課等専用収受印(第6号様式)を
押印するとともに文書管理システムに当該紙文書に係る收受の登録(文書管理システムによ
らない場合にあっては、整理簿に必要な事項を記入)をし、第11条に規定する番号を入力
(文書管理システムによらない場合にあっては当該紙文書に記入)する方法。

2 前項の規定にかかわらず、配布された文書が軽易な文書等であるときは、前項に規定する
登録又は記入を省略することができる。

第14条 取扱責任者は、第14条の規定により收受文書等については、直ちに、課等の長の
閲覧に供しなければならない。

建設工事における
建設業の許可確認フロー



注1:建設業法で『軽微な工事』に該当し、建設業の許可不要

『建築一式工事』以外の建設工事:工事1件の請負代金額が500万円未満 ※材料等の支給品及び消費税の額を含む

『建築一式工事』

工事1件の請負代金の額が1,500万円未満(※材料等の支給品及び消費税の額を含む)の工事
または延べ面積が150m²未満の木造住宅工事

・「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

・「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの

注2:建築工事業を除く建設業の許可の種類

①工事の下請金額による許可

特定建設業 ➔ 下請金額の合計額が4,000万円以上(受注元請負人のみ適用)

一般建設業 ➔ 下請金額の合計額が4,000万円未満

「建築一式工事」の場合は上記の4,000万円を6,000万円と読み替える」

②営業所の所在による許可

国土交通大臣許可 ➔ 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)

都道府県知事許可 ➔ 一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)

※ 業法上の「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約の締結又は見積書等の作成をし、専任の技術者が常勤している事務所をいう。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。

※ 大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はない。(→例えば、東京都知事許可の業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能。)

注3:民間工事等の『軽微な工事』については技術者の選任は必要ないが、水道局発注工事では『いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱』第4条 第2項(2)に 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること とあり、公共工事では主任技術者が現場の技術指導を行うのは必須であるため、主任技術者を選任すること。

事務連絡

令和2年6月4日

水道管改良工事等にともなう水管管の埋設位置について

先日、水道事業管理者から管路（ $\phi 75 \sim \phi 300$ ）の埋設深度について、「現行のH=900mmからH=700mmに変更し、コスト縮減を図るよう」、指示があったところですが、関係課所、管理者と改めて協議した結果、横断側溝等の埋設物、給水管の分岐位置等を考慮し、現行通りの埋設深度とします。

なお、かなり限定されると考えられますが、施工性や経済性等について、明らかに浅い埋設が有利と判断される条件が整っている施工箇所については、道路占用申請の前に各道路管理者と協議を実施したうえで、浅い埋設での施工を前向きに検討し、コスト縮減を図るよう御配慮願います。

工事検査担当 志賀

参考資料 1

いわき市水道局工事請負契約約款

○いわき市水道局工事請負契約約款

平成9年4月1日いわき市水道局内訓第3号

改正

平成11年4月1日いわき市水道局内訓第2号
平成15年9月22日いわき市水道局内訓第3号
平成16年3月19日いわき市水道局内訓第5号
平成17年3月7日いわき市水道局内訓第1号
平成18年3月31日いわき市水道局内訓第1号
平成20年2月29日いわき市水道局内訓第9号
平成20年3月28日いわき市水道局内訓第10号
平成20年5月21日いわき市水道局内訓第16号
平成21年3月24日いわき市水道局内訓第1号
平成22年3月31日いわき市水道局内訓第8号
平成23年3月31日いわき市水道局内訓第13号
平成23年9月14日いわき市水道局内訓第15号
平成23年9月14日いわき市水道局内訓第16号
平成24年4月27日いわき市水道局内訓第3号
平成25年3月22日いわき市水道局内訓第8号
平成26年3月27日
平成29年4月1日
平成31年3月28日
平成31年3月29日
令和2年3月31日いわき市水道局内訓第7号
令和2年9月30日いわき市水道局内訓第12号
令和3年3月30日いわき市水道局内訓第8号
令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号
令和4年4月27日

いわき市水道局工事請負契約約款

いわき市水道局工事請負契約約款（平成3年いわき市水道局内訓第6号）の全部を改正する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（第9条第5項において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る法人等の登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。こ

の場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳明細書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 請負代金額の変更があったときは、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、發

注者は保証の額の増額を、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

7 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項に規定する検査に合格したもの及び第38条第3項に規定する部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の選定)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下

請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
5 発注者が監督員を置いたときは、請求等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者（同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者。ただし、当該工事が同法第26条第5項の規定にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 第1項各号に掲げる者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管

理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない工事材料にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要と認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたとき

は、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第 1 項の立会い若しくは見本検査又は第 2 項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の請求に 7 日以内に応じないことにより、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、

数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示そ

の他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと。
 - (2) 設計図書に誤謬(びゅう)又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合は、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条に規定する関連工事の調整その他受注者の責めに帰すことが

できない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その事由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が延長変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が短縮変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して

請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指數等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急止むを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならぬ。

い。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害（次条第1項及び第2項並びに第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善

良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34

条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を

超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の4以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払いを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

6 受注者は、第4項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額から受領済みの前払

金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。

8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第33条、第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。

9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。

10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求するときは、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合においては、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該

保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われたときは、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、請負代金額が100万円以上である場合において、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）について、次項から第10項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	2回	1回
1,000万円以上 2,000万円未満	3回以内	2回以内
2,000万円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数	

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合

においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 第1項の場合において、受注者が既に前金払により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

(1) 部分払がまだ一度もなされていない場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額})$$

(2) 部分払が既になされている場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額} + \text{既に部分払されている額})$$

7 第36条第2項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求することができる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

(1) 部分払がまだ一度もなされていない場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - \text{前払金額}$$

(2) 部分払が既になされている場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} + \text{既に部分払されている額})$$

8 第1項及び前2項の場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額に満たないときは、受注者は、その差額に相当する額について発注者に対し支払いの請求ができる。第5項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払いについて準用する。

10 請負代金額が著しく減額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該減額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該減額後の請負代金額について、第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額

を超えるときは、受注者は、その超える額に相当する額を第35条第8項の規定の例による期限までに発注者に返還しなければならないものとし、当該返還金を当該期限までに返還しなかったときは、受注者は、発注者に対して同条第9項の規定の例により遅延利息を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第39条 第32条及び第33条の規定は、工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについて準用する。この場合において、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金／請負代金額）
(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定による支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、

若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 発注者の責に帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応

じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を置かなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、第42条第1項の履行の追完がなかったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 排除措置対象者（いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年いわき市水道局内訓第2号）第4条第1項に規定する排除措置対象者をいう。）と認められるとき。
- (10) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (12) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役人又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (13) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第47条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るもの）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に關

して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

（2） 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

（3） 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金

及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の利息を付した額を、解除が第43条、第48条又は第49条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生責務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

6 第2項の場合（第45条第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、

当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを作成し、直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第56条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務

の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(書面の書式)

第58条 この約款に定める書面の書式については、付録に定めるとおりとする。

(補則)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 第35条第1項及び第6項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「10分の4」とあるのは、「10分の5」と、「10分の6」とあるのは、「10分の7」と、同条第7項及び第8項中「10分の5」とあるのは、「10分の6」と、「10分の6」とあるのは、「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- 3 前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）に係る第37条の規定の適用については、当分の間、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。
- 4 前項の規定により、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに前払金を充当する場合の当該経費に係る前払金の額の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

附 則（平成11年4月1日いわき市水道局内訓第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から実施する。

附 則（平成15年9月22日いわき市水道局内訓第3号）

この約款は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月19日いわき市水道局内訓第5号）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月7日いわき市水道局内訓第1号）

この約款は、公布の日から実施する。

附 則（平成18年3月31日いわき市水道局内訓第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成20年2月29日いわき市水道局内訓第9号）

この約款は、公布の日から実施する。

附 則（平成20年3月28日いわき市水道局内訓第10号）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成20年5月21日いわき市水道局内訓第16号）

この約款は、平成20年5月21日から実施する。

附 則（平成21年3月24日いわき市水道局内訓第1号）

この約款は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年3月31日いわき市水道局内訓第8号）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年3月31日いわき市水道局内訓第13号）

この約款は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成23年9月14日いわき市水道局内訓第15号）

この約款は、平成23年9月14日から実施し、改正後のいわき市水道局工事請負契約約款の規定は、同年4月27日から適用する。

附 則（平成23年9月14日いわき市水道局内訓第16号）

この約款は、平成23年9月14日から実施し、改正後のいわき市水道局工事請負契約約款の規定は、同年8月16日から適用する。

附 則（平成24年4月27日いわき市水道局内訓第3号）

この約款は、平成24年5月1日から実施する。

附 則（平成25年3月22日いわき市水道局内訓第8号）

この約款は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月27日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月31日いわき市水道局内訓第7号）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年9月30日いわき市水道局内訓第12号）

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（令和3年3月30日いわき市水道局内訓第8号）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付録（第58条関係）

いわき市水道局工事請負契約約款に定める書式

約款関係条項	書式（事項）名	備考
第3条	工事費内訳明細書	いわき市水道局契約規程（平成3年いわき市水道局管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第19号様式
	工事工程表	契約規程第20号様式
第5条	(債権譲渡) 承認申請書	福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日付け8財第175号総務部長依命通達。以下「福工約款」という。）第3号様式を準用する。
第7条	下請通知書	いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱（平成10年いわき市水道局内訓第8号。以下「局指導要綱」という。）第1号様式
	下請負報告書	局指導要綱第2号様式
	下請工事契約時チェックリスト	福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「県指導要綱」という。）様式第1号を準用する。
	下請工事完了後チェック	県指導要綱様式第2号を準用する。

	クリスト	
	工事作業所災害防止協議会件施工体系図	県指導要綱参考様式第1号を準用する。
	施工体制台帳	県指導要綱参考様式第3号の1を準用する。
	施工体制台帳（下請負人に関する事項）	県指導要綱参考様式第3号の2を準用する。
	工事担当技術者台帳	県指導要綱参考様式第4号を準用する。
	再下請負通知書	県指導要綱参考様式第5号を準用する。
	施工体制台帳チェックリスト	県指導要綱参考様式第6号を準用する。
第7条の2第2項	社会保険等未加入者と下請契約を締結した理由書	県指導要綱参考様式第2号を準用する。
第9条第1項、第3項	監督員通知書	第1号様式
第9条第2項	請負工事監督員指示書 (伺)	第2-1号様式
	請負工事監督員指示書	第2-2号様式
	確認書	福工約款第8号様式を準用する。
	工事打合せ簿	福工約款第10号様式を準用する。
第10条第1項、第3項	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約規程第23号様式
第11条	工事現況報告書	契約規程第22号様式
第13条	工事材料検査願	契約規程第26号様式
第14条	確認書	福工約款第8号様式を準用する。
第15条	支給材料受領書	契約規程第27号様式
	支給材料受払簿	契約規程第28号様式
	支給材料受払計算書	契約規程第29号様式
	貸与品借用書	福工約款第17号様式を準用する。

	貸与品返納書	福工約款第18号様式を準用する。
第22条	工期延長承認願	契約規程第31号様式
第30条第1項	請負工事被害報告書	福工約款第21号様式を準用する。
第30条第3項	損害負担申請書	福工約款第23号様式を準用する。
第32条第1項 第39条第1項	しゅん工届	契約規程第33号様式
第32条第4項	工事完成物引渡書	契約規程第35号様式その1
第35条第3項	中間前金払認定請求書	第3号様式
第35条第5項	中間前金払認定調書	第4号様式
第38条	工事既成部分払申請書	契約規程第38号様式
	工事既成部分払決定通知書	契約規程第39号様式

なお、付録以外の書面については、任意の様式とする。

参考資料 2
いわき市水道局契約規程

○いわき市水道局契約規程

平成3年3月25日いわき市水道局管理規程第7号

改正

平成3年12月16日いわき市水道局管理規程第11号
平成4年9月30日いわき市水道局管理規程第8号
平成6年3月30日いわき市水道局管理規程第5号
平成7年3月14日いわき市水道局管理規程第2号
平成9年3月31日いわき市水道局管理規程第11号
平成11年4月1日いわき市水道局管理規程第2号
平成12年4月1日いわき市水道局管理規程第19号
平成12年10月2日いわき市水道局管理規程第6号
平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第4号
平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第8号
平成15年4月30日いわき市水道局管理規程第1号
平成15年9月22日いわき市水道局管理規程第4号
平成16年3月19日いわき市水道局管理規程第8号
平成17年3月7日いわき市水道局管理規程第1号
平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第9号
平成18年3月31日いわき市水道局管理規程第5号
平成20年2月29日いわき市水道局管理規程第2号
平成20年3月28日いわき市水道局管理規程第3号
平成21年3月24日いわき市水道局管理規程第3号
平成22年2月19日いわき市水道局管理規程第1号
平成22年3月31日いわき市水道局管理規程第4号
平成23年3月31日いわき市水道局管理規程第9号
平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第16号
平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第17号
平成24年3月28日いわき市水道局管理規程第4号
平成24年4月27日いわき市水道局管理規程第5号
平成25年3月22日いわき市水道局管理規程第12号

平成26年2月28日いわき市水道局管理規程第6号
平成26年3月27日いわき市水道局管理規程第8号
平成28年3月31日いわき市水道局管理規程第2号
平成28年6月1日いわき市水道局管理規程第3号
平成28年10月1日いわき市水道局管理規程第4号
平成29年4月1日いわき市水道局管理規程第6号
平成31年3月28日いわき市水道局管理規程第4号
令和2年3月31日いわき市水道局管理規程第12号
令和3年10月20日いわき市水道局管理規程第6号
令和4年3月31日いわき市水道局管理規程第3号
令和4年4月27日いわき市水道局管理規程第4号
令和4年9月26日いわき市水道局管理規程第8号
令和5年1月1日いわき市水道局管理規程第10号
令和5年3月31日いわき市水道局管理規程第8号
令和6年3月29日いわき市水道局管理規程第4号
令和6年7月1日いわき市水道局管理規程第5号

いわき市水道局契約規程

いわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）の全部を改正する。

目次

第1章

- 第1節 総則（第1条・第2条）
- 第2節 一般競争入札（第3条—第15条）
- 第3節 指名競争入札（第16条—第19条）
- 第4節 隨意契約（第20条—第23条）
- 第5節 契約の締結（第24条—第29条）
- 第6節 工事請負（第30条—第64条）
- 第7節 物件その他の供給（第65条—第69条）
- 第8節 設計、測量及び調査の委託（第70条—第72条）
- 第9節 雜則（第73条）

附則

第1章

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、いわき市水道局（以下「局」という。）における売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 企業法施行令 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。

第2節 一般競争入札

(一般競争入札の参加資格)

第3条 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれを定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

- 2 前項の場合において、入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。
- 3 施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定める。

(一般競争入札の公告)

第4条 一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の6に規定する事項を、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）に規定する掲示場に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができるものとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の適用を受ける工事請負の入札で見積期間の定められているものについては、業法第20条の規定による。

- 2 公告には、前項に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項の記載がなければならぬ。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (3) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項
 - (4) 入札に参加する資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨
 - (5) その他必要な事項
- (入札保証金の額)

第5条 企業法施行令第21条の14の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の3以上の額に相当する額とする。

(入札保証金の納付)

第6条 入札保証金は、入札に参加しようとする者が、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）又はいわき市水道局会計規程（平成2年いわき市水道局管理規程第6号）第21条第1項に規定する有価証券で、入札時限までに入札保証金納付書（第1号様式）により納付しなければならない。

(入札保証金の減免)

第7条 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、第5条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 法施行令第167条の5第1項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第135号）第99条第9号に掲げる公庫等を含む。第28条同じ。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれないと認められるものであるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。
- 3 第1項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。
- (入札保証金の還付)

第8条 落札者に対する入札保証金は、契約が確定した後、落札者以外の者に対する入札保証金は、

落札しないことが決定した後に、入札保証金還付請求書（第2号様式）の提出を受けて、これと引換に還付するものとする。

2 入札保証金は、落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札違約金の徴収）

第8条の2 第7条第1項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者になった場合において、当該落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。

（予定価格の設定）

第9条 管理者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、その予定価格書（第3号様式又は第4号様式）を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

（最低制限価格）

第10条 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合は、その都度個々の契約につきこれを定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。

3 最低制限価格を付すこととなったときは、第4条の規定による公告において、最低制限価格を付した旨を明らかにしなければならない。

（入札）

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書（第5号様式又は第6号様式）を作成し、入札保証金納付済書（第2号様式）その他指定する書類を所定の場所及び日時までに管理者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、電子入札システム（建設工事等に係る一般競争入札に関する事務を市の電子情報処理組織を利用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による一般競

争入札に参加しようとする者は、所定の入札期間内に入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録を電子入札システムにより管理者に送信しなければならない。

3 前項の電磁的記録は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電子入札システムに係る電子計算機に備えられた管理者が指定するファイルに到達したものとみなす。

(入札代理等の禁止)

第12条 入札人及び代理人は、他の入札人の代理人となり、また数人共同して入札することはできない。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札期限までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
- (3) 入札書に記名押印（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録に入札者についての認証）のない入札
- (4) 入札書（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録）に記載した金額その他が不明確な入札
- (5) 同一入札に他人の代理を兼ね、又は2通以上行った入札
- (6) 連合その他の不正の行為によってされたと認められる入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規程又は特に指定した事項に違反して行った入札

(入札の中止)

第14条 天災地変等により入札の執行ができなくなったとき、又は管理者が不適当と認めたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

(落札の通知)

第15条 管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を口頭又は落札決定通知書（第7号様式）により、当該落札者に通知しなければならない。ただし、電子入札システムによる一般競争入札の場合は、この限りでない。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第16条 施行令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(建設工事等入札参加資格審査申請書の提出)

第17条 指名競争入札の指名を受けようとする者の入札参加資格審査申請書の提出並びに登録については、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条の規定の例による。

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者の中よりなるべく5人以上の者を選定し、入札指名通知書（第8号様式又は第9号様式）により通知しなければならない。

2 前項の場合においては、当該入札の参加者に対し、施行令第167条の12第2項に規定するものほか、第4条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札の規定の準用)

第19条 第5条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第7条第2号中「施行令第167条の5第1項」とあるのは「施行令第167条の11第2項」と、第10条第3項中「第4条の規定による公告」とあるのは「第18条第1項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第4節 隨意契約

(予定価格の限度額)

第20条 企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(契約の内容等の公表)

第20条の2 企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定により規程で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表す

ること。

- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の設定)

第21条 管理者は、企業法施行令第21条の13の規定により随意契約により契約を締結しようとするとときは、第9条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第22条 管理者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。
(一般競争入札の規定の準用)

第23条 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第24条 管理者は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書（第10号様式又は第11号様式）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約履行の期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
- (7) 監督又は検査に関する事項
- (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
- (9) 各当事者的一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項
- (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項

(13) その他必要な事項

- 2 管理者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。
- 3 工事請負及び物件供給の契約は、前2項の規定によるほか、別に定めるいわき市水道局工事請負契約約款及びいわき市水道局物件供給契約約款によらなければならない。

(契約書の作成の省略)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託で、請負代金額又は契約代金額が30万円以上100万円未満のものについては、請書（第12号様式）の提出があったとき。
- (2) 工事請負又は設計、測量及び調査の委託、物件の供給で、請負代金額又は契約代金額が30万円未満のものについては、契約事項を記載した見積書（第14号様式又は第15号様式）の提出があったとき。
- (3) 物件の供給について、契約代金額30万以上50万円未満で、請書（第13号様式）の提出があつたとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、管理者が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

(名義変更及び契約の承継)

第26条 契約人が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約変更届（第16号様式）により、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 法人の代表者の変更
- (2) 法人名義の変更
- (3) 支店、支店長の変更
- (4) 法人成りの変更
- (5) 法人としての同一性を失わない組織の変更

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、相続人又は営業承継者から契約の承継申出があつたときは、契約承継申請書（第17号様式）を提出させなければならない。

- (1) 個人契約人の場合で、死亡相続が行われたとき。
- (2) 個人営業者が営業権を譲渡したとき。
- (3) 法人の合併による営業の承継

3 前2項の規定の手続をする場合は、その変更に係る登記事項証明書その他これを証する書類を併せて管理者に提出しなければならない。

4 第2項の規定により契約承継の申請があった場合は、管理者は、内容調査のうえその適否を決定し、契約承継決定通知書（第18号様式）によって申請者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第27条 管理者は、契約の相手方をして、企業法施行令第21条の14の規定による契約保証金を、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とし、契約期限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振りだしたもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせるものとする。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

（1） いわき市水道局会計規程第21条第1項に規定する有価証券

（2） 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

3 第2項第1号の規定により提供される有価証券の担保価格の算定については、いわき市水道局会計規程第21条第1項に規定するところによる。

4 管理者は、第2項第2号の保証をもって契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者として、当該保証に係る証書を提出させなければならない。

5 前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1） 契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。

（2） 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（4） 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる

おそれがないと認められるものであるとき。ただし、工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。

- (5) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (6) 請負代金額が500万円未満の工事等の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 隨意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が100万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき。
- (9) 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれないと認められるとき。

- 2 管理者は、前項第2号又は第3号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保険証券又は当該保証証券を提出させなければならない。
- 3 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であって、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（連帯保証人）

第29条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

- 2 管理者は、前項の場合においては、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から5日以内にさらに連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

第6節 工事請負

（工事費内訳明細書及び工事工程表の提出）

第30条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（第19号様式）及び工事工程表（第20号様式）を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、工期が30日以内の工事については、工事工程表の提出は必要ないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特にその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(工事の着手)

第31条 受注者は、契約締結の日から5日以内に着工し、着工の前日までに着工届（第21号様式）を管理者に提出しなければならない。

(工事現況の報告)

第32条 受注者は、工事着工後、毎月末日現在の現況を、管理者の命じた監督員（以下「監督員」という。）を経由し、工事現況報告書（第22号様式）により管理者に報告しなければならない。ただし、工期が60日未満の工事については、この限りでない。

(工事の指揮監督)

第33条 受注者は、工事の施工中現場に常駐し、監督員の指揮監督に従わなければならない。ただし、本人が常駐し難いときは、現場代理人を定め、現場代理人及び主任技術者等通知書（第23号様式。以下「通知書」という。）をもって管理者に通知しなければならない。この場合、請負代金額50万円未満の工事にあっては、通知の必要はないものとする。

(主任技術者等の通知)

第34条 受注者は、業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。業法第26条の2の場合には、専門技術者。以下同じ。）を定め、通知書をもって管理者に通知しなければならない。ただし、請負代金額50万円未満の工事については、この限りでない。

2 前項の主任技術者等は、前条の現場代理人と兼ねることができる。

(現場代理人等の交替)

第35条 管理者は、受注者の現場代理人、主任技術者等、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき不適当と認められる者がある場合は、受注者に対しその交替を要求することができる。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第36条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物又は検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括下請負の禁止)

第37条 受注者は、工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(水中等の工事施工)

第38条 受注者は、水中又は地中の工事その他しゅん工後、外部から検査をすることができない工作物の作業については、写真を撮影し、かつ、監督員の立会いがなければ施工することができない。この場合、写真は2部作成し、1部は速やかに監督員に提出し、残り1部は工事しゅん工時に添付書類として、管理者に提出しなければならない。

(材料の検査)

第39条 受注者は、工事に使用する材料について工事材料検査願（第26号様式）を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

(支給材料の取扱い)

第40条 受注者は、管理者から工事用材料を支給されたときは、速やかに支給材料受領書（第27号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により支給された工事用材料を使用するときは、監督員の指定した場所に保管し、かつ、支給材料受払簿（第28号様式）を備えて、その用途を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、工事しゅん工後、支給材料受払計算書（第29号様式）を管理者に提出し、材料の使用残品があるときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(支給材料の弁償)

第41条 受注者は、管理者から支給された材料を受領した後において、亡失、滅失又はき損（以下「亡失等」という。）したときは、現品又はその損害を弁償しなければならない。ただし、その亡失等が天災地変その他避けることができない理由によるときは、この限りでない。

(仕様書等不適合の場合の改造義務)

第42条 受注者は、工事の施工が仕様書又は図面に適合しない場合に、監督員がその改造を指示したときは、これに従わなければならない。この場合、このために請負代金額の増額又は工期の延長をすることはできない。

(工事の中止又は変更等)

第43条 管理者は、必要があると認めたときは、工事の全部又は一部の施工中止、工事の変更若しくは工期の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による工事の変更等により請負代金額を変更する必要が生じた場合は、変更前の請負代金額を変更前の設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出するものとする。

3 第1項の規定による工事の中止等のため受注者が損害を受けたときは、受注者と協議して賠償額を決定する。この場合、協議が成立しないときは、管理者の認定した額とする。

(変更契約書の提出)

第44条 管理者は、前条の規定により変更を生じたときは、工事請負変更契約書（第30号様式）を作成しなければならない。この場合、請負代金額に増減を生じたときは、契約保証金を追徴又は還付する。

（工期の延長）

第45条 受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により期限内に工事等の完成をすることができないときは、管理者に工期延長承認願（第31号様式）を提出し、承認を受けなければならぬ。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、実情を調査し、その適否を決定し、工期延長決定通知書（第32号様式）により通知しなければならない。

（経済事情の激変等による請負代金額の変更）

第46条 工期内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、請負代金額が著しく不適当であると認められるときは、請負代金額を変更することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求等）

第47条 第28条第3項の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（第28条第1項第3号後段の規定）による保証を付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、管理者は当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人を選定し管理者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から管理者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1） 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡に係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（2） 工事完成債務

（3） 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（4） 解除権

（5） その他契約に係る一切の権利及び義務（受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 管理者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 管理者が、第1項の規定による請求を行った場合において、公共工事履行保証証券の規定に基づ

き、保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて管理者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（契約の解除等）

第48条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

この場合、受注者が損害を受けても管理者は、その責任を負わない。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なくして、契約で定める着工期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の相手方が、解除を申し出たとき。
- (4) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 管理者は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。

3 管理者は、前2項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書で、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

4 管理者は、第2項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

（違約金の徴収）

第49条 受注者が、前条第1項各号のいずれかに該当したことにより契約を解除した場合は、契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。ただし、管理者が特に認めたときは、減免することができる。

2 受注者が契約期間内に工事を完成することができないときは、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を履行遅滞の損害金として徴収する。

3 第1項の違約金及び第2項の損害金は、請負代金額から控除することができる。

（契約解除に基づく貸与品等の返還）

第50条 第48条の規定により契約を解除された受注者は、貸与品及び支給材料があるときは、速やかに返還しなければならない。

(工事中止等による代金の支払)

第51条 第43条の規定による工事の中止の場合及び第48条の規定による契約の解除による代金の支払については、管理者は、仕様書その他設計図書に適合している工事の既成部分及び現場に存置している受注者が提出した工事用材料中、検査に合格したものに対しては、工事費内訳明細書の単価に基づいて算出した額を支払う。ただし、工事費内訳明細書を徴しない場合は、設計書の単価に基づいて算出した額に請負比率を乗じて得た額を支払う。

(検査及び引渡し)

第52条 法第234条の2第1項の規定による工事の検査は、管理者又は管理者が命じた検査員が行わなければならない。

- 2 受注者は、工事がしゅん工したときは、直ちにしゅん工届（第33号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査は、しゅん工届の提出のあった日から起算して14日以内に行うものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により検査を行う場合、必要があると認めたときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して管理者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とする。
- 5 管理者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡を申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡を受け完成工事物受領書（第35号様式）を交付しなければならない。
- 6 その他検査に必要な事項は、別に定める。

(監督又は検査の委託)

第53条 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせるときは、当該監督又は検査の委託に関し、必要な事項を記載した文書により、相手方にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により、監督又は検査の委託を受けた者は、当該委託に係る監督又は検査を完了したときは、監督日誌及び関係調書を管理者に送付しなければならない。
- 3 第33条及び前条の規定は、第1項の規定により、監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。

(請負代金額の支払)

第54条 受注者は、第52条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、請負代金額の請求書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による請負代金額の支払時期は、受注者からの正当な請求書を受理した日から起算して40日以内とする。

3 管理者の責に帰すべき理由により前項に定める支払が遅れたときは、受注者は、未受領金額に、その日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。

（前金払）

第55条 保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が100万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあっては、300万円以上）である場合に限り、その4割以内（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあっては、3割以内）の額の前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払をする場合において、管理者が一時に支払うことが不適当と認めたときは、前金払の額を工事工程表により分割算定して支払うことができる。

3 第1項の規定により前金払をした公共工事（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るもの除く。）において、地方自治法施行規則附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての第1項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、第1項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（前金払の請求手続等）

第56条 受注者は、前条第1項の前金払を受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による保証書の添付は、電磁的方法であって、当該保証書に係る保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（中間前金払の請求手続等）

第56条の2 受注者は、中間前金払を受けようとするときは、別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定により、中間前金払を受けようとする受注者は、あらかじめ中間前金払の支払対象者に該当することについて、管理者の認定を受けなければならない。

(前金払の変更)

第57条 前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に工事の設計変更その他の理由により、契約変更を必要とする場合において、変更請負代金額が当初の請負代金額の10分の3以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の比率により計算した額を追加払いし、又は返納させることができる。

2 請負代金額が減額したため、前金払をすることができないものとなったときは、既に支払った前払金から、前項の規定によって減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返納させる。

(前払金の返納)

第58条 管理者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返納させなければならない。

- (1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社と保証契約を解除したとき。
- (4) 請負契約を解除したとき。

(既成部分の部分払)

第59条 管理者は、工事等の既済部分又は物品の既済部分に対し完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の約定をするときは、請負代金又は契約代金の額が1件につき100万円以上である場合に限り、これを行うものとしなければならない。

2 前項の場合において、当該部分払をする額は、工事等についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買い入れについてはその既済部分に対する代価を越えるものとしてはならない。ただし、性質上可分の工事等の完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

3 第1項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、当該部分払をする額は、次の算式により算定した額（1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の範囲内としなければならない。

- (1) 部分払をまだ一度もしていない場合

$$(出来高金額 \times \frac{9}{10}) - (前払金額 \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}})$$

- (2) 部分払を既にしている場合

$$(出来高金額 \times \frac{9}{10}) - (前払金額 \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}} + \text{既に部分払されている額})$$

4 部分払の回数は、次の表に定める範囲内とする。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	2回以内	1回
1,000万円以上 2,000万円未満	3回以内	2回以内
2,000万円以上	管理者と契約の相手方が協議して別に契約で定める回数	

5 第52条及び第54条の規定は、前2項の規定により部分払する場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合について準用する。

(部分払の申請等)

第60条 受注者は、前条の規定により部分払を受けようとするときは、部分払申請書（第38号様式）を管理者に提出し、出来高の検査を受けなければならない。

2 検査が終了したときは、速やかに部分払金額を部分払決定通知書（第39号様式）により受注者に通知しなければならない。

(火災保険等)

第61条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書の定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに管理者に提出しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第62条 契約保証金は、工事しゅん工検査終了後並びに第48条の規定により契約を解除した場合、契約の相手方から契約保証金還付請求書（第2号様式）の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

2 第26条の規定により、契約の承継を承認された場合及び届出をした場合には、既納の契約保証金は、承継者の契約保証金とみなす。

(契約不適合責任)

第63条 管理者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、管理者が別に定めるところにより目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、管理者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、管理者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、管理者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第64条 削除

第7節 物件その他の供給

(第三者の供給禁止等)

第65条 供給人は、供給物件の全部又は一部を第三者に供給させ、若しくは供給契約上の債権を譲渡することはできない。

(検査及び引渡し)

第66条 供給人は、物件を納入しようとするときは、納品書及び請求書を提出して検査を受けなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、供給人は、管理者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

(物件の分割納入等)

第67条 管理者は、特に必要と認めたときは、受注者に対し、物件の分割納入を求め、又は物件完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

(物件供給への準用)

第68条 第43条から第46条まで、第48条、第49条、第54条、第59条、第60条及び第62条の規定は、物件供給の場合に準用する。この場合において、第54条第2項中「40日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

2 前項に係る様式については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 物件供給変更契約書（第40号様式）
- (2) 納期延長承認願（第41号様式）
- (3) 納期延長決定通知書（第42号様式）
- (4) 物件供給代金部分払申請書（第43号様式）

(5) 物件供給代金部分払決定通知書（第44号様式）

（特殊な場合の契約）

第69条 物件供給及びその他の契約で特殊な場合、この規程を適用し難いときは、その事情に応じて必要な契約を締結することができる。

第8節 設計、測量及び調査の委託

（処理状況の調査又は報告）

第70条 管理者は、必要と認めたときは、設計、測量及び調査の委託業務の処理状況について調査をし、又は当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し報告を求めることができる。
（技術者の届出）

第71条 測量業務の受託者は、関係法令に規定する技術者を定め、選任届を管理者に提出しなければならない。

（工事請負の準用）

第72条 第30条、第31条、第36条、第37条、第42条から第49条まで、第51条から第60条まで及び第62条の規定は、設計、測量及び調査の委託について準用する。この場合において、第52条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第54条第2項中「40日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

第9節 雜則

（委任）

第73条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前のいわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）に基づいてなされた売買、貸借、請負その他の契約又は申請書、通知書、届出その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 第17条中のいわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条を準用する場合においては、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則（平成3年12月16日いわき市水道局管理規程第11号）

この規程は、平成3年12月17日から施行する。

附 則（平成4年9月30日いわき市水道局管理規程第8号）

- 1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。

2 改正後の第55条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附 則（平成6年3月30日いわき市水道局管理規程第5号）

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市水道局管理規程第11号）

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に契約を締結している工事等に対する規程の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日いわき市水道局管理規程第19号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月2日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成12年7月10日から施行する。

附 則（平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月22日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月19日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第9号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月19日いわき市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日いわき市水道局管理規程第9号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道局契約規程により作成した様式で使用しているものについては、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年4月27日から適用する。

附 則（平成23年9月14日いわき市水道局管理規程第17号）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年8月16日から適用する。

2 この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成24年3月28日いわき市水道局管理規程第4号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成24年4月27日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日いわき市水道局管理規程第12号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の2の規定は、この規程の施行日以降に公告のある一般競争入札に参加する者及び入札指名通知書により通知を受ける者について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札に参加した者及び入札指名通知書により通知を受けた者については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年2月28日いわき市水道局管理規程第6号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に作成された様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年3月27日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市水道局管理規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日いわき市水道局管理規程第4号）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条第1項第4号及び第6号の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附 則（平成29年4月1日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日いわき市水道局管理規程第12号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日いわき市水道局管理規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月27日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日いわき市水道局管理規程第8号抄）

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年1月1日いわき市水道局管理規程第10号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日いわき市水道局管理規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日いわき市水道局管理規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日いわき市水道局管理規程第5号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

参考資料 3

いわき市水道局元請・下請関係 適正化指導要綱

○いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱

平成10年9月30日いわき市水道局内訓第8号

改正

平成22年3月31日いわき市水道局内訓第6号

平成23年5月31日いわき市水道局内訓第4号

平成27年6月10日いわき市水道局内訓第3号

平成28年6月1日

平成31年3月28日

令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号

令和5年1月1日

いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るために、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、局が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、局の機関が注文するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を局の機関と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。

(一括下請負の禁止等)

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそれ、注文者である局の機関の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、原則としてこれを禁止するものとする。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) 建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4) 財務内容が良好で、経営が安定していると認められること。
- (5) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (9) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (10) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12) 排除措置対象者（いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成21年いわき市水道局内訓第2号）第4条第1項に規定する排除措置対象者をいう。）に該当しないこと。
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしている者（当該届出の義務がない者を含む。以下「社会保険等加入者」という。）であること。

(適正な下請契約の締結等)

第5条 元請負人及び下請負人は、工事の開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。

3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。

4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させないものとする。

5 元請負人は、その請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞くものとする。

6 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないよう配慮するものとする。

7 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

8 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

(下請代金の支払の適正化等)

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。

(2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内

に支払うこと。

- (3) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。
- (4) 下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日（引渡しの日について第5条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
- (6) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。
- (7) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項の申出の日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。
- (8) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払と併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
- (9) 手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (10) 一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。
- (12) 元請負人には、下請負人が必要とする法定福利費の額を明示して契約を締結すること。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

- (1) 雇用及び労働条件の改善に関する次に掲げる事項

ア 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

- イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に、通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

- ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- イ 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実に関して次に掲げる事項

- ア 元請負人に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保の上、社会保険等加入者として、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- イ 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遗漏のないよう努めること。
- ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- エ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項

- ア 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

- (5) 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。
- (6) 適正な雇用管理に関して次に掲げる事項
 - ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
 - イ 建設労働者の募集は、適法に行うこと。
 - ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

(受注元請負人の遵守事項)

第10条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができること。
- (2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。
- (3) 下請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第1号様式）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。
- (4) 施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置き、当該台帳の写しを管理者に提出するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

- (5) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。
- (6) 工事現場に工事現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 現場代理人は、工事現場に常駐すること。
- イ 下請契約金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、7,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人と兼ねることができること。
- ウ 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。
- エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

(下請負報告書の提出)

第11条 受注元請負人は、しゅん工届提出時に下請負報告書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の施行又は管理について著しく不適当と認められる下請がなされていると認められる工事については、管理者が提出を求めた日から14日以内に提出しなければならない。

(局の指導、助言等)

第12条 局は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言
- (2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示
- (3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わないこと又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより生じた次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置
ア 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係が不適切である場合
いわき市水道局工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱
(昭和59年1月21日制定。以下「資格審査等基準要綱」という。) の入札参加者の選定基準に基づく指名排除措置

イ 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合 資格審査等基準要綱の指名停止基準に基づく指名停止措置
(適正化指導員による調査、指導等)

第13条 適正化指導員（次長をあてる。）は、隨時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から実施する。

附 則（平成22年3月31日いわき市水道局内訓第6号）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年5月31日いわき市水道局内訓第4号）

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則（平成27年6月10日いわき市水道局内訓第3号）

この要綱は、平成27年6月10日から実施する。

附 則（平成28年6月1日）

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和3年10月20日いわき市水道局内訓第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年1月1日）

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。

参考資料 4

いわき市水道局週休 2 日等確保工事 実施要領

いわき市水道局週休 2 日等確保工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を確保するため、いわき市水道局が発注する建設工事において週休 2 日等確保工事(以下、「確保工事」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、土日に限らず、4週 8 休(現場閉所率 28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休 2 日は、毎週土日現場閉所とする「完全週休 2 日」とは異なる。
- (2) 「週休 2 日交替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が 4 週 8 休(対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が 28.5%以上の水準の状態をいう。)以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 「完全週休 2 日」とは、対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で 4 週 8 休(現場閉所率 28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外(祝日など)にも現場閉所することは可能とする。また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
- (4) 「週休 2 日等」とは、「週休 2 日」、「週休 2 日交替制」及び「完全週休 2 日」のいずれかをいう。
- (5) 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場完了までの期間をいう。ただし、年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など)は含まない。
- (6) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 「4 週 6 休」、「4 週 7 休」、「4 週 8 休」とは、対象期間内の現場閉所日の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、別表第 1 の水準にそれぞれ達した状態とする。
(現場閉所率 = 【閉所日数／対象日数】×100 : 小数点第 2 位を四捨五入)
- (9) 「発注者指定型」とは、発注者が週休 2 日等に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本局発注の工事すべてとする。ただし、緊急性のある工事又は工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事を除くものとする。

なお、確保工事の対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることが出来る。

(実施方法等)

第4条 確保工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。なお、土木工事と建築工事について、いわき市週休2日等確保工事実施要領第4条に基づき実施するものとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (2) 受注者は、工程表に基づき、現場着手日前に「閉所計画・閉所実績（様式1）」を提出する。
- (3) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (4) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (5) 受注者は、月初めに「閉所計画・閉所実績（様式1）」に前月分の実績を記載の上、監督員に提出する。
- (6) 受注者は、週休2日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (7) 監督員は、受注者の週休2日等の取り組みに対し支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないよう適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 確保工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、4週8休の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。
- (3) 工事の補正項目及び補正率は、水道施設積算基準第2章第19節「週休2日工事に要する費用の積算」に基づくものとする。
- (4) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、4週8休を確保できなかつた場合は、達成状況に応じた減額変更を行うものとする。

(特記仕様書等)

第6条 確保工事については、発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定は、4週8休以上の休日の確保が確認できた場合、加点評価を行う。

また受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合は、達成状況に応じ減点する。それぞれの評価方法については、別表第2によるものとする。

なお、令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

週休の区分

区分	4週6休	4週7休	4週8休
現場閉所状況	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上

備考 現場閉所日には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。

別表第2（第7条関係）

工事成績評定の採点

区分	評価方法
加点	第一評定：「5創意工夫 I. 創意工夫」に4点加点
減点※	第一評定：「2施工状況 II. 工程管理」でd判定 第二評定：「2施工状況 II. 工程管理4の項目」に×

備考 令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。

水道局週休2日等確保工事実施フロー

発注時

- 当初積算は「4週8休補正」で行う（4週8休を前提とするため）
- 特記仕様書等に「発注者指定型(4週8休)」である旨を記載、チェック



入札



契約時

- 受注者は、4週8休を確保した工程表、実施要領様式1を監督員に提出



施工時

- 受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告



- 発注者は、指定どおりの4週8休が達成できない場合、受注者と達成状況に応じた減額補正による変更協議を行う
 - ※指定どおり4週8休の達成が可能な場合、変更なし
 - ※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること
 - ※週休2日等の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期の延伸は認められない



竣工時

- 受注者は、実施要領様式1の最終実績を監督員に提出する
- 発注者の指定どおり、4週8休が達成した場合、工事成績評定において、第一評定の「5創意工夫 I 創意工夫」に4点、加点する
- 未達成となった場合、第一評定者、第二評定者で減点とする

※令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない

各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付お願いします

様式 1

閉所計画・閉所実績書

対象年度

年度

提出日								
工事名								
受注者								
工期								
対象期間								
月別	計画			実績			備考 (対象外の期間等)	月単位
	閉所日数	対象日数	閉所率	閉所日数	対象日数	計		
令〇年4月	0	30	0.0%	0	30	0.0%		
令〇年5月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年6月	0	30	0.0%	0	30	0.0%		
令〇年7月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年8月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年9月	0	30	0.0%	0	30	0.0%		
令〇年10月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年11月	0	30	0.0%	0	30	0.0%		
令〇年12月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年1月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
令〇年2月	0	28	0.0%	0	28	0.0%		
令〇年3月	0	31	0.0%	0	31	0.0%		
累計	0	365	0.0%	0	365	0.0%	月単位	
	計画	未実施	実績	未実施	通期			
<p>【作成要領】</p> <p>(1) 確保工事に取り組む場合、受注者は、施工計画時の週休2日等を確保した工程表に基づき、対象期間内の閉所日、対象日を監督員と協議し決定する。</p> <p>(2) 閉所日、対象日の計画決定後、月ごとの別シート(以降、別シート)に予定を入力し「閉所計画・閉所実績書」(以降、「本書」)を作成する。</p> <p>(3) 閉所計画作成後、本書に別シートを添付し監督員に提出する</p> <p>(4) 着手日以降、別シートの閉所実施日欄への入力を進め、本書と併せ、毎月監督員に提出する。 なお、計画と異なった場合は「現場閉所計画と現場閉所実績に差異がある場合等に記載」の欄に、理由を記載する。</p> <p>(5) そのほか実施方法等の詳細については「いわき市水道局週休2日等確保工事実施要領」による。</p> <p>(6) 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。</p>								

現場閉所実績書(月別シート)

工事名 :

受注者名 :

工期 :

令和〇年〇月

○ : 閉所 ● : 現場休憩

◎ : 振替閉所

- : 対象期間外

天 : 雨天等による閉所

月日	曜日	現場閉所 計画日	現場閉所 実施日	現場閉所計画と現場閉所実績に 差異がある場合等に記載	祝祭日記入
〇月1日	月				
〇月2日	火				
〇月3日	水				
〇月4日	木				
〇月5日	金				
〇月6日	土				
〇月7日	日				
〇月8日	月				
〇月9日	火				
〇月10日	水				
〇月11日	木				
〇月12日	金				
〇月13日	土				
〇月14日	日				
〇月15日	月				
〇月16日	火				
〇月17日	水				
〇月18日	木				
〇月19日	金				
〇月20日	土				
〇月21日	日				
〇月22日	月				
〇月23日	火				
〇月24日	水				
〇月25日	木				
〇月26日	金				
〇月27日	土				
〇月28日	日				
〇月29日	月				
〇月30日	火				
〇月31日	水				

閉所日数

○

○

対象日数

○

○

閉所率

○%

○%

土日数

○

土日率

○%

達成度の判定

参考資料 5

建設現場等における遠隔臨場に関する 実施要領

建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領

いわき市水道局
令和 7 年 4 月

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用の範囲	2
1.3 施工計画書	4
1.4 監督員等による監督の実施項目	5
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	6
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	7
3.1 事前準備	7
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	7
4. 留意事項 等	8
4.1 効果の把握	8
4.2 留意事項	8
5. 費用算出方法	9
6. 参考資料	10
6.1 動画撮影用カメラと Web 会議システム等に関する参考値	10
6.2 遠隔臨場を適用する工種、確認項目	12
6.3 確認項目の適用性	12

1.総則

1.1 目的

本要領は、いわき市水道局が発注する工事及び業務委託において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1)適用の範囲
- 2)遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3)遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

なお、建築関係工事における遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書(以下、「標準仕様書等」という。)に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」(以下、「監督職員の立会い等」※という。)を行うことをいう。

本要領は、受注者における「段階確認(建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」)に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ実施により効果の見込める工種を対象とする。遠隔臨場を実施する工種の選定は「6.3 確認項目の適用性」を参考とする。但し、「6.3 確認項目の適用性」については、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではありません。

なお、建築関係工事においては、標準仕様書等に規定された「監督職員の立会い等」については、別表4～6を参照すること。

※ 標準仕様書等における「監督職員」、「監督職員の検査」の記載は、福島県土木部『建築関係工事共通仕様書』においては、「監督員」、「監督員の確認」と読み替える規定となっている。本要領では、標準仕様書等における記載となっているため、準用にあたっては、読み替えるものとする。なお、本市における監督員とは、「いわき市水道局工事請負契約約款」第9条に基づき通知された者をいう。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」（建築関係工事においては、標準仕様書等に定める「監督職員の立会い等」）を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して確認するものである。

確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督員へ提出（図1-1※1）する。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

実施手順	受注者の実施項目
施工計画書	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目
機器の準備	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等） ・Web会議システム等
遠隔臨場による 段階確認等の実施	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施（※1）

図1-1 受注者の実施項目

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器を用いて、Web会議システム等を利用することにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することができるものとする。なお、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認等を実施する。

(1) 段階確認

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができます。

(2) 材料確認

工場製作工(共通)において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・ 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・ 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

1.3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員等の確認を受けなければならない。

- 1)適用種別
- 2)使用機器と仕様
- 3)段階確認等の実施

【解説】

(1)適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目(建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」)を適用する「工種・確認項目」)を記載する。

(2)機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を記載する。

1)動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器と仕様

現場(臨場)にて使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器と仕様を記載する。

2)Web会議システム等

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)を監督員等へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

(3)段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」(建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」)の実施方法を記載する。

1.4 監督員等による監督の実施項目

監督員等による監督の実施項目は、本実施要領に添付している別表1～9の実施項目及び特記仕様書に記載された検査及び確認事項による。

【解説】 監督員等は、本実施要領に添付している別表1～9の実施項目及び特記仕様書「第3章 総則」「8 監督員による確認及び立会等」の欄に記載された検査及び確認事項の内容を確認及び把握するために、必要な資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また受注者は、監督員等が行う当該工事等の内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコン等の画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等で監督員へ提出(図1-2※2)する。

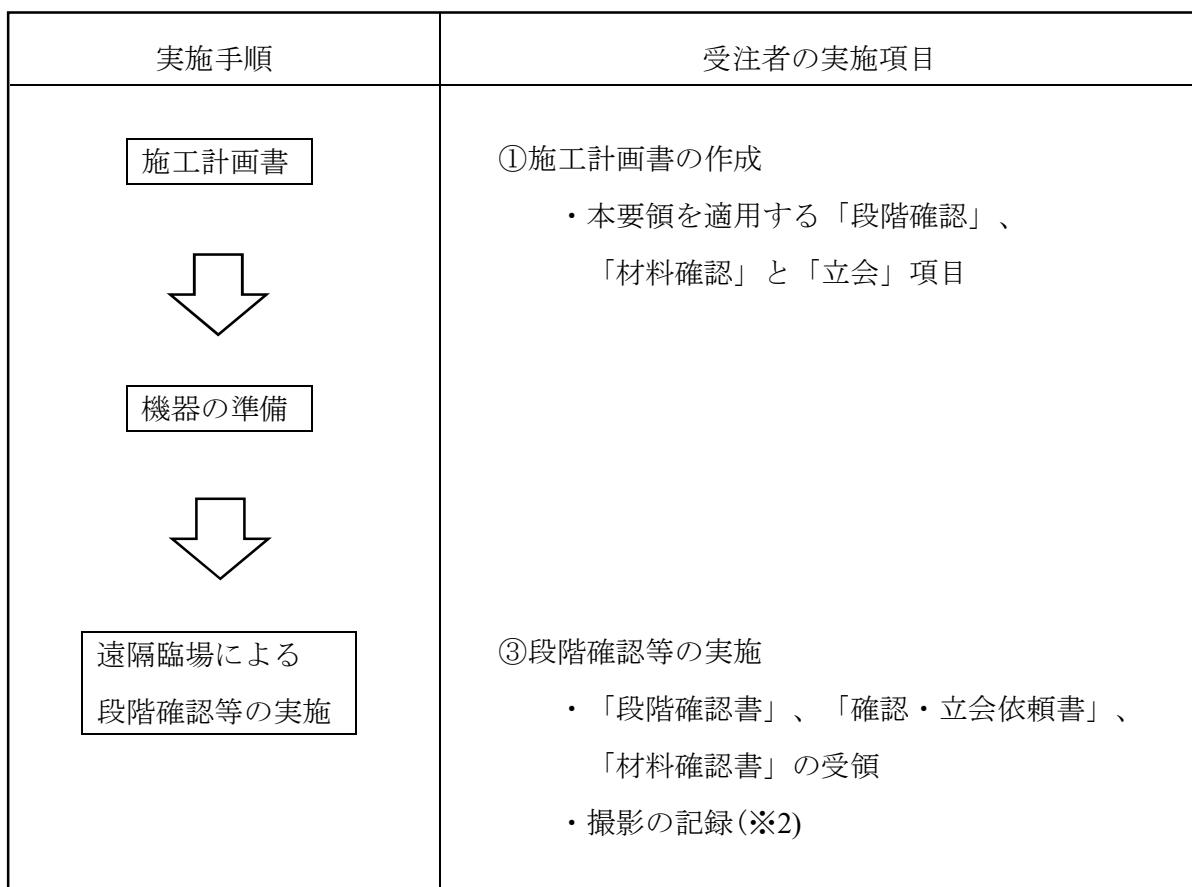


図1-2 監督員等の実施項目

2.遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。また、遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等は監督員等と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。仕様における参考数値を「6.1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値」に示す。但し、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間に協議の上、判断するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等がある場合、また特記仕様書等に資機材準備の別途記載がある場合にはこの限りではない。



3.遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員等に実施時間、実施箇所(場所)や必要とする資料等について、監督員等の確認を行う。なお、監督員等による確認・立会の実施時間は、監督員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員等が認めた場合はこの限りではない。

(1)段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を施工計画書等にて監督員等に提出しなければならない。また、監督員等から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

(2)立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督員等の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員等に提出しなければならない。

3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1)資機材の確認

受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等の仕様、通信状況等について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2)現場(臨場)の確認

現場(臨場)における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場(臨場)周辺の状況を伝え、監督員等は周辺の状況を把握したことを見える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げるなど、監督員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げるなど、監督員等による実施結果の確認を得ること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコン等の画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等で監督職員へ提出(図1-2※2)する。

4. 留意事項 等

4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、施工者及び監督員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

4.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

(2) 動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。

(3) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。

(4) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

(5) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。

(6) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議

を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(7)受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

(8)本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

5.費用算出方法

工事での遠隔臨場実施にかかる費用については、土木工事の場合、技術管理費に積上げし、「諸経費全般対象外 (#0040 1,1,5)」で計上すること。建築関係工事の場合、共通仮設費に積上げし、現場管理費、一般管理費等の対象とする。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーション：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ②撮影機器の設置費(移設費)
- ③通信費
- ④その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

※建築関係工事については、「③通信費」は現場管理費の率計算で計上するため、共通仮設費への計上は不要。

6.参考資料

6.1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値

表 6-1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル(1チャンネル)以上	
	スピーカ：モノラル(1チャンネル)以上	

表 6-2 Web会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5 Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR)：平均 1 Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 6-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

項目	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。）

発注者の標準的な通信環境の仕様を示す。下記表を参考にし、発注者の通信環境を確認すること。

表 6-4 発注者の標準的な通信環境の仕様

項目	仕様
通信プロトコル方式 及びポート番号	T C P 80、443 U D P なし
利用環境	O S Windows10
	ブラウザ Microsoft Edge
アプリケーション	アプリケーションのインストールは原則行えません。

6.2 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、別表1～3（建築関係工事においては、別表7～9）を参考に、適用する工種・確認項目を選定すること。

6.3 確認項目の適用性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表1～3に示す。

○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目

なお、適応性は、国がこれまで実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果（アンケート調査結果）より整理されたものであり、「○：汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（AI等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表1～3を参考とする。但し、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

なお、建築関係工事においては、遠隔臨場への適応性を別表7～9に示す。

別表1. 遠隔臨場に関する段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度	遠隔臨場適応性
準備工	管割・法線 (中心線)	管布設工事前	1. 布設位置の確認 2. 管割(施工図)の確認 3. 仕切弁、空気弁等の位置	当初及び変更時	○
	配管材料	材料使用前	1. 数量、品質 2. 製造年度 3. 日水協の刻印 4. 養生方法	当初及び変更時	×
	埋戻材	工事前	購入土、骨材の品質	1回以上/1工事	×
施工体制	各種標識	工事前	1. 建設業の許可票 2. 施工体系図 3. 建退共加入標識	1回以上/1工事	○
安全管理	安全施設	工事前	工事名表示板、道路占用、 使用許可条件	1回以上/1工事	○
	各種標識	工事前		1回以上/1工事	○
	交通誘導員	施工中		1回以上/1工事	○
配管工	布設位置	管布設後	1. 基準箇所からの離れ 2. 土被り	100mに1回 箇所毎に1回	○
	管接合工	施工中	1. 接合状況 2. 締付トルク 3. ゴム輪の出入り(継手チェック) 4. EF接合状況 5. 融着面の清掃、切削	1回以上/1工事	○
	不斷水穿孔工	試験後	水圧試験	1回/1箇所	×
	水圧試験	試験後	水圧試験	1回/1箇所	×
	挿口加工 管端防食処理 ボリエーションスリーブ (溶剤浸透防護 スリーブ)	施工中	加工・処理状況	1回以上/1工事	○
	管表示テープ	施工中	粘着テープによる固定間隔	1回以上/1工事	○
	カーティングワイヤー	施工中	粘着テープによる固定間隔	1回以上/1工事	○
	仕切弁、空気弁、 消火栓	施工後	1. キャップの中心位置 2. 弁の中心位置	1回以上/1工事	○
	床掘	床掘後	幅、深さ	1回以上/1工事	○
配管土工	砂基礎	施工後	厚さ	1回以上/1工事	○
	埋戻	施工中	砂、碎石の層厚	1回以上/1工事	○
	路盤工	施工中	層圧	1回以上/1工事	○
	仮復旧工	施工後	擦り付け、仕上り状況	1回以上/1工事	×
	簡易土留工	施工前、中	1. 矢板長 2. 施工延長	1回以上/1工事	○
管路工事完了確認	管布設工事後	舗装復旧前	1. 弁類の据付等 2. 舗装本復旧の幅員等	1回/1工事	×
舗装工	路盤工	施工完了時	幅、厚さ ※3点管理を行う。	200mに1箇所 箇所毎に1回	○
	乳剤散布	施工完了時	乳剤散布状況	200mに1箇所 箇所毎に1回	○
	養生砂	施工完了時	乳剤散布量	1回以上/1工事	○
	表層、基層	舗設時	養生砂掃取状況	1回以上/1工事	○
			1. 使用材料 2. 敷均締固状況 3. 舗設温度	1回以上/1工事	×

※上記は、開削工法による一般的な水道工事を対象にしたものであり、これにより難い場合は、福島県土木部工事監督員執務綱 段階確認一覧に準じるものとする。

※「確認の頻度」は確認頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、監督員と協議し設定する。

※確認の方法は、原則立会いとするが、やむを得ず机上となる場合は確認に必要な管理記録、写真等の資料(社内検査結果を含む)の提出を求めるものとする。

別表1. 遠隔臨場に関する段階確認一覧表(設備工事編)

種 別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度	遠隔臨場適応性
準備工	機器、材料	使用前	1.材料仕様書、試験成績書 2.機器製作仕様書	当初及び変更時	-
施工体制	各種標識	工事前	1.建設業の許可票 2.施工体系図 3.建退共加入標識	1回以上/1工事	○
安全管理	安全施設	工事前	工事名表示板、道路占用、 使用許可条件	1回以上/1工事	○
	各種標識	工事前		1回以上/1工事	○
	交通誘導員	施工中		1回以上/1工事	○
電気設備工	各種機器製作工	工場製作完了時	設置位置、外観、構造、 形状寸法、機能試験	1回以上/1工事	×
	電力設備(動力、 構内配電線路設備)			1回以上/1工事	×
	受変電設備			1回以上/1工事	×
	自家発電設備	施工中、現場 据付完了時	設置位置、外観、据付状況、 機能試験	1回以上/1工事	×
	通信・情報設備			1回以上/1工事	×
	中央監視制御設備			1回以上/1工事	×
	テレメータ設備工			1回以上/1工事	×
機械設備工	施設機械製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、 機能試験	1回/1箇所	×
		現場据付完了時	設置位置、外観、据付状況、 機能試験	1回/1箇所	×
	ポンプ製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、 機能試験	1回以上/1工事	×
		現場据付完了時	据付位置、外観、据付状況、 機能試験	1回以上/1工事	×
	塗装工	施工完了後	素地調整外観、塗装外観、 付着量確認	1回以上/1工事	×
	溶接工	施工完了後	溶接部の外観、欠陥の有無、 放射線透過試験、浸透探傷試験	1回以上/1工事	×
	配管工	施工中	配管据付位置、接合方法、 配管支持等の状況	1回以上/1工事	○
		施工完了後	水圧試験	1回/1箇所	×
総合試験 運転	据付完了後の設備全体	供用前	設備全体の総合試験運転、 保護装置試験	1回/1工事	×

※これにより難い場合は、福島県土木部工事監督員執務綱 段階確認一覧に準じるものとする。

※「確認の頻度」は確認頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、監督員と協議し設定する。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/7

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工 ※ 2		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
掘削工 ※ 2		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 3	○
掘削工 ※ 2		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 4	△
道路土工事(路床 盛土工) 舗装工(下層路 盤)		ブルーフローリング 実施時	ブルーフロー リング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料 (サンド)	○
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料 (ペーパー)	○
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	打込長さ	○
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	施工位置	○
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	杭径	○

※ 1：仮設道路、仮桟橋工、仮締切工、土留工等

※ 2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※ 3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 4：変化位置を打音検査等により確認する場合

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

別表 1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/7

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
締固め改良工	サンドコンパクションパイ尔	施工時	使用材料	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイ尔	施工時	打込長さ	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイ尔	施工完了時	基準高	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイ尔	施工完了時	施工位置	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイ尔	施工完了時	杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌、高压噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイ尔	施工時	使用材料	○
固結工	粉体噴射攪拌、高压噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイ尔	施工時	深度	○
固結工	粉体噴射攪拌、高压噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイ尔	施工完了時	基準高	○
固結工	粉体噴射攪拌、高压噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイ尔	施工完了時	位置・間隔	○
固結工	粉体噴射攪拌、高压噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイ尔	施工完了時	杭径	○
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	○
固結工	薬液注入	施工時	深度	○
固結工	薬液注入	施工時	注入量	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	変位	○

別表 1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
矢板工(仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	使用材料	○
矢板工(仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	長さ	○
矢板工(仮設を除く)	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工(仮設を除く)	鋼管矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工(仮設を除く)	鋼管矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	打込完了時(打込杭)	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時(中堀杭)	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	施工完了時(中堀杭)	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	施工完了時(中堀杭)	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、 鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/7

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭.大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
深礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 1	○
深礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	△
深礎工		掘削完了時	長さ	○
深礎工		掘削完了時	支持地盤	△
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
深礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
深礎工		施工完了時	基準高	○
深礎工		施工完了時	偏心量	○
深礎工		施工完了時	径	○
深礎工		グラウト注入時	使用材料	○
深礎工		グラウト注入時	使用量	○

※ 1:変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 2:変化位置を打音検査等により確認する場合

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目
△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表 1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 5/7

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	施工位置	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 1	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	○
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	○
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	○
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	○
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 6/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	幅	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	延長	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	○
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	○
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
重要構造物 ※ 1		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
重要構造物 ※ 1		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	○
重要構造物 ※ 1		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 3	△
重要構造物 ※ 1		床掘削完了時	支持地盤(直接地盤)	△
重要構造物 ※ 1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物 ※ 1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物 ※ 1		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○

※ 1: 函藻工(樋門・樋管を含む)、躯体工(橋台)、R C 躯体工(橋脚)、橋脚フーチング

工、R C擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※ 2:変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 3:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 7/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
躯体工、R C 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	寸法	○
桁製作工 ※ 2		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※ 2		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※ 2		P C 鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料	○
桁製作工 ※ 2		P C 鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 3	△
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト打ち込み本数	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト打ち込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

※ 1: ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、P C ホロースラブ製作工、P C 版桁製作工、P C 箱桁製作工、P C 片持箱桁製作工、P C 押出し箱桁製作工、床版・横組工

※ 2: 変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 3: 変化位置を打音検査等により確認する場合

別表2. 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	試験項目	適応性
全般	J I S 規格製品	資料確認	○
セメントコンクリート製品	レディーミクストコンクリート	外観試験	○
		強度試験	圧縮強度 ○
		強度試験	曲げ強度 ○
		スランプ試験	○
		スランプフロー試験	○
		空気量	○
		塩化物含有量	○

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

別表3.遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/4

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
土工	河川土工・海岸 土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩 の分類	地山の土及び岩の分類は、表 2-1 によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土及び岩 の分類	地山の土及び岩の分類は、表 2-1 によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区 画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥がれ生じないものとする。 なお、受注者は表 2-27,表 2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗 装補修工	アスファルト注 入材 材量の使用量の 確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前 の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 (1)工法関係 ①注入圧②注入速度③注入順序 ④ステップ長 (2)材料関係 ①材料(購入・流通経路等を含む) ②ゲルタイム③配合	△
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検 査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理 工	植栽樹木の植替 え	3)枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/4

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭(鉛)の設置位置	受注者は、境界杭(鉛)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならぬ。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	○
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
砂防堰堤	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭(鉛)の設置位置	受注者は、境界杭(鉛)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
斜面対策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。 ただし、検尺の方法について監督員が受注者に指示した場合には、この限りではない。	○
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督員の指示に従い第8編 1-3-5 岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督員の再確認を受けなければならない。 (1)基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合、 (2)基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときに、原石としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督員の確認を受けなければならない。	○

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 3/4

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設備設置	一般事項	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	パイプクーリング工	冷却工	冷却完成後の処置	(2)受注者は、継目グラウチングを行った後、監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督員の確認を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督員の承諾を得なければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行こない、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	注入	(1)受注者は、すべての準備が完了し、監督員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	○
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督員の立会を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 4/4

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類について、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	△
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	(3)枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上、行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	△
トンネル (NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	△

別表4. 実施対象表(標準仕様書等による実施対象)(建築工事編)

項目	章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1章 各章共通事項	1.4.5«1.4.5»(1.4.5)材料の検査に伴う試験 1.5.7«1.7.7»(1.5.7)[1.6.5] 施工の立会い	
監督職員と協議	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8«1.1.8»(1.1.8)[1.1.8] 疑義に対する協議等 1.2.4«1.2.4»(1.2.4)[1.2.3] 工事の記録等 1.3.6«1.3.6»(1.3.6)品質管理 1.3.7«1.3.7»(1.3.7)[1.3.6] 施工中の安全確保 1.3.11«1.3.12»(1.3.11)[1.3.10] 発生材の処理等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.6«1.3.6»(1.3.6)品質管理 1.4.4«1.4.4»(1.4.4)材料の検査等 1.5.5«1.7.5»(1.5.5)[1.6.4] 施工の検査等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1章 各章共通事項	1.1.7«1.1.7»(1.1.7)関連工事等の調整	

注)表内の番号は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版、公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版及び建築物解体工事共通仕様書・令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版、()内は公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版、〔 〕内は建築物解体工事共通仕様書・令和4年版の項目番号を示す。

別表5. 実施対象表(標準仕様書等による実施対象)(電気設備工事編)

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.5«1.6.6»施工の立会い	
	第2編~各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8«1.1.8»疑義に対する協議等 1.2.4«1.2.4»工事の記録等 1.3.4«1.3.4»品質管理 1.3.5«1.3.5»施工中の安全確保 1.3.9«第9節»発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編~各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4«1.3.4»品質管理 1.4.4«1.4.5»機材の検査等 1.5.3«1.6.4»施工の検査等	
監督職員の検査	第2編~各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7«1.1.7»関連工事等の調整	

注)表内の番号は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版の項目番号を示す。

別表 6. 実施対象表(標準仕様書等による実施対象)(機械設備工事編)

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.6«1.6.7»施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8«1.1.8»疑義に対する協議等 1.2.4«1.2.4»工事の記録等 1.3.4«1.3.4»品質管理 1.3.5«1.3.5»施工中の安全確保 1.3.9«第5章 第1節»発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4«1.3.4»品質管理 1.4.5«1.4.5»機材の検査等 1.5.4«1.6.5»施工の検査等	
監督職員の検査	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7«1.1.7»関連工事等の調整	

注)表内の番号は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版の項目番号を示す。

別表 7. 確認項目(建築) 1/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
【材料及び仕上見本の検討】						
鉄骨工事	製品：製作精度	材質、主要寸法(長さ、幅、厚さ等)、ボルト孔、スリーブ、手金貫通孔の位置・寸法		○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	製品：製品検査	溶接状況、摩擦面の状況、開先の形状等		△	触感に頼る確認・判断が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
タイル工事	材料 (セラミックタイル)	規格、種類、色調(型番)、形状、寸法、裏あしの高さ(JIS A 5209)、JIS適合品、耐凍害性、耐滑り性		○		確認事項・方法を明確にする
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り(敷地境界)	境界石の位置、境界		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り(敷地境界)	建築物等の位置		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：ベンチマーク	設置状況／高さ		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：遣方	水平基準高さ／基準墨		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
土工事	根切り等：根切り	根切り底の深さ及び状態、支持地盤(土質等)		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能
地業工事	既製コンクリート杭 地業：セメントミルク工法(試験掘削・試験杭)	支持層の確認、掘削径、掘削深さ、施工時間、根固め液の調合の確認、根固め液及び杭周固定液の注入量、建込み中の鉛直度並びに杭頭の高さの確認、アースオーニガに付着している土砂の確認／掘削深さ、杭の支持層への根入れ深さ、杭の水平方向の位置ずれ寸法、杭の建込みの状況		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能
	場所打ちコンクリート杭 地業：工法(アースドリル工法、リバース工法、オールケーシング工法、場所打ち鋼管コンクリート工法、杭底工法) (試験杭)	位置、種類、掘削中の孔壁の保持状況、泥水又は安定液の品質管理、掘削深さ、掘削形状、支持層の確認、スライム沈着状況と処理方法、鉄筋かごの設置状況、コンクリートの打込み方法、コンクリートの投入量、施工時間の確認、掘削速度等の変化、掘削した土砂の照合、杭の支持層への根入れ深さ、支持層の確認		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能

別表 7. 確認項目(建築) 2/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応 域	理由	留意点
地盤工事	試験：杭の載荷試験 (試験計画書) (試験杭)	杭の状況、載荷荷重、特記事項(位置、本数)		○		確認事項・方法を明確にする
地盤工事	試験：地盤の載荷試験 (平板載荷試験) (試験計画書)(試)	載荷荷重、試験位置		○		確認事項・方法を明確にする
鉄筋工事	鉄筋：工法 (加工・組立)	種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径／継手、定着、フック／かぶり厚さ／補強、鉄筋の保護、養生		○		確認事項・方法を明確にする
コンクリート工事	コンクリート：工法 (打込み後の確認等)	欠陥(コンクリートの有害なひび割れ及びたわみ、空洞、豆板、コールドジョイント等)の有無の確認		▼	網羅的な確認が困難	欠陥箇所特定した後の確認であれば可能解像度の検討を行う
コンクリート工事	型枠：型枠の加工及び組立 (組立)	主要墨／部材断面／建入れ／通り／階高／勾配(型枠で勾配をとる場合)	コンクリート打放し仕上の場合	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	高力ボルト接合：締付け後の確認(トルシア型高力ボルト)	ピンテールの破断、マーキングのずれによる共回り・軸回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	高力ボルト接合：締付けの確認(JIS型高力ボルト)	マーキングのずれによる共回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	溶接接合：溶接部等の確認(溶接着手前)(溶接作業中)(溶接完了後)	溶接着手前(隙間、食違い、ずれ、ルート間隔、開先角度及びルート面の加工精度等、組立溶接、溶接部の清掃の良否、余熱、エンドタブの取付け状態、完全溶込み溶接を行う技能資格者の識別)、溶接作業中(溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、バス間温度、各層間のスラグ清掃、裏はつりの状態)、溶接完了後(ビード表面の製否、ピット、アンダーカット、クレーター等の状態、溶接部の寸法、内部欠陥)	一工程施工段階	△	仕上がり具合の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	工事現場施工(建方等)(建方)	建方精度、組立順序、建方中の構造体の補強の要否、仮組立、建入直し、建方完了後の形状及び寸法精度		○		確認事項・方法を明確にする
石工事	各種工法(下地ごしらえ)	鉄筋、アンカー、取付け金物、銷止め	ホール等重要部位の石張りの場合	○		確認事項・方法を明確にする
石工事	各種工法(取付け)	取付け金物、裏込めモルタル、目地、だぼ等の固定	ホール等重要部位の石張りの場合	○		確認事項・方法を明確にする
タイル工事	セメントモルタルによるタイル張り、有機系接着剤によるタイル張り：施工(張付け)	精度	計測記録により検査、外観目視検査	▼	仕上がり精度の確認は困難	計測記録による確認は可能解像度の検討を行う
左官工事	モルタル塗り、せっこう プラスター塗り：工法(上塗り)	平たんさ、むら、塗厚	外壁、一工程施工段階	▼	平たんさ、むらの確認は困難	使用量(空袋等)による塗厚の確認は可能解像度の検討を行う
左官工事	仕上塗材仕上げ：工法、所要量等の確認	工程ごとの所要量、模様、色、つや等	目視検査	▼	出来映えの確認は困難	使用量(空袋等)による塗厚の確認は可能解像度の検討を行う
建具工事	建具：工法(加工及び組立、取付け)	位置、開き勝手、アンカー、溶接箇所、防銷	特殊な建具の場合	○		確認事項・位置を明確にする
建具工事	ガラス：工法(ガラスの切断、小口処理、ガラスのはめ込み)	切断面、小口の防銷処置、シーリング材、ガスケット、セッティングブロック／掛り代	特殊ガラス、デザイン上重要なものの場合	○		確認事項・位置を明確にする

別表7. 確認項目(建築) 3/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：取付け (躯体付け金物)	強度、精度(寸法許容差)		○		確認事項・位置を明確にする
カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール：取付け (主要部材)	精度(寸法許容差)、本留め、溶接後の銷止め、耐火被覆、防火区画等の処理		○		確認事項・方法を明確にする
カーテンウォール工事	P Cカーテンウォール：製作	鉄筋の組立、かぶり厚さ、吊上げ用金物・取付け用金物回りの補強		○		確認事項・方法を明確にする
カーテンウォール工事	P Cカーテンウォール：取付け (躯体付け金物)	強度、精度(寸法許容差)		○		確認事項・方法を明確にする
カーテンウォール工事	P Cカーテンウォール：取付け (主要部材)	精度(寸法許容差)、本留め、溶接後の銷止め、耐火被覆、防火区画等の処理		○		確認事項・方法を明確にする
塗装工事	各種塗料塗り	表面仕上り、色、模様、むら、塗り回数、塗付け量、膜厚		▼	色、模様、むらの確認は困難	使用量の確認は可能(塗付け量・膜厚) 解像度の検討を行う
内装工事	ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り：施工	表面仕上げ		▼	仕上がり状態の確認は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	カーペット敷き：工法 (各種工法)	敷き込み、割付け、毛並みの方向		▼	仕上がり状態の確認は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法(ボード類、合板等の張付け)	留付け用ねじ類の間隔、目地通り、不陸、目違い		▼	不陸、目違いの確認は困難	計測による確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法(せっこうボード直張り工法)	接着剤の間隔・盛上げ高さ、仕上げ面		▼	仕上がり状態の確認は困難	計測による確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法(せっこうボード縫目処理工法)	下塗り及びテープ張り、中塗り、上塗り		▼	仕上がり状態の確認は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う

別表8. 確認項目(電気設備) 1/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
配管・配線工事	施工：ケーブルラックの敷設 (その他)	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	広範囲及び詳細の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管・配線工事	施工：バスダクトの配線 (敷設)	支持間隔、エキスパンションダクト、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工事	施工：バスダクトの配線 (接続)	防火区画貫通部の処理、ボンディング	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工事	施工：電線の接続	接続方法及び状態、絶縁処理方法及び状態、機器端子との接続、締付け、ケーブルの分岐接続、接続箇所の点検方法、ボックス内収容心線数、配管等の耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
電灯設備工事	施工：照明器具の取付及び配線	支持方法・支持本数、振止め、脱落防止・耐震処置、ダウンライト器具の質量による支持方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管・配線工事	施工(電力・通信)：照明器具の取付及び配線(配線・接続)	器具内配線処理、外部配線との接続、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工事	施工(電力・通信)：分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(位置・納まり)	取付位置・高さ、埋込盤における壁との納まり、操作・保守点検スペース、非常照明用分電盤の配線用遮断器の高さ(1.2m以下)キャビネットの傾き	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工事	施工(電力・通信)：分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法、部品の取付方法、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工事	施工：調整・その他 (総合調整)			▼	詳細な確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
架空配線工事	施工：架空配線 (建柱)	建柱位置、根入れ深さ、根かせ位置・取付け方向、支線・支柱の取付状態(根開き、根かせ)、支線ガードの要否、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
架空配線工事	施工：架空配線 (架空)	架空配線高さ、相互の離隔、工作物等との距離、電線接続及び接続位置、ちょう架の方式、ケーブル支持間隔、接地、端末処理、引込口の防水処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
地中配線工事	施工：地中配線 (管路の敷設)	埋没深さ、管相互の間隔等ふ設状態、ガス、水道管との離隔、管の防食処理、建物への配管引込み箇所の防水・防食処理及び耐震処理、埋設標識シートの布設と表示内容、埋設標の種別・位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
地中配線工事	施工：地中配線 (ケーブルの敷設)	種別・サイズ、通線方法、マンホール・ハンドホール内でのケーブル支持・余長、管路口の防水処置、水抜穴、ケーブルの用途及び行先表示、マンホール・ハンドホール内でのモールド接続、高圧ケーブル端末処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表8. 確認項目(電気設備) 2/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
接地工事	施工：接地線の敷設 (接地極の埋設)	位置・深さ、他の接地極との離隔、接地線との接続、ガス配管等との離隔、抵抗値	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
接地工事	施工：接地線の敷設 (接続)	接地線相互、接地線と接地極との接続、異種金属間の接続、突針と導線との接続、導線と鉄骨・鉄筋等との接続、棟上導体と周辺の金属製工作物の接続、水切金物の水切状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
雷保護設備工事	施工：受雷部の敷設	取付位置・高さ、保護角・保護範囲、支持管の取付状態、導体の太さ・幅・厚さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
雷保護設備工事	施工：引下げ導体の敷設	支持方法・支持間隔、電力・通信線、ガス管との離隔、棟上げ導体の種別・位置・保護範囲、伸縮継手	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(受変電)：機材の検査 (受変電設備機器)	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)、表面の色彩、導電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、リフタ(多段積高圧スイッチギアのみ)、付属品、高圧充電部の保護		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工(受変電)：受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工(受変電)：受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(受変電)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性(標仕「機材の試験」による)		▼	騒音、機能試験、継電器特性の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	機材(特別高圧受変電)：機材の検査 (特別高圧受変電機器)	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)、表面の色彩、導電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、付属工具、高圧充電部の保護		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工(特別高圧受変電)：受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	施工計画、設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工(特別高圧受変電)：受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表8. 確認項目(電気設備) 3/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
機器取付工事	施工(特別高圧受変電)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性(標仕「機材の試験」による)		▼	騒音、機能試験、継電器特性の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	直流電源機器・静止形電源機器の据付け(支持・固定)	設置位置、支持・固定方法、状態、耐震・防振装置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(電力貯蔵装置)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	標仕「施工の試験」による		▼	機能試験の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	施工(静止形電源設備)：太陽光発電装置・据付け及び配線(支持・固定)	支持・固定方法・耐震処置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(静止形電源設備)：調整・その他	共仕「施工の標準試験」による確認		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、熱供給発電装置)(発電設備機器)	発電機・原動機の形式・構造・定格・性能、外観・表示、始動装置・停止装置の方式・構造・性能、共通台板の形式・構造・耐震処置、配電盤の形式・構造・規格・計測器具、保安装置の項目、燃料小出槽・主燃料槽の形式・構造容量、消音器の形式・性能・外観、予備品等(排熱回収装置は、機械設備標仕による)		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(太陽光発電装置)(太陽電池ジャーペル)	形式・性能・JIS		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(太陽光発電装置)(フレイ)	形式・性能・JIS・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(太陽光発電装置)(接続箱)	形式・性能・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(太陽光発電装置)(ワリコンデイショナリ及び系統連系保護装置)	形式・性能・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(発電装置)：機材の検査(風力発電装置)(発電設備機器)	風力発電装置、風車・発電機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、監視制御装置・計測装置・保護装置は製造者標準・系統連系の有無、諸装置は製造者標準・設置条件		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電機)(位置・納まり)	設置位置、配列状態、耐震処置、操作点検スペース、水平調整、保有距離、通気・換気状態、騒音	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電機)(支持・固定)	支持・固定方法、状態、防振支持、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表8. 確認項目(電気設備) 4/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(太陽光発電装置) (位置・納まり)	設置場所・十分な構造・耐候性、保守点検スペース(太陽電池モジュール)、保守容易取替え可能	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(太陽光発電装置) (支持・固定)	支持・固定方法・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(風力発電装置) (位置・納まり)	設置場所・十分な構造(自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃)、耐候性		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(発電装置)：据付け(風力発電装置)(支持・固定)	基礎工事は、標仕第1編「一般共通事項」(土工事、地業工事、コンクリート工事)による		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(発電装置)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	標仕「施工の試験」による		▼	騒音、機能試験の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	機材(通信・情報)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	構造試験、性能試験、機能試験		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(通信・情報)：通信設備機器類の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法・状態、部品の取付状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(通信・情報)：調整・その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、UTPケーブルの伝送品質測定		▼	総合動作試験の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	施工(通信・情報)：防災設備機器類の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法・状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材(中央監視制御)：機材の検査(監視制御装置)	形式・構造・表示・寸法(監視操作装置・信号処理装置・記録装置)、形式・構造・規格・機能・容量・表示(印字)速度・停電補償、伝送装置・伝送方式、グラバネ・CRT、プリンタ等の表示(ドット式・写真式)項目、印字数・印字速度		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(中央監視制御)：据付け及び配線(支持・固定)	卓上機器の置台の移動、転倒防止・耐震処置、卓上機器の落下防止・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工(中央監視制御)：調整・その他(測定及び試験)	機能試験		▼	総合動作試験の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能

別表9. 確認項目(機械設備) 1/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
配管工事	施工：配管一般 (主管の分岐又は合流)	分流・合流部分の継手種類及び流れ方向の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	床転がし配管以外は困難な場合がある 上向きの場合に十分な照度を確保する	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (建物導入配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (建物エキスパンションジョイント部配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (伸縮管継手)	伸縮管継手及び固定点の位置及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (絶縁継手)	絶縁の方法、設置箇所、継手仕様		△	接合状態の確認が困難な場合がある 配管の裏側などは鏡を用いるなど撮影方法を明確にする 照度と解像度を確保する	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：冷温水・冷却水・給水配管(エア抜弁)	必要箇所の確認		○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：排水配管 (間接排水)	必要箇所・排水口空間の確認		△	排水口空間の確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の異物の除去、管端面の養生	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	接合状態の確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：ねじ接合	ねじの良否・ねじ山の異物の除去、締め付けの程度 管端面の処理、管端コアの確認 ねじ部の密封処理、使用工具、チャック損傷部の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付けの程度の確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：フランジ接合	均等な締め付け、溶接の場合両面の溶接、管端面の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：溶接接合	溶接方法、溶接資格者、開先加工、仮付け、溶接材料、ピート状態、溶接部の検査	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	ピート状態の確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：鋼管の接合 (ハサシング形管継手による接合)	規格、均等な締め付け、接合用加工部・リング溶接加工部及び管端シール面の防錆処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：排水鋼管用可とう継手(MDジョイント)接合	管端部の防錆処理、部品の装着、差込み長さ、ボルト・ナットの締め付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付けの確認が困難な場合がある 解像度の検討を行う	確認事項・方法を明確にする

別表9. 確認項目(機械設備) 2/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
配管工事	施工：メカニカル接合	使用工具、差込み長さ、かしめ、ゴム輪の挿入、均等な締め付け、継手形式ごとの製造者の施工標準による接合	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：差込接合	接着部の研磨、フラックスの除去、ろうの種類	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピットやPS内の照度を確保する
配管工事	施工：接着接合	差し込み長さ、ぱりの除去、接着剤の均一な塗布、保持時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピットやPS内の照度を確保する
配管工事	施工：熱融着、電気融着接合	給水装置に該当する場合は水道事業者の定める接合管の切断、差し込み長さ、養生時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	差し込み長さの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：ソケット接合	ゴム輪の挿着、差し込み長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	差し込み長さの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：異種管の接合	設置箇所、接合方法		○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：機器廻りの配管(支持及び固定)	配管支持及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：勾配	配管の種別による勾配、勾配方向、水抜き及び空気抜きの位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：吊り及び支持(インサート)	材質、埋込み深さ、許容荷重、くぎの切断	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：吊り及び支持(支持)	支持間隔、支持方法、形鋼振れ止め、固定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：吊り及び支持(支持受け)	配管材・流体による適合、損傷防止	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：コンクリート埋設(熱伸縮を伴う管)	伸縮緩衝材の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：土中埋設(埋設表示)	埋設表示テープの有無、埋設深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：土中埋設(埋設深さ)	埋没深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表9. 確認項目(機械設備) 3/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
配管工事	施工：土中埋設 (防食処置)	配管の種別に応じた防食方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (防火区画の貫通)	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 照度や解像度を確保する
関連工事	施工：土中埋設 (埋め戻し)	埋め戻し土	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	土質の判断確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 土質の確認が映像のみができるか事前合意を行う
ダクト工事	施工：一般事項 (本体)	寸法、形状、板厚	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：一般事項 (湾曲部等、拡大縮小部)	内側半径、傾斜角度の確認 案内羽根、整流板の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：一般事項 (シール)	多湿箇所の排気ダクトのシール	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：一般事項 (防火区画等貫通部)	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	防火ダンパーの有無は可能、隙間処理は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
ダクト工事	施工：一般事項 (厨房排気ダクト)	ダクト内部の点検の可否		○		確認事項・方法を明確にする 照度を確保する
ダクト工事	施工：アングル工法、コーナーボルト工法	ダクト折返し部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクト複合部のシールの確認、フランジの最大間隔補強間隔、リブの有無、補強材の取付法(リベット、溶接)吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の要否	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
ダクト工事	施工：スパイラルダクト	ビス本数、ダクト用テープ、継手の外面部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクトを貫通する部分のシール確認 吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の要否	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：フレキシブルダクト	使用部位、差込長さ、曲げ状態(有効断面の確保)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (チャンバー・吹出口・吸込口ボックス)	寸法・板厚 空調機に取付けるものにあっては点検口及び温度計取付座の有無、内貼り材の規格及び施工順序の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (排気フード)	吊り金物の位置、間隔	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する

別表9. 確認項目(機械設備) 4/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (風量測定口)	取り付け個数、取り付け位置、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダンパー (防火・防煙・防火防煙ダンパー)	火災時に脱落のない取付か否か(吊りボルトの本数) ヒューズの検査及び取り替えスペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダンパー (風量調節ダンパー)	操作スペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：定風量ユニット・変風量ユニット	吊り、支持、取付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置、直間部の長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
保温工事	施工：保温一般	見映え 保温材の合せ目及び継目状態、屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シールの状態、鉛の取付け数、保温厚さ、施工順序	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
塗装工事	施工：塗装一般	下地の処理及び防錆 塗装種別及び塗り回数 見映え	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	見映えの確認は困難	処理や防錆、塗装種別塗り回数の確認は可能
機器据付工事	施工：一般事項 (コンクリート基礎)	位置、寸法、配筋、調合、排水溝の有無、基礎本体と建物躯体との結合基礎ボルト、ストッパーの位置、寸法及び材質、防振材、基礎ボルト、ストッパー取付部の基礎厚さ及び隅角部、辺部からの打設距離基礎据付面の水平度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：一般事項 (機器及び器具本体)	離隔(他の機器との距離)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 照度を確保する
機器据付工事	施工：ボイラー (鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・小型簡易ボイラー・簡易貫流ボイラー・鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、離隔の有無・方法 組立 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態ボイラー内部の洗浄・清掃 付属品の取付け状態・配管支持(油管)・防油提(油だきの場合)		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器据付工事	施工：ボイラー (地震感知器)	取付状態(建物主要構造部)及び状態 (固定、垂直)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：温風暖房機	取付位置・状態(バーナー含む。)		○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：鋼板製煙道 (支持)	支持間隔、支持方法(吊りボルト・ブレケット・受台)、振れ止め、固定支持金物(ローラ) ばい煙濃度計及びばいじん量測定口、掃除口の位置 伸縮部及び壁貫通部の施工状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
機器据付工事	施工：温水発生機 (真空式温水発生機・無圧式温水発生機)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする

別表9. 確認項目(機械設備) 5/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
機器据付工事	施工：冷凍機 (チーリングユニット・空気熱源ヒートポンプユニット・遠心冷凍機・スクリュー冷凍機・吸収冷凍機・吸収冷温水機・吸収冷温水機ユニット)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態付属品の仕様及び取付けの有無		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：コージェネレーション装置 (原動機・発電装置・熱回収装置・制御盤)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態、付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：氷蓄熱ユニット (熱源機・氷生成装置・タンク・制御盤)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態、付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：冷却塔	据付(位置、水平)、離隔の確保(煙突、窓、ガラリガラリ等との距離)、基礎ボルトの締め付け状態付属品の仕様及び取付の有無		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：空気調和機 (ユニット形、コンパクト形、パッケージ形、マルチバッケージ形、ガスエンジンヒートポンプ式)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：送風機 (遠心送風機・軸流送風機・斜流送風機・消音ボックス付送風機・排煙機)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：ポンプ (空調用ポンプ・ボイラー給水ポンプ・真空給水ポンプユニット・オイルポンプ・揚水用ポンプ・小形給水ポンプユニット・水道用直結加圧形ポンプユニット・給湯用循環ポンプ・水中モーターポンプ・消火ポンプユニット)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：タンク (FRP製タンク・鋼板製タンク・ステンレス製タンク・貯湯タック・膨張タック・補給水タンク・消防用充水タンク・還水タンク・熱交換器・オイルタンク・オイルサービスタンク)	据付(位置、水平) 耐震強度(基礎ボルトの本数、径)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：衛生器具	取付状態(水平、垂直、固定、補強)、管との接続状態(バリ等の除去)、水栓、洗浄弁等の水量の調整	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	詳細な確認は困難	解像度の検討を行う
機器据付工事	施工：ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器	取付状態(固定)、運転状態(点火の良否、燃焼状態)、安全装置の作動状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする

別表9. 確認項目(機械設備) 6/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
機器据付工事	施工：貯湯式電気温水器	取付状態(固定) 付属品の仕様及び取付の有無	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：消火機器	扉の開閉方向、据付(位置、高さ、水平) 扉の開閉具合の良否作動の確認認定証(バルブ、ホース、減圧機構)、鑑定証等の確認	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：厨房機器 (流し・作業台・戸棚・棚・熱調理器・ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルレンジ・電気テーブルレンジ・揚物器(フライヤ)・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機・低温機器)	据付状態(配置、高さ、水平) 取付状態(固定) 運転状態(点火の良否、燃焼状態) 認証証票の貼付	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
自動制御設備工事	施工：試験調整 (自動制御設備の調整)	調整工程の確認、取付場所、取付方法の確認、各機器の結線の確認、各機器単位での調整、各制御ループごとの動作確認	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	▼	性能・機能試験の確認は困難	確認事項・方法を明確にする 計測による確認は可能
自動制御設備工事	施工：試験調整 (中央監視制御装置の調整)	幹線接続の確認及びリモート側入出力構成の確認、各監視ポイントの接続確認、中央監視盤、リモート盤及び周辺機器の電源投入、データファイルの投入及び確認、中央監視盤の画面構成及び周辺機器の表示確認、動力機器と連動動作確認、中央制御盤装置の各制御プログラムの作動確認	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	▼	性能・機能試験の確認は困難	遠隔なら現地・中央で監視できると同時に確認が可能確認 計測による確認は可能
ガス設備工事	施工：器具の取付(ガス栓・ガス漏れ警報器・ガスマータ一)	取付位置 設置位置	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ガス設備工事	施工：管の接合	接合方法 非破壊検査の適用箇所	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	△	接合状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
ガス設備工事	施工：配管	一般事項、支持・固定埋設深さ、防食処理	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：ケーシング	規格、材質、長さ、ケーシング継目の方 法、垂直度	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：スクリーン	長さ、設置位置及び構造	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：砂利充てん	天端深度、採水層粒子径	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：仕上げ (スワビング)	泥水濃度	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
し尿浄化槽設備工事	材料 (現場施工型)	規格、材質、寸法	同一の材料・機材・工法等で繰り返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表9. 確認項目(機械設備) 8/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
し尿浄化槽設備工事	施工：し尿浄化槽(土工事・地業工事)	掘削状況、捨コンクリート状況、砂利の状況、基礎コンクリート強度、厚さの確認、埋戻し状況	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
し尿浄化槽設備工事	施工：し尿浄化槽(ユニット形浄化槽)	本体設置、型式認定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
昇降機設備工事	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機)：機械室内機器(巻上機・電動機・盤類)・かご・乗場(かご室・乗場)・昇降路内機器(レール・レールブレケット)・安全装置・耐震施工	固定取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピット又は地下階の工事になる場合多いため、照度確保が必要
昇降機設備工事	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機)：電気配線(電線管・配線)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピット又は地下階の工事になる場合多いため、照度確保が必要
昇降機設備工事	試験(エレベーター・小荷物専用昇降機)：試運転	作動調整		▼	作動調整は困難	計測による確認は可能
昇降機設備工事	施工(エスカレーター)：構造体・駆動装置(踏段レール・チェーン)・踏段・欄干・乗降口・安全装置・耐震施工	固定取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピット又は地下階の工事になる場合多いため、照度確保が必要
昇降機設備工事	施工(エスカレーター)：電気配線(電線管・配線)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
昇降機設備工事	試験(エスカレーター)：試運転	作動調整		▼	作動調整は困難	計測による確認は可能
機械式駐車設備工事	施工：構造体(支柱、梁)	固定出入口の最小有効対策	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピット又は地下階の工事になる場合多いため、照度確保が必要
機械式駐車設備工事	施工：搬器・駆動装置(電動機、ブレーキ、伝動部、油圧パワーユニット)・安全装置・盤類(運転操作盤、電源盤、制御盤)	据付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ピット又は地下階の工事になる場合多いため、照度確保が必要
機械式駐車設備工事	施工：塗装(前処理、塗装種別、塗装回数、外観)	前処理、塗装種別、塗装回数、外観	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	詳細な確認は困難	解像度の検討を行う
機械式駐車設備工事	施工：電気配線(配線、ケーブル)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機械式駐車設備工事	試験：JISに準ずる試験等(各寸法)	各寸法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機械式駐車設備工事	試験：装置(試運転)	作動確認		▼	作動確認は困難	計測による確認は可能

別表9. 確認項目(機械設備) 8/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適応性	理由	留意点
医療ガス設備工事	一般事項	有資格者の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
医療ガス設備工事	機材：医療ガス供給装置	規格、材質	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
医療ガス設備工事	施工：機器・配管	据付状態 誤接続の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
医療ガス設備工事	試験：装置 (試運転)	作動確認		▼	作動確認は困難	計測による確認は可能
総合調整	総合：風量調整・作動確認	運転状態(各系統風量、排煙口、P D・S F D)		▼	風量試験、排煙口動作試験等は困難	計測による確認は可能
	総合：水量調整	運転状態(各系統流量)		▼	運転状態の確認は困難	計測による確認は可能
	総合：環境計測	運転状態(室内温度・湿度、浮遊粉塵濃度、風速分布、騒音、水質測定)		▼	騒音、風速分布等肌で感じる必要のある項目の確認は困難	計測による確認は可能
	個別：熱源機器類・ポンプ類・送風機類・空気調和類・冷却塔	運転状態(能力、振動、連動)		▼	作動時の振動・騒音の確認は困難	計測による確認は可能
	個別：自動制御	運転状態(調整、設定値、連動)		▼	総合機能試験の確認は困難	計測による確認は可能

建設現場等における遠隔臨場の実施にかかる事務手続

制定 令和7年4月1日

- 1 工事の規模及び現地の電波環境に基づき遠隔臨場の適用を判断する
- 2 遠隔臨場の適用を判断した場合には、**いわき市水道局特記仕様書**に遠隔臨場に係る記載事項が追記された特記仕様書を当該工事の契約図書に添付する
なお、「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に記載した実施項目以外の検査及び確認事項が必要な場合は、特記仕様書「**第2章 総則**」「**2-7 監督員による確認及び立会等**」の欄に必要事項を記載したもの添付する
- 3 費用については、現計予算の範囲内で行うものとする
なお、遠隔臨場の実施の選択は、受注者が契約後に判断し必要な機器類等を選定することになるので、発注時において5の費用の算出ができないため、当初設計においては計上しない
- 4 受注者が決定し、受注者から遠隔臨場の実施について申出を受けた場合には、実施することを前提に「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、必要な内容や措置を工事着手前に協議により確定させ、その内容を施工計画書に記載させる
- 5 受注者は、4での協議内容及び工事期間を通して実施する遠隔臨場で使用する①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）、②撮影機器の設置費（移設費）、③通信費（ただし、建築関係工事は諸経費に計上されているため除く）、④その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）等の使用する機器類等について検討し、工事着手前に必要な費用の見積と合わせ発注者へ協議するものとする
発注者は、協議において見積内容を精査した上で、受注者の承諾を得て必要な費用を諸経費に計上し変更設計を行うものとする
ただし、承諾が得られない場合は、**いわき市水道局工事請負契約約款**第25条第1項を適用し手続きを進める
- 6 遠隔臨場の実施においては、通常の確認立会と同じく受注者が実施した社内検査の資料を添付した確認・立会願（福島県共通仕様書 土木工事編III 2.様式の第8号様式）を事前に提出させた上で、遠隔臨場を行うものとする
- 7 発注者は、6の書類について遠隔臨場完了後に必要事項を記載し、決裁手続完了後は設計図書へ保管する
ただし、指示事項がある場合は、受注者による指示内容の完了後に、必要な資料を添付し提出受け、現場確認後に決裁手続きを進め、完了後は設計図書へ保管する

- 8 6で提出された社内検査資料については、社内検査一覧には記載させることとするが、竣工時の社内検査資料としては提出を求めないものとする
- 9 工事完了後、受注者が建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領に記載した遠隔臨場の実施項目の内、1個項目でも実施した場合には、工事成績評定表において加点するものとする（加点方法は特記仕様書を参照）
- 10 補足、この事務手続きは令和7年4月1日以降、すべての工事に適用できるものとする

水道施設工事

共通仕様書

昭和58年4月1日	発行
昭和63年4月1日	改定
平成12年4月1日	改定
平成22年7月1日	改定
平成25年9月1日	改定
平成25年12月1日	改定
平成27年5月1日	改定
平成28年5月2日	改定
平成28年6月1日	改定
平成29年4月1日	改定
令和2年4月1日	改正
令和4年4月1日	改正
令和5年6月1日	改正
令和6年4月1日	改定
令和7年4月1日	改定

発行：いわき市水道局